

上板町
高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月
上板町

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 法的位置づけについて	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	3
5. 第9期計画の基本指針について	3
第2章 上板町の現状と課題	5
1. 人口等の状況	5
2. 要支援・要介護認定者の状況	12
3. 給付の状況	18
4. 介護予防・日常生活圏域二エズ調査結果	23
5. 在宅介護実態調査結果	32
第3章 計画の基本的な方向	39
1. 計画の基本構想	39
2. 基本目標	40
3. 施策体系	41
4. 日常生活圏域の設定	42
第4章 施策の展開	43
基本目標1：健康づくりと社会参加の推進	43
第1節 健康づくりの推進	43
第2節 社会参加の推進	45
第3節 生涯学習の確保	49
基本目標2：地域包括ケアシステムの充実	51
第1節 高齢者の見守り体制の推進	51
第2節 防災・防犯対策の推進	52
第3節 地域包括支援センターの機能強化	54
第4節 関係機関の連携体制の整備	60
第5節 認知症施策の推進	62
第6節 生活支援サービスの体制整備	66

基本目標3：介護予防・日常生活支援総合事業の推進.....	68
第1節 介護予防・生活支援サービス事業.....	68
第2節 一般介護予防事業.....	69
基本目標4：介護保険事業の適正かつ円滑な運営.....	73
第1節 介護給付事業の適正化.....	73
第2節 介護保険事業の円滑な運営.....	75
 第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料.....	 76
1. 介護保険サービスの見込み量.....	76
2. 保険料の算定.....	99
 第6章 計画の推進について.....	 105
1. 計画の周知.....	105
2. 連携体制の強化.....	105
 第7章 資料編.....	 106

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国では少子高齢化の一層の進展とともに人口減少社会に突入しています。内閣府の令和5年度版高齢社会白書によると、総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は29.0%（令和4（2022）年10月1日現在）となっており、国民の約4人に1人以上が高齢者となっています。

上板町においても総人口の減少、高齢者人口の増加により、高齢化率は年々上昇しています。令和5（2023）年9月末日時点の高齢者人口は4,116人、高齢化率は36.3%となっています。

高齢化の進展に伴い、要介護者や認知症高齢者の増加、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯等の増加などを背景に多くの課題が発生しており、介護予防・健康づくりの推進や高齢者の在宅生活の支援、地域における支え合いの体制づくり、介護サービスの充実など、多様な対策が求められています。

このような医療、保健、介護、福祉をめぐる動向を踏まえ、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）を、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年を目途に構築することを示してきました。

さらに、介護保険制度改革については、「地域共生社会の実現と2040年への備え」を念頭において、地域包括ケアシステムの推進に加えて、介護予防・地域づくりの推進、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策推進大綱に基づく認知症施策の総合的推進、介護現場の革新等に向けて、制度の持続可能性確保のための見直しを不断に実施するとしています。

第9期介護保険事業計画策定にあたって示された、国の基本指針では、2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備、地域共生社会の実現、地域支援事業等の効果的な実施による介護予防・健康づくり施策の充実・推進、認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進等が示されています。

これらを踏まえ、本計画は、上板町の地域包括ケアシステムを一層推進することとし、これまでの取組を引き継ぎつつ、これからの高齢者があらゆる世代の住民とともに豊かにいきいきと暮らせる地域共生社会を目指して、上板町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するものです。

2. 法的位置づけについて

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量等を定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

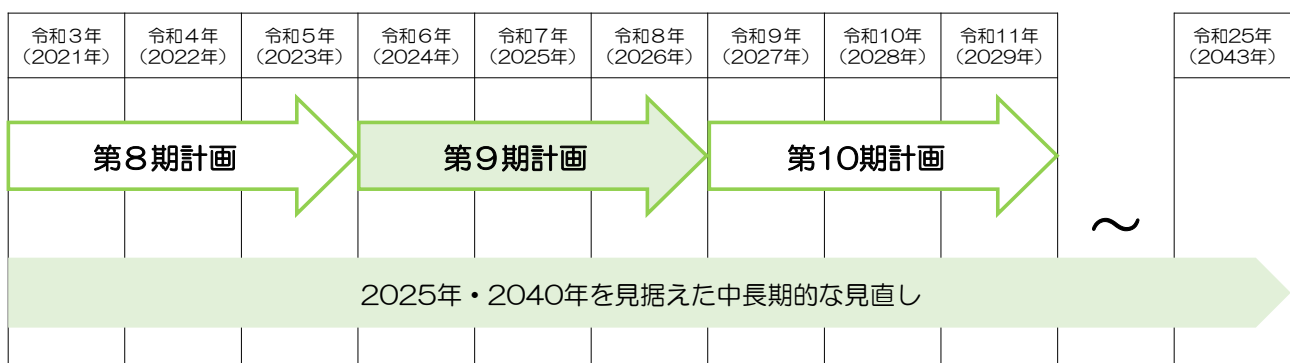
高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第 20 条の 8 の規定による老人福祉計画と位置づけられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険法第 117 条に規定された計画で今回が第 9 期となります。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 か年とします。

本計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する令和 7（2025）年度の高齢者のあるべき姿と、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年度を見据えた計画とし、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



4. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、高齢者ニーズを把握するため、65 歳以上で要介護認定を受けていない方を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅で介護をしている家庭を対象とした「在宅介護実態調査」を実施し、高齢者の状態や自立した生活をおくる上での課題、今後の意向等をよりの確に把握するとともに、介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要かを検討する上での基礎資料としました。

「上板町高齢者福祉計画・介護保険事業計画等策定委員会設置要綱」に基づき、町議会議員、保健・医療・福祉について、知識・経験を有する者や被保険者代表等からなる「上板町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を開催し、審議・検討を行い、広く町民の皆様から意見を募集する「パブリックコメント」を実施し、町民の皆様からいただいた貴重なご意見も反映させ、本計画を策定しました。

5. 第9期計画の基本指針について

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

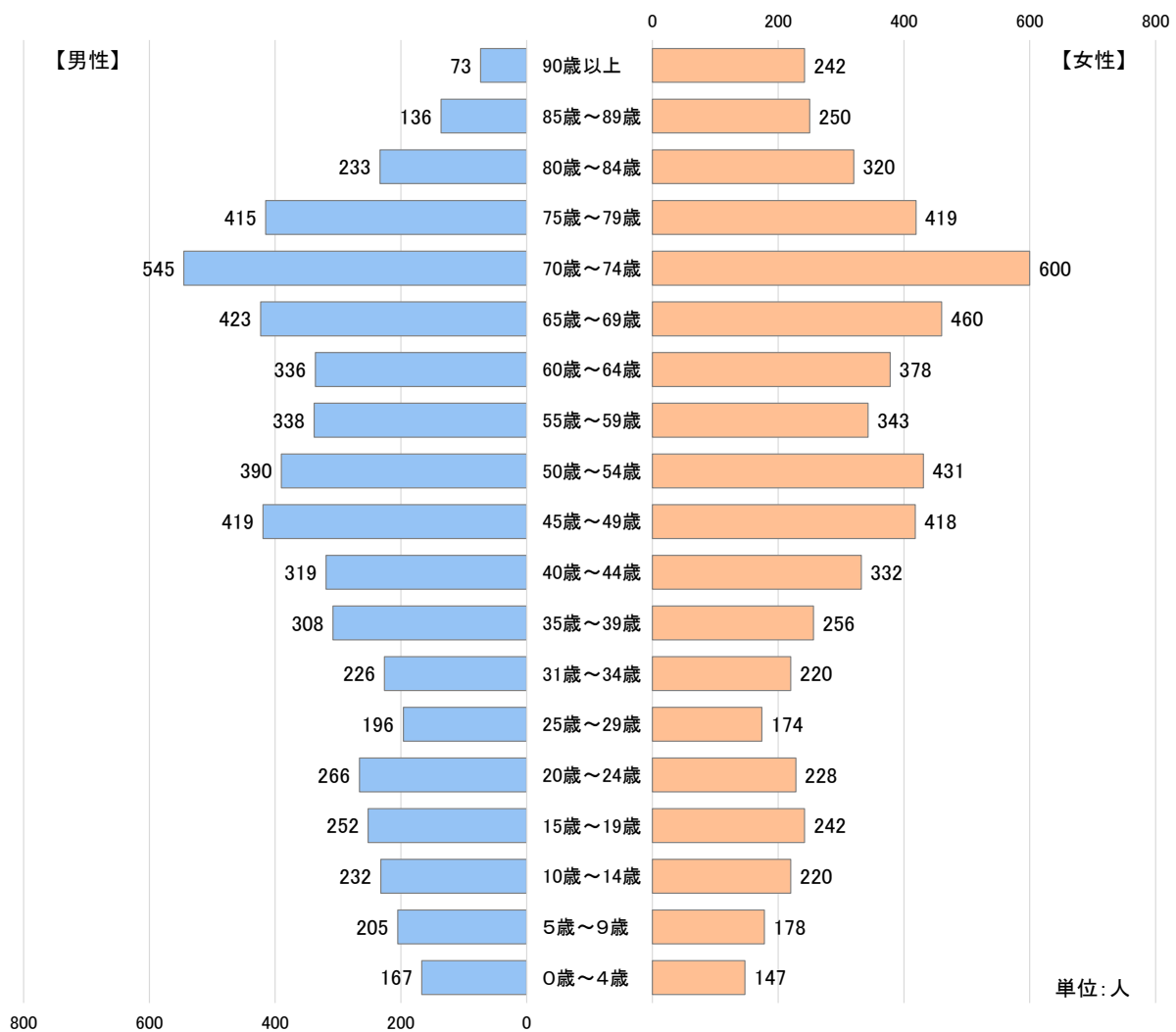
- 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第2章 上板町の現状と課題

1. 人口等の状況

(1) 現在の人口

令和5（2023）年9月末の総人口（11,337人）の5歳ごとの分布をみると、男性・女性ともに70～74歳が最も多く、男性で545人、女性で600人となっています。次いで65～69歳は男性で423人、女性で460人となっています。



資料：住民基本台帳 令和5（2023）年9月末日現在

(2) 人口の推移

① 人口構成の推移

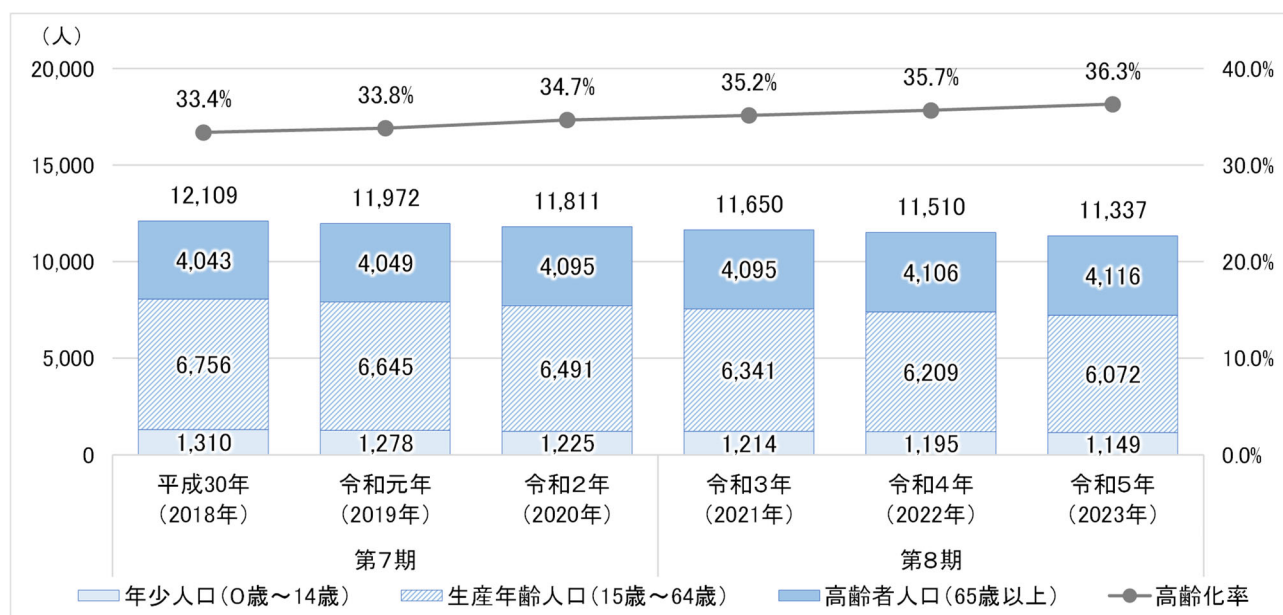
人口の推移をみると、総人口は年々減少しており、令和5（2023）年では11,337人と、平成30（2018）年の12,109人から5年間で772人減少しています。

一方で、高齢者人口（65歳以上）は年々増加傾向にあり、令和5（2023）年では4,116人と、平成30（2018）年の4,043人から73人増加しています。

総人口の減少、高齢者人口の増加により高齢化率は年々上昇し、令和5（2023）年では36.3%となっています。また、総人口に占める75歳以上の割合は令和5（2023）年では18.4%となっています。

単位：人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	12,109	11,972	11,811	11,650	11,510	11,337
年少人口(0歳～14歳)	1,310	1,278	1,225	1,214	1,195	1,149
生産年齢人口(15歳～64歳)	6,756	6,645	6,491	6,341	6,209	6,072
40歳～64歳	3,995	3,959	3,873	3,839	3,788	3,704
高齢者人口(65歳以上)	4,043	4,049	4,095	4,095	4,106	4,116
65歳～74歳(前期高齢者)	2,126	2,131	2,202	2,223	2,141	2,028
75歳以上(後期高齢者)	1,917	1,918	1,893	1,872	1,965	2,088
高齢化率	33.4%	33.8%	34.7%	35.2%	35.7%	36.3%
総人口に占める75歳以上の割合	15.8%	16.0%	16.0%	16.1%	17.1%	18.4%



資料：住民基本台帳 各年9月末日現在

② 高齢者人口の推移

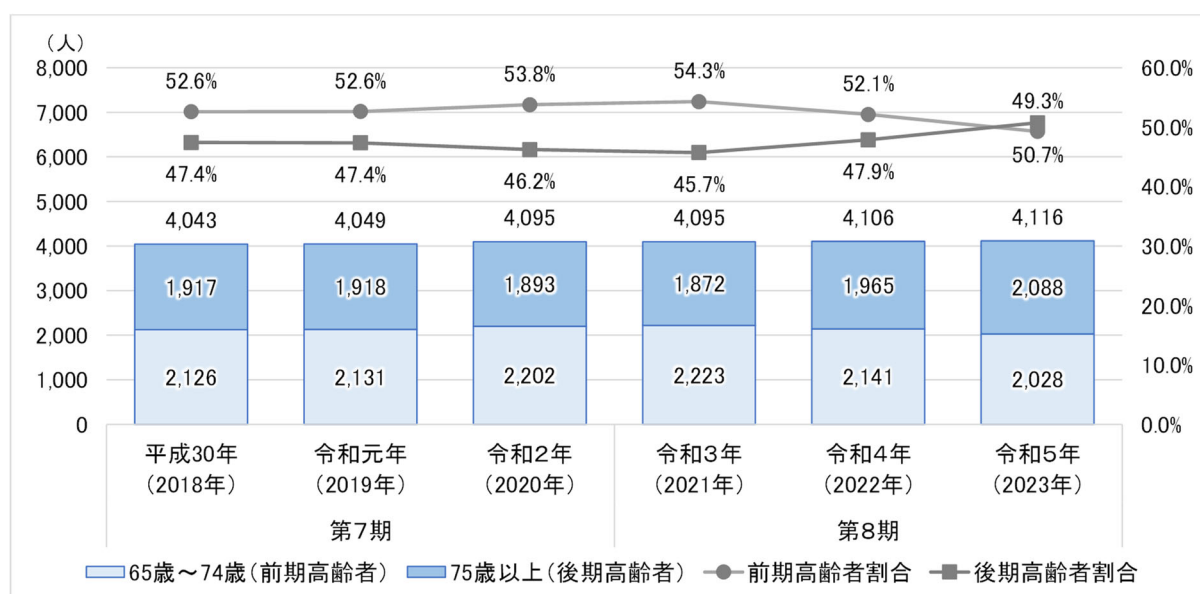
高齢者人口の推移をみると、令和3（2021）年以降の前期高齢者（65歳～74歳）は減少傾向、後期高齢者（75歳以上）は増加傾向で推移しており、令和5（2023）年では前期高齢者が2,028人、後期高齢者が2,088人となっています。平成30年から比べると前期高齢者は98人減、後期高齢者は171人増となっています。

高齢者人口に占める前期高齢者の割合は下降傾向、後期高齢者の割合は上昇傾向で推移しており、令和5（2023）年では前期高齢者が49.3%、後期高齢者が50.7%となっています。

第8期計画における推計値と比べると、概ね計画通りの推移となっています。

単位：人

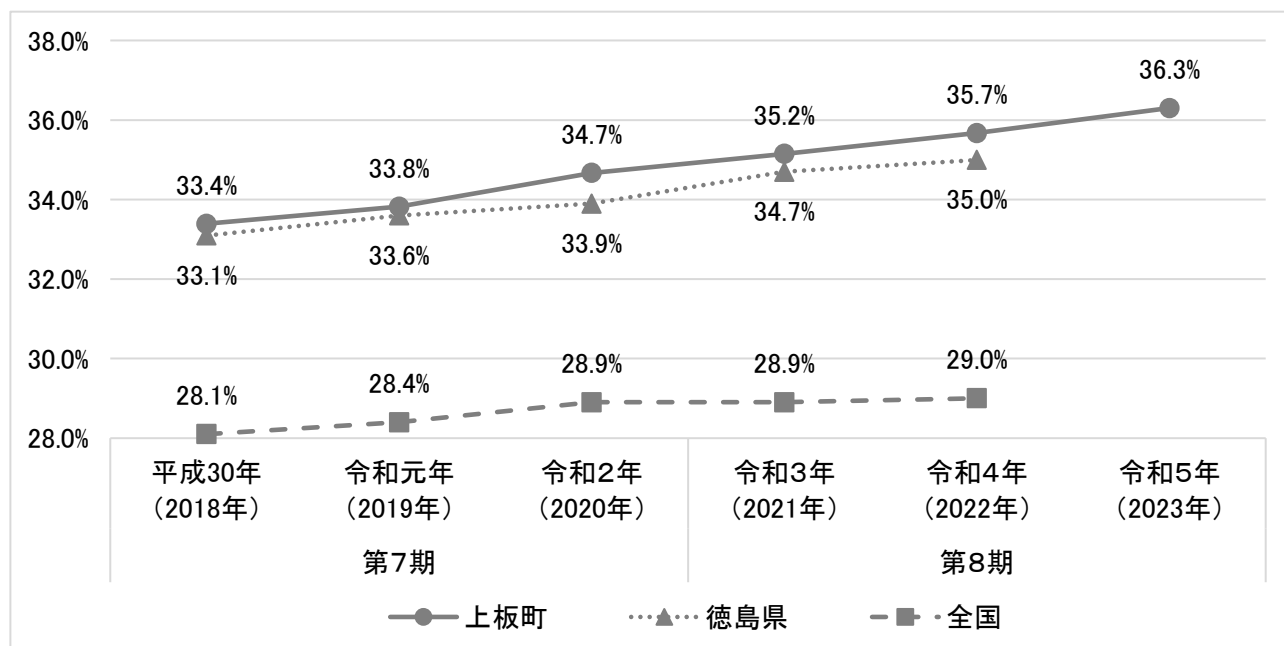
区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
高齢者人口(65歳以上)	4,043	4,049	4,095	4,095	4,106	4,116
65歳～74歳(前期高齢者)	2,126	2,131	2,202	2,223	2,141	2,028
75歳以上(後期高齢者)	1,917	1,918	1,893	1,872	1,965	2,088
高齢者人口に占める前期高齢者割合	52.6%	52.6%	53.8%	54.3%	52.1%	49.3%
高齢者人口に占める後期高齢者割合	47.4%	47.4%	46.2%	45.7%	47.9%	50.7%



資料：住民基本台帳 各年9月末日現在

③ 高齢化率の比較

本町の高齢化率は、全国・徳島県より高くなっています。



資料：町は住民基本台帳 各年9月末日現在

徳島県、全国は総務省統計局 各年10月1日現在

(3) 将来人口推計

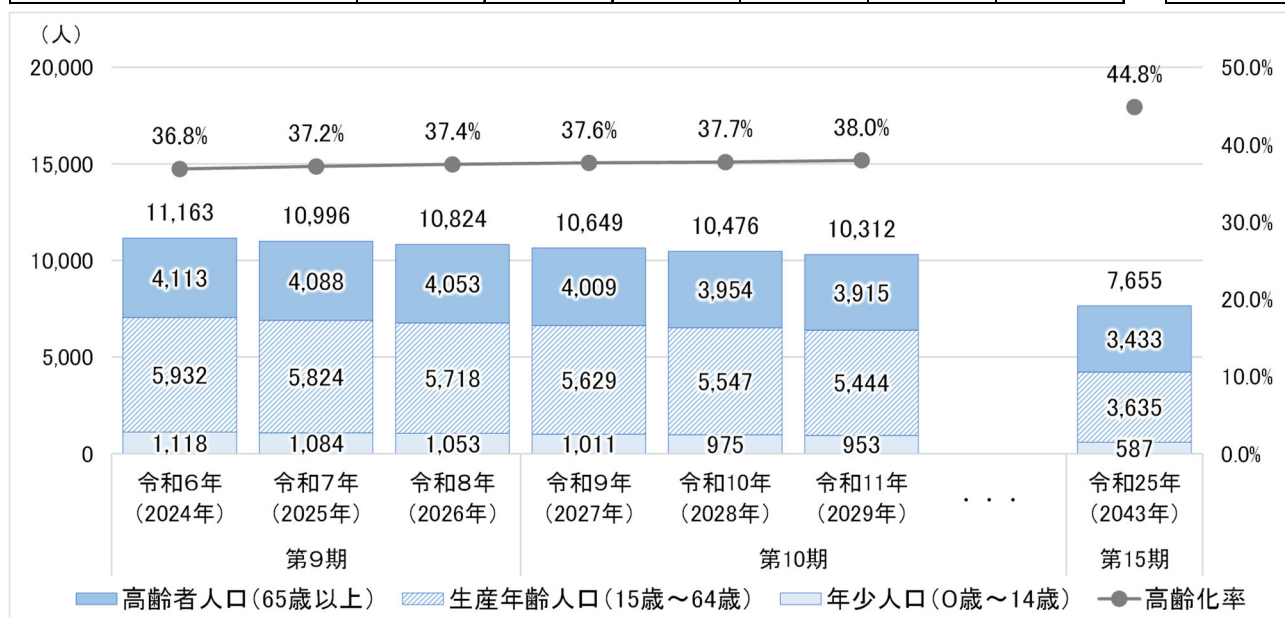
① 人口構成の推移

将来人口の推計をみると、総人口は減少傾向となり、令和8（2026）年では10,824人と、令和5（2023）年から513人減少する見込みです。内訳をみると、年少人口（0歳～14歳）が96人、生産年齢人口（15歳～64歳）が354人の減少、高齢者人口（65歳以上）が116人の減少となっています。その後も総人口の減少は続き、令和10（2028）年には10,476人、令和25（2043）年は7,655人の見込みです。

総人口の減少により高齢化率は年々上昇し、令和8（2026）年では37.4%、令和10（2028）年では37.7%、さらに令和25（2043）年では44.8%と約2人に1人が高齢者となる見込みです。また、総人口に占める75歳以上の割合は、令和10（2028）年では23.2%、さらに令和25（2043）年では25.1%となる見込みです。

単位：人

区分	第9期			第10期			第15期
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和25年 (2043年)
総人口	11,163	10,996	10,824	10,649	10,476	10,312	7,655
年少人口(0歳～14歳)	1,118	1,084	1,053	1,011	975	953	587
生産年齢人口(15歳～64歳)	5,932	5,824	5,718	5,629	5,547	5,444	3,635
40歳～64歳	3,652	3,608	3,588	3,555	3,519	3,494	2,281
高齢者人口(65歳以上)	4,113	4,088	4,053	4,009	3,954	3,915	3,433
65歳～74歳(前期高齢者)	1,919	1,804	1,692	1,613	1,528	1,475	1,511
75歳以上(後期高齢者)	2,194	2,284	2,361	2,396	2,426	2,440	1,922
高齢化率	36.8%	37.2%	37.4%	37.6%	37.7%	38.0%	44.8%
総人口に占める75歳以上の割合	19.7%	20.8%	21.8%	22.5%	23.2%	23.7%	25.1%



資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

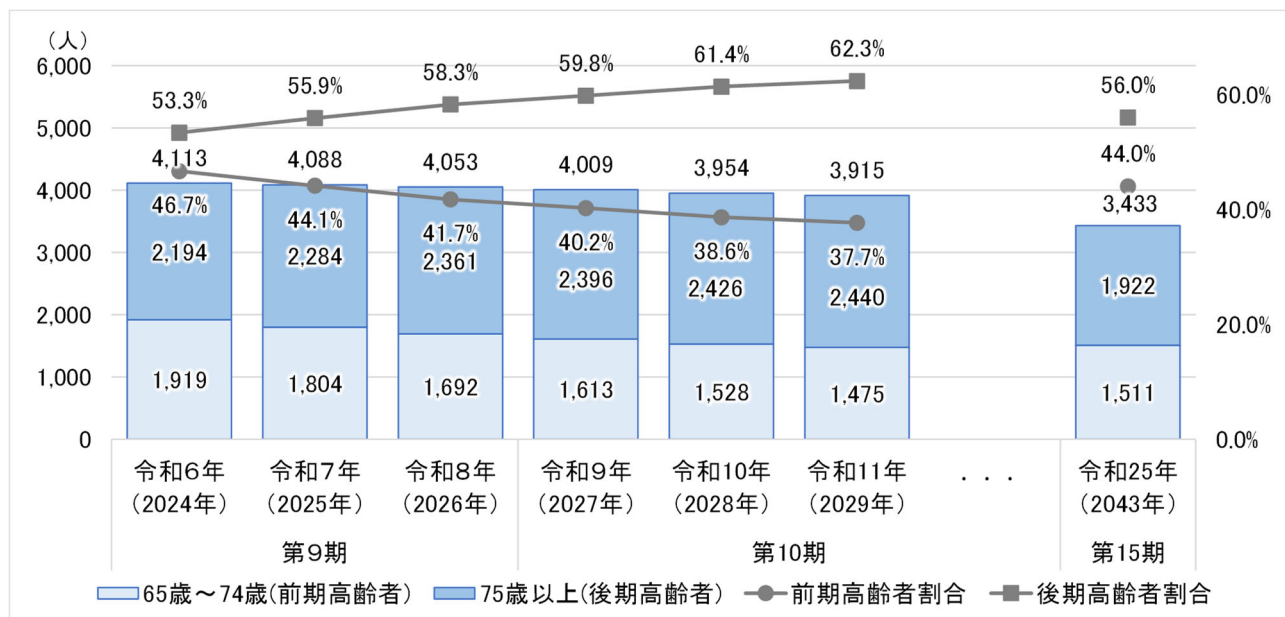
② 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、全体では減少傾向にあります。内訳をみると前期高齢者は減少傾向、後期高齢者は増加傾向となっており、令和8（2026）年では前期高齢者が1,692人、後期高齢者が2,361人と、令和5（2023）年からそれぞれ3人減少、109人増加する見込みです。また、令和7（2025）年の高齢者人口は4,088人、令和25（2043）年は3,433人と、高齢者人口は年々減少する見込みです。

高齢者人口に占める前期高齢者と後期高齢者の割合は、前期高齢者の割合は減少傾向、後期高齢者の割合は増加傾向にあり、年々差が広がっています。

単位：人

区分	第9期			第10期			第15期
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和25年 (2043年)
高齢者人口(65歳以上)	4,113	4,088	4,053	4,009	3,954	3,915	3,433
65歳～74歳(前期高齢者)	1,919	1,804	1,692	1,613	1,528	1,475	1,511
75歳以上(後期高齢者)	2,194	2,284	2,361	2,396	2,426	2,440	1,922
高齢者人口に占める前期高齢者割合	46.7%	44.1%	41.7%	40.2%	38.6%	37.7%	44.0%
高齢者人口に占める後期高齢者割合	53.3%	55.9%	58.3%	59.8%	61.4%	62.3%	56.0%



資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

令和25（2043）年のみ国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(4) 世帯数の推移

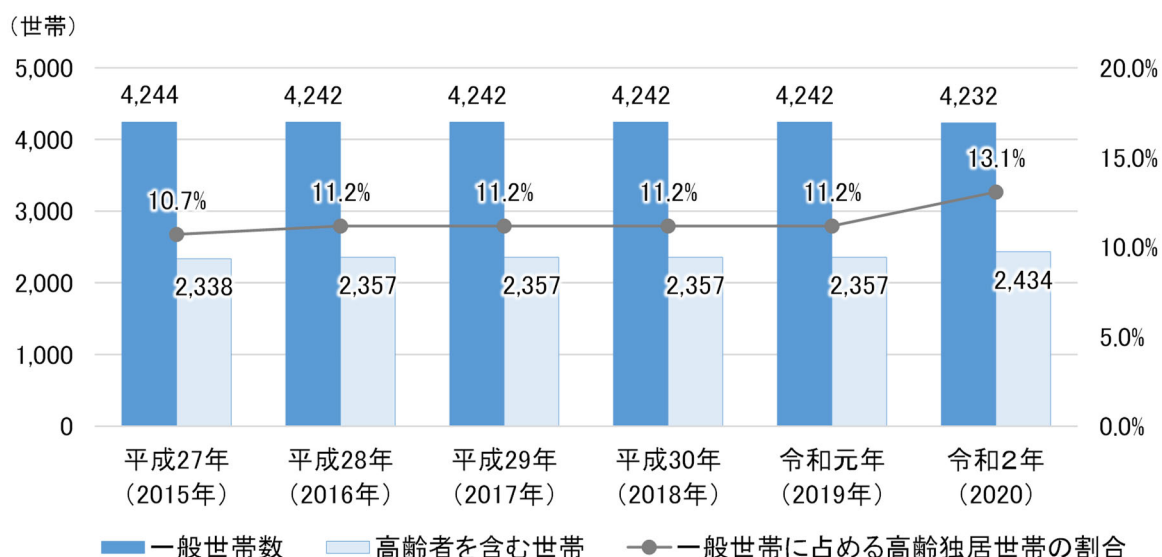
世帯数の推移をみると、一般世帯数は令和2（2020）年では4,232世帯と、平成27（2015）年の4,244世帯から12世帯減少しています。

高齢者を含む世帯は令和2（2020）年では2,434世帯と、平成27（2015）年の2,338世帯から96世帯増加しています。また、令和2（2020）年では高齢独居世帯は553世帯、高齢夫婦世帯は717世帯といずれも増加となっています。

一般世帯に占める高齢独居世帯の割合は、令和2（2020）年では13.1%となっています。

単位：世帯

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020)
一般世帯数	4,244	4,242	4,242	4,242	4,242	4,232
高齢者を含む世帯	2,338	2,357	2,357	2,357	2,357	2,434
高齢独居世帯	454	474	474	474	474	553
高齢夫婦世帯	620	639	639	639	639	717
一般世帯に占める高齢独居世帯の割合	10.7%	11.2%	11.2%	11.2%	11.2%	13.1%



資料：総務省「国勢調査」 ただし、国勢調査は5年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値となっている。

※一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舍の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数。

※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65歳以上の世帯員が1人以上いる世帯数。

※高齢独居世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が65歳以上の高齢者1人のみの世帯数。

※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫及び妻の年齢が65歳以上の世帯数。

2. 要支援・要介護認定者の状況

(1) 要支援・要介護認定者の推移

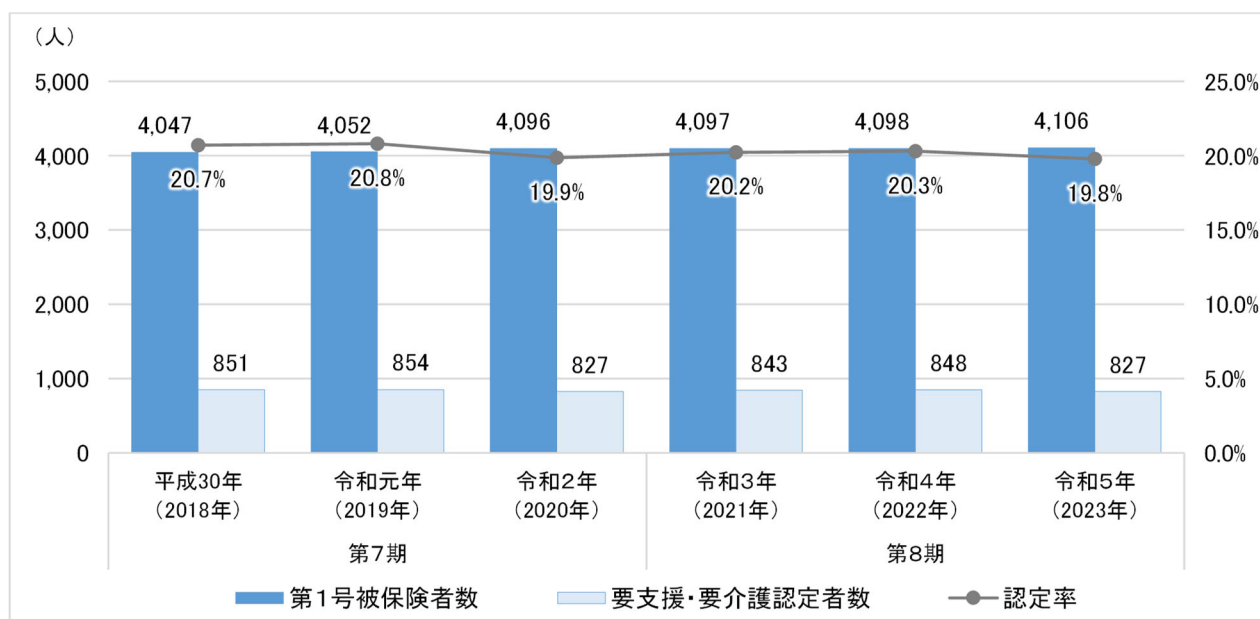
① 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、概ね横ばい傾向にあり、令和5（2023）年では827人となっています。

認定率は令和5（2023）年で19.8%を占めています。

単位：人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
第1号被保険者数	4,047	4,052	4,096	4,097	4,098	4,106
要支援・要介護認定者数	851	854	827	843	848	827
第1号被保険者	838	843	814	829	832	812
第2号被保険者	13	11	13	14	16	15
認定率	20.7%	20.8%	19.9%	20.2%	20.3%	19.8%



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより） 各年9月末日現在

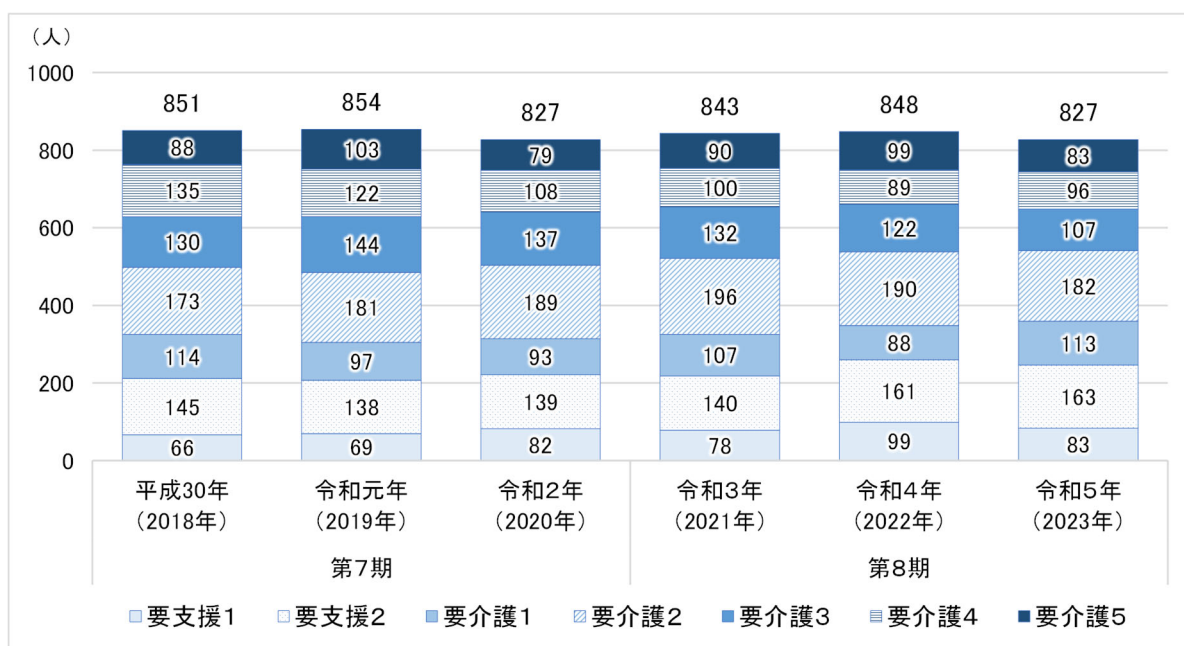
※本指標の「認定率」は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数。

② 要支援・要介護認定者の内訳推移

要支援・要介護認定者の内訳の推移をみると、平成 30（2018）年から令和 5（2023）年にかけてすべての介護度で増減を繰り返しています。平成 30（2018）年と令和 5（2023）年と比較すると、要支援 1、要支援 2、要介護 2 以外で平成 30（2018）年の方が多くなっています。

単位：人

区分	第7期			第8期		
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
要支援・要介護認定者数	851	854	827	843	848	827
要支援1	66	69	82	78	99	83
要支援2	145	138	139	140	161	163
要介護1	114	97	93	107	88	113
要介護2	173	181	189	196	190	182
要介護3	130	144	137	132	122	107
要介護4	135	122	108	100	89	96
要介護5	88	103	79	90	99	83

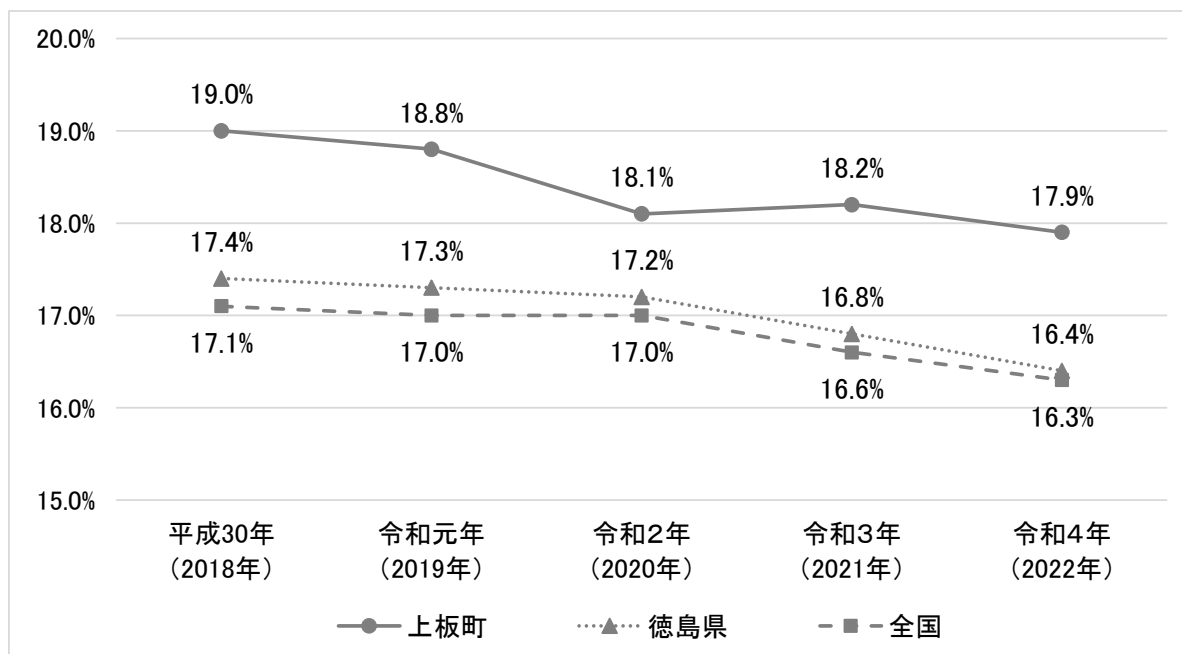


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより） 各年9月末日現在

③ 調整済み認定率の比較

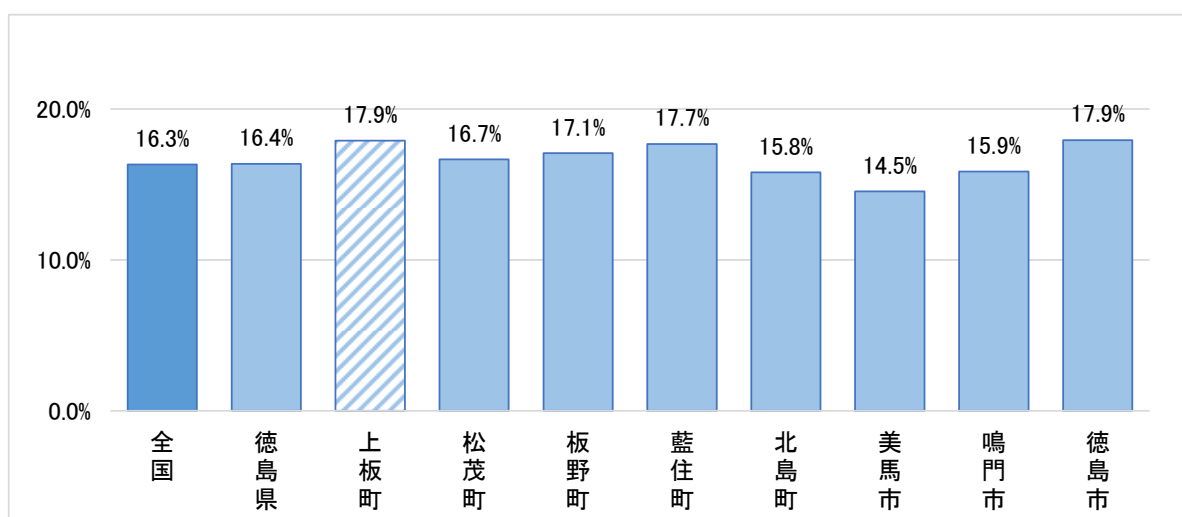
本町の調整済み認定率は、全国・徳島県を上回っています。

また、令和4（2022）年3月末の認定率をみると、近隣8市町の中で徳島市に次いで高くなっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより） 各年3月末日現在

※調整済み認定率：性・年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構造は平成27（2015）年1月1日時点の全国平均の構成。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより） 令和4年3月末日現在

※調整済み認定率：性・年齢構成の影響を除外した認定率。計算に用いる標準的な人口構造は平成27（2015）年1月1日時点の全国平均の構成。

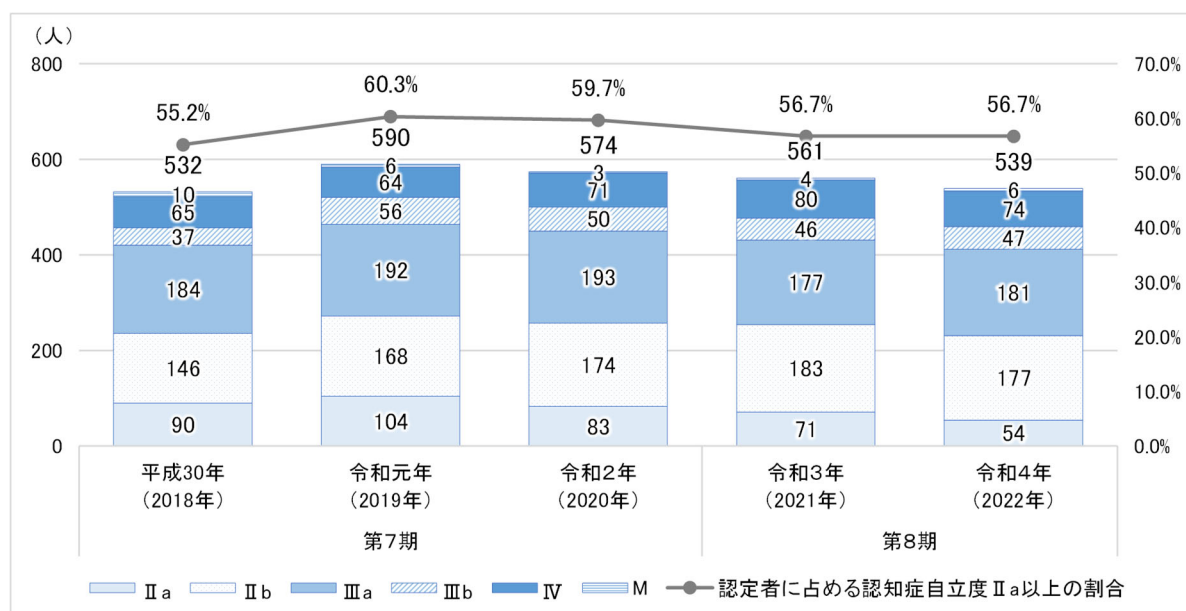
(2) 認知症高齢者人口の推移

認知症自立度Ⅱa以上の推移をみると、令和元（2019）年の590人から令和4（2022）年の539人にかけて減少傾向で推移しています。

認定者に占める認知症自立度Ⅱa以上の高齢者の割合は、概ね6割程度で推移しており、令和4（2022）年は56.7%を占めています。

単位：人

区分	第7期			第8期	
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
要支援・要介護認定者数	964	978	962	989	950
自立	278	217	183	177	182
Ⅰ	154	171	205	251	229
Ⅱa	90	104	83	71	54
Ⅱb	146	168	174	183	177
Ⅲa	184	192	193	177	181
Ⅲb	37	56	50	46	47
Ⅳ	65	64	71	80	74
Ⅴ	10	6	3	4	6
認知症自立度Ⅱa以上認定者数	532	590	574	561	539
認定者に占める認知症自立度Ⅱa以上の割合	55.2%	60.3%	59.7%	56.7%	56.7%



資料：厚生労働省「介護保険総合データベース」 各年10月末日現在

※本指標の「認知症自立度」は、認定調査と主治医意見書に基づき、介護認定審査会において最終的に決定された認知症高齢者の日常生活自立度を指す。

(3) 要支援・要介護認定者の推計

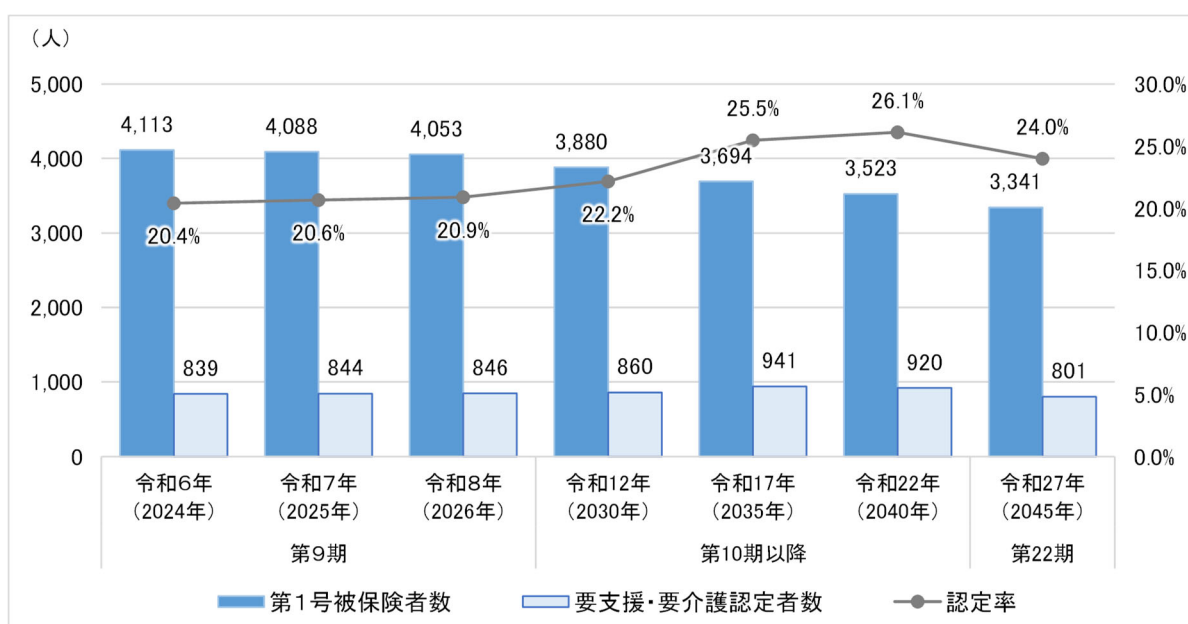
① 要支援・要介護認定者数の将来推計

要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を含む）の将来推計の推移をみると、第9期計画期間中は概ね840人程度で推移しています。

認定率も概ね変化がなく、令和8（2026）年は20.9%となる見込みです。

単位：人

区分	第9期			第10期以降			第22期
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
第1号被保険者数	4,113	4,088	4,053	3,880	3,694	3,523	3,341
要支援・要介護認定者数	839	844	846	860	941	920	801
第1号被保険者	824	829	831	845	927	910	791
第2号被保険者	15	15	15	15	14	10	10
認定率	20.4%	20.6%	20.9%	22.2%	25.5%	26.1%	24.0%



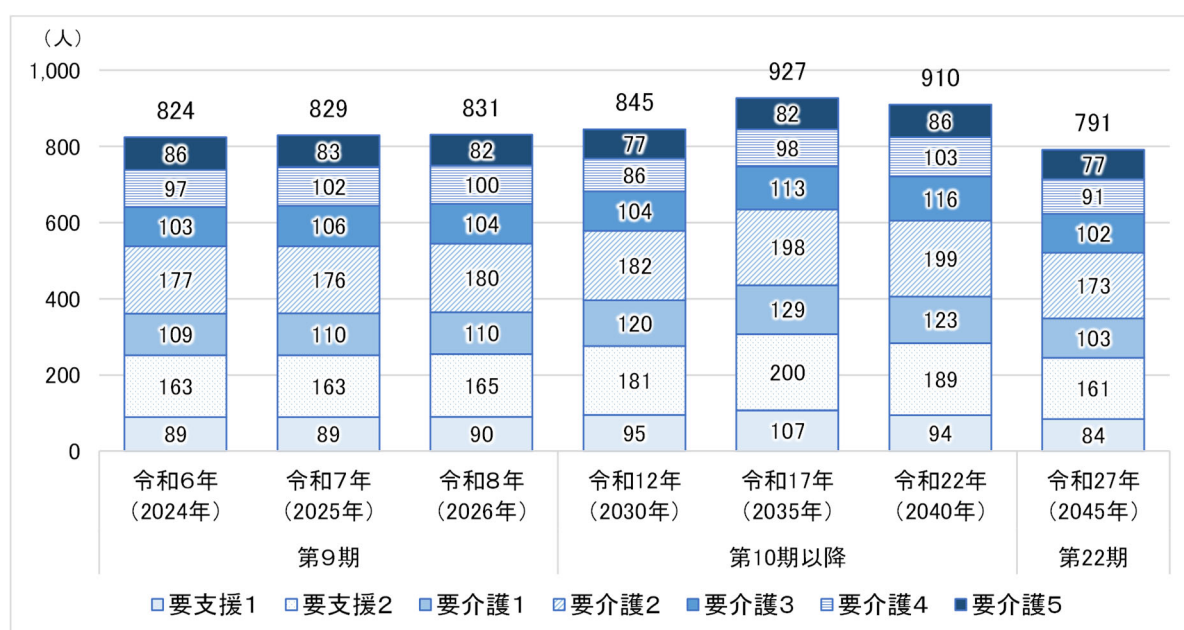
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システム）を用いて推計。

② 要支援・要介護認定者の将来推計の内訳

要支援・要介護認定者の将来推計の内訳をみると、第9期計画期間中はすべての介護度で概ね変化がありません。

単位：人

区分	第9期			第10期以降			第22期
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
要支援・要介護認定者数	839	844	846	860	941	920	801
うち第1号被保険者数	824	829	831	845	927	910	791
要支援1	89	89	90	95	107	94	84
要支援2	163	163	165	181	200	189	161
要介護1	109	110	110	120	129	123	103
要介護2	177	176	180	182	198	199	173
要介護3	103	106	104	104	113	116	102
要介護4	97	102	100	86	98	103	91
要介護5	86	83	82	77	82	86	77

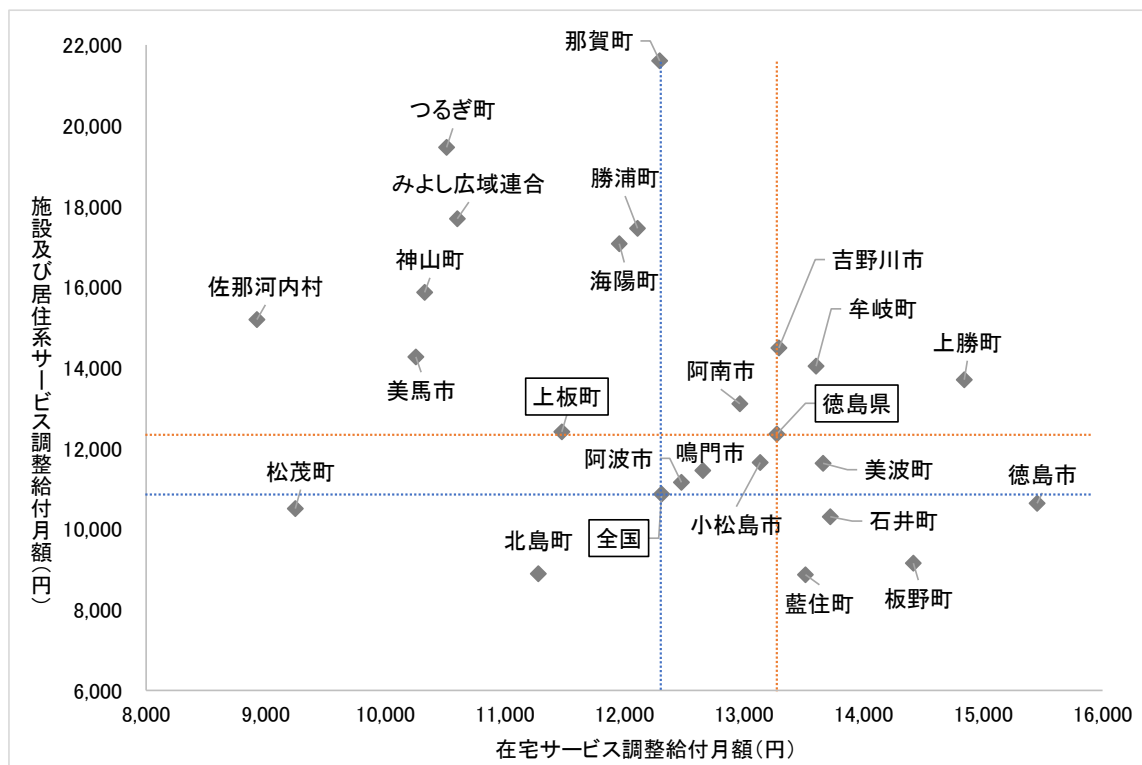


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システム）を用いて推計。

3. 給付の状況

(1) 第1号被保険者1人あたり調整給付月額

第1号被保険者1人あたり調整給付月額の状況を見ると、施設及び居住系サービスの給付月額は12,412円、在宅サービスは11,476円となっています。施設及び居住系サービス（全国：10,865円、徳島県：12,355円）、在宅サービス（全国：12,311円、徳島県：13,276円）となっており、施設及び居住系サービスは全国・徳島県を上回っていますが、在宅サービスは全国・徳島県を下回っています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システム） 令和5（2023）年現在

※調整給付月額は、第1号被保険者の性・年齢構成を調整し、単位数に一律10円を乗じ、さらに実効給付率を乗じた数。

※実効給付率とは、当該年度の給付額の合計を費用額の合計で除した割合。

※本指標の「在宅サービス調整給付月額」は、在宅サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。

※本指標の「施設及び居住系サービス調整給付月額」は、第1号被保険者に対する施設及び居住系サービス給付費の総額を第1号被保険者数で除した数。

※在宅サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護を指す。

※施設及び居住系サービスは、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す。

(2) 計画値との対比

令和3（2021）年度、令和4（2022）年度の各サービスの計画値と実績の比較を行いました。

【計画値】「上板町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の計画値

【実績値】「介護保険事業状況報告（月報）」12 か月分の合計

※計画対比は実績値÷計画値で、計画値に対しての割合を算出（千円単位以下の関係で、率が一致しない場合があります。）

① 介護予防サービス

介護予防サービスの合計の計画対比は、令和3（2021）年度 148.2%、令和4（2022）年度 156.5%と計画値を上回っています。

単位：千円/年 回・日・人/月

(1) 介護予防サービス		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	回数(回)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防訪問看護	給付費(千円)	230	297	129.3%	230	1,288	559.9%
	回数(回)	5.0	8.4	168.3%	5.0	32.5	650.0%
	人数(人)	1	1	75.0%	1	3	341.7%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	2,660	5,167	194.3%	2,662	4,858	182.5%
	回数(回)	80.8	155.2	192.0%	80.8	152.6	188.8%
	人数(人)	6	12	200.0%	6	12	206.9%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	416	490	117.9%	416	236	56.8%
	人数(人)	6	4	68.1%	6	3	45.8%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	9,349	11,289	120.8%	9,355	12,009	128.4%
	人数(人)	23	25	108.3%	23	27	116.7%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	82	173	211.1%	82	413	504.0%
	日数(日)	1.0	2.3	233.3%	1.0	6.2	616.7%
	人数(人)	1	1	66.7%	1	1	100.0%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	2,937	4,031	137.2%	2,999	5,674	189.2%
	人数(人)	51	62	122.4%	52	75	145.0%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	188	417	221.7%	188	610	324.4%
	人数(人)	1	2	150.0%	1	2	191.7%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	1,353	2,548	188.3%	1,353	2,290	169.2%
	人数(人)	2	2	104.2%	2	3	125.0%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	315	-	0	91	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-

単位：千円/年 回・人/月

(2)地域密着型介護予防サービス			令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
			計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比
	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
		回数(回)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
		人数(人)	0	0	-	0	0	-
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
		人数(人)	0	0	-	0	0	-
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	1,457	-	0	0	-
		人数(人)	0	1	-	0	0	-
		(3)介護予防支援	給付費(千円)	3,641	4,723	129.7%	3,749	5,442
人数(人)	68		87	127.6%	70	101	143.6%	
合計	給付費(千円)	20,856	30,908	148.2%	21,034	32,912	156.5%	

② 介護サービス

介護サービスの合計の計画対比は、令和3(2021)年度 93.8%、令和4(2022)年度 88.5%と計画値を下回っています。

介護サービスの内訳をみると、令和3(2021)年度・令和4(2022)年度ともに居宅療養管理指導は、給付費・人数ともに計画値を上回っています。

単位：千円/年 回・日・人/月

(1) 居宅サービス			令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
			計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比
訪問介護	給付費(千円)		104,214	96,076	92.2%	106,341	91,904	86.4%
	回数(回)		3,327.3	2,766.6	83.1%	3,392.7	2,725.1	80.3%
	人数(人)		135	136	100.9%	137	127	92.8%
訪問入浴介護	給付費(千円)		5,465	4,769	87.3%	5,468	4,593	84.0%
	回数(回)		38.0	33	85.7%	38.0	30	79.6%
	人数(人)		7	5	65.5%	7	5	72.6%
訪問看護	給付費(千円)		22,376	21,525	96.2%	22,559	16,012	71.0%
	回数(回)		419.3	403.5	96.2%	419.3	290.1	69.2%
	人数(人)		38	41	106.6%	38	36	93.9%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)		18,633	18,666	100.2%	18,644	18,027	96.7%
	回数(回)		552.2	550.3	99.6%	552.2	529.4	95.9%
	人数(人)		38	36	95.0%	38	38	98.9%
居宅療養管理指導	給付費(千円)		5,449	7,532	138.2%	5,452	7,614	139.7%
	人数(人)		58	77	132.6%	58	72	124.1%
通所介護	給付費(千円)		169,915	170,834	100.5%	168,861	153,819	91.1%
	回数(回)		1,961.5	1,924	98.1%	1,950.0	1,686	86.5%
	人数(人)		165	150	91.0%	164	135	82.3%
通所リハビリテーション	給付費(千円)		70,403	64,450	91.5%	70,442	52,526	74.6%
	回数(回)		722.1	642.7	89.0%	722.1	526.8	72.9%
	人数(人)		74	67	90.0%	74	60	81.6%
短期入所生活介護	給付費(千円)		73,769	71,202	96.5%	73,810	79,029	107.1%
	日数(日)		727.8	689.6	94.7%	727.8	776.3	106.7%
	人数(人)		39	34	88.0%	39	38	96.2%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)		2,346	4,417	188.3%	2,347	1,664	70.9%
	日数(日)		17.9	31.8	177.8%	17.9	12.9	72.2%
	人数(人)		2	3	141.7%	2	2	79.2%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)		0	0	-	0	0	-
	日数(日)		0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)		0	0	-	0	0	-
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)		0	0	-	0	0	-
	日数(日)		0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)		0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	給付費(千円)		34,740	38,673	111.3%	34,801	35,853	103.0%
	人数(人)		230	231	100.4%	230	221	96.1%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)		1,324	1,104	83.3%	1,324	934	70.5%
	人数(人)		4	4	91.7%	4	3	83.3%
住宅改修費	給付費(千円)		4,157	1,544	37.1%	4,157	1,530	36.8%
	人数(人)		4	2	54.2%	4	2	54.2%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)		5,284	6,231	117.9%	5,287	3,150	59.6%
	人数(人)		2	2	108.3%	2	1	50.0%

単位：千円/年 回・日・人/月

		令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
(2) 地域密着型サービス		計画	実績	計画対比	計画	実績	計画対比
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型通所介護	給付費(千円)	17,573	13,096	74.5%	17,583	8,612	49.0%
	回数(回)	178.6	121.9	68.3%	178.6	82.7	46.3%
	人数(人)	14	10	73.8%	14	8	57.1%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	回数(回)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	2,751	-	0	1,132	-
	人数(人)	0	1	-	0	1	-
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	134,784	111,742	82.9%	170,673	118,459	69.4%
	人数(人)	45	36	79.6%	57	38	67.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	-	0	1,143	-
	人数(人)	0	0	-	0	0	-
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	給付費(千円)	229,705	238,347	103.8%	229,833	250,310	108.9%
	人数(人)	75	77	102.3%	75	80	106.2%
介護老人保健施設	給付費(千円)	238,626	214,609	89.9%	238,758	220,167	92.2%
	人数(人)	73	63	86.3%	73	64	87.7%
介護医療院	給付費(千円)	30,637	9,355	30.5%	30,654	16,775	54.7%
	人数(人)	7	3	35.7%	7	4	63.1%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	27,139	22,675	83.6%	27,155	4,927	18.1%
	人数(人)	6	5	87.5%	6	1	22.2%
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	60,772	59,970	98.7%	60,541	57,221	94.5%
	人数(人)	362	351	96.8%	361	330	91.4%
合計		1,257,311	1,179,567	93.8%	1,294,690	1,145,398	88.5%

4. 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果

(1) 調査概要

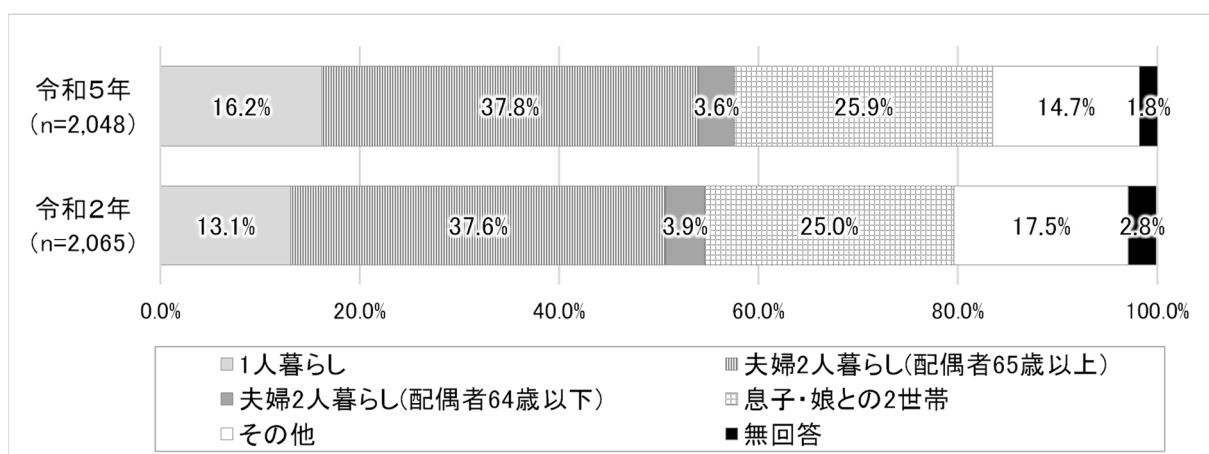
要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

対 象 者	令和4（2022）年12月1日現在、65歳以上の町内在住の方（要介護1～5、介護施設入所者、入院者を除く）
実施期間	令和5（2023）年1月20日（金）～令和5（2023）年3月10日（金）
実施方法	郵送配布、郵送回収
有効回答数 （有効回収率）	配布件数：3,436件、有効回収数：2,048件（59.6%） ※返送いただいた調査票のうち、全問無回答や締切後に返送があったもの に関しては、集計結果に含めていません。

(2) 調査結果

① 家族構成

令和5（2023）年度の家族構成をみると、全体では「1人暮らし」16.2%、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」37.8%、「夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）」3.6%、「息子・娘との2世帯」25.9%、「その他」14.7%となっており、令和2（2020）年度の結果とほぼ同様となっています。



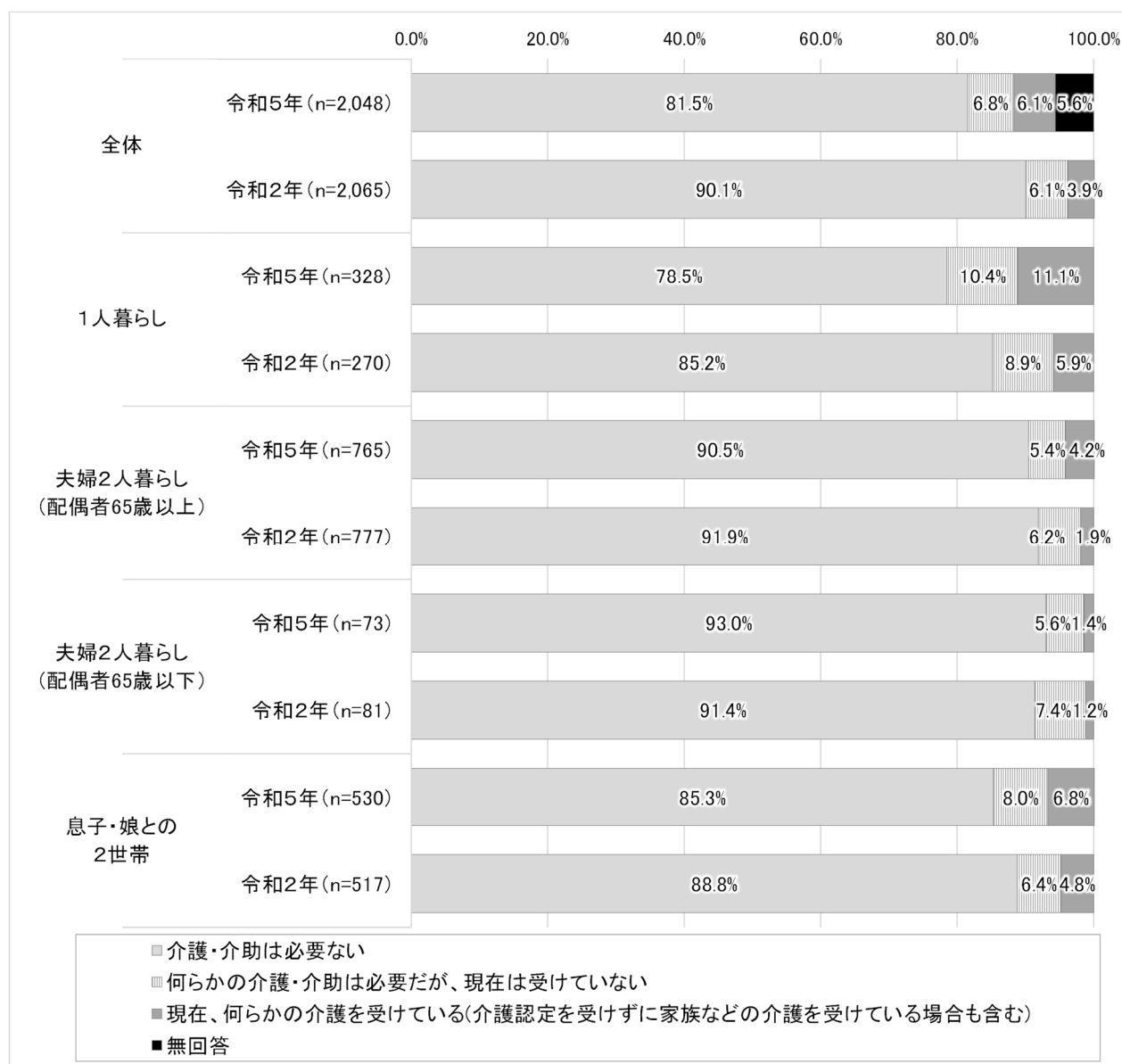
※令和2（2020）年度の調査結果については、令和2（2020）年2月18日（火）～令和2（2020）年3月27日（金）に実施した同調査の結果となります。

※「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。

② 介護・介助の状況

普段の生活でどなたかの介護・介助が必要かをみると、令和5（2023）年度では全体の81.5%が「介護・介助は必要ない」と答えています。「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」（6.8%）または「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」（6.1%）と答えた“何らかの介護・介助が必要な方”は全体の1割以上を占めており、令和2（2020）年度と比べると、「介護・介助は必要ない」が1割程度減少しています。

また、令和2（2020）年度と比べると、すべての家族構成で「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む）」が多くなっています。



③ リスク該当状況

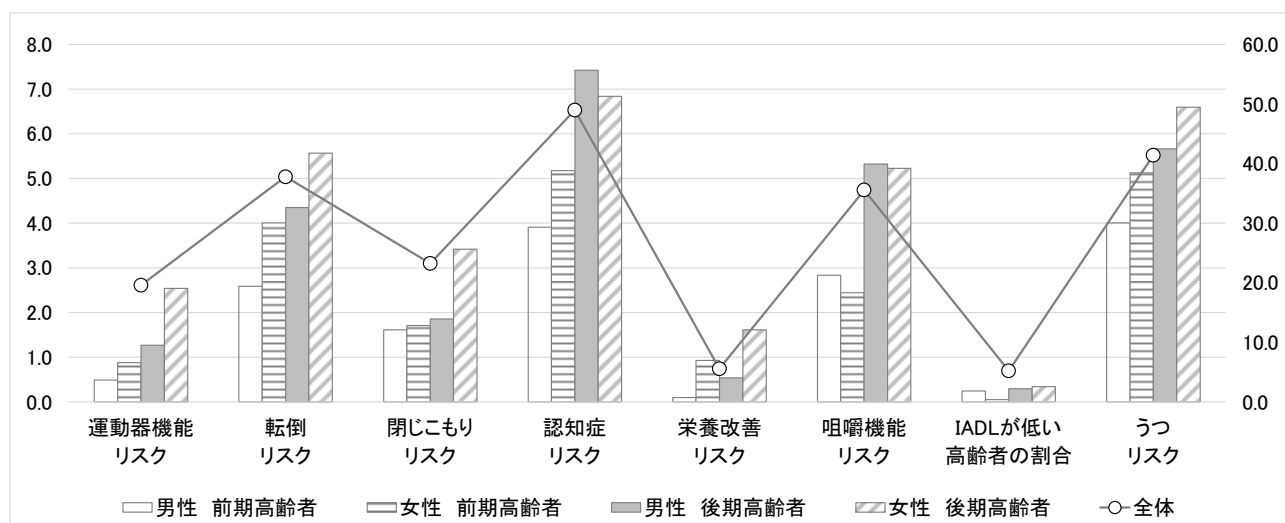
一般高齢者（非認定者）のリスク該当状況をみると、全体ではうつリスク（41.4%）、認知症リスク（49.0%）、転倒リスク（37.8%）、咀嚼機能リスク（35.5%）、閉じこもりリスク（23.2%）、運動器機能リスク（19.6%）、栄養改善リスク（5.6%）、IADLが低い（3点以下）割合（5.2%）の順で該当率が高くなっています。

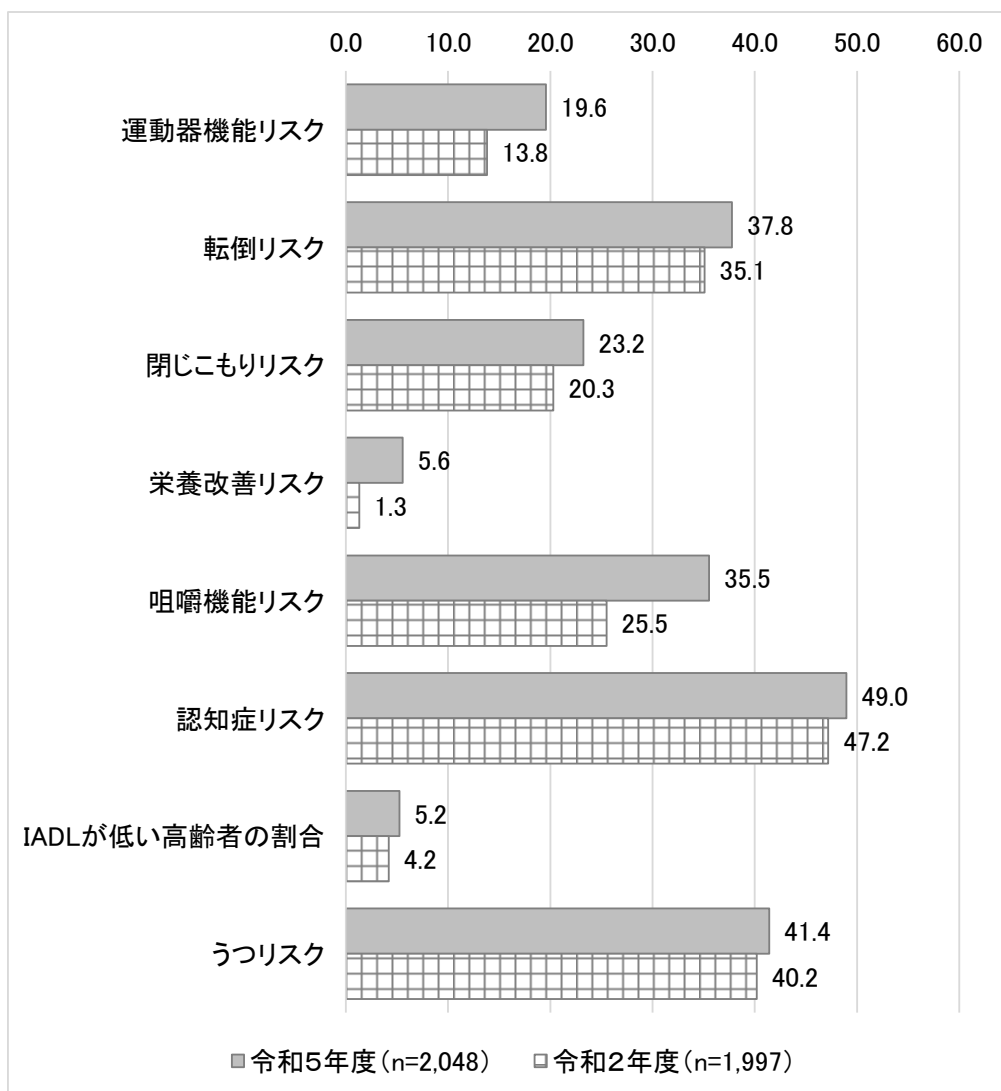
運動器機能リスク、転倒リスク、閉じこもりリスク、栄養改善リスクで、男性より女性の方が高くなっています。また、いずれの指標においても前期高齢者より後期高齢者の該当率が高くなっています。

また、令和2（2020）年度と比較すると、すべての指標の割合は前年度を上回り、特に咀嚼機能リスクは、10%上昇しています。

※IADL：買い物・洗濯・掃除・料理・金銭管理・服薬管理・交通機関の利用・電話の対応等などの手段的日常生活動作。

	運動器機能 リスク	転倒 リスク	閉じこもり リスク	認知症 リスク	栄養改善 リスク	咀嚼機能 リスク	IADLが低い 高齢者の割合	うつ リスク
男性 前期高齢者	0.5	2.6	1.6	3.9	0.1	2.8	0.2	4.0
女性 前期高齢者	0.9	4.0	1.7	5.2	0.9	2.4	0.0	5.1
男性 後期高齢者	1.3	4.3	1.9	7.4	0.5	5.3	0.3	5.7
女性 後期高齢者	2.5	5.6	3.4	6.8	1.6	5.2	0.3	6.6
全体	19.6	37.8	23.2	49.0	5.6	35.5	5.2	41.4

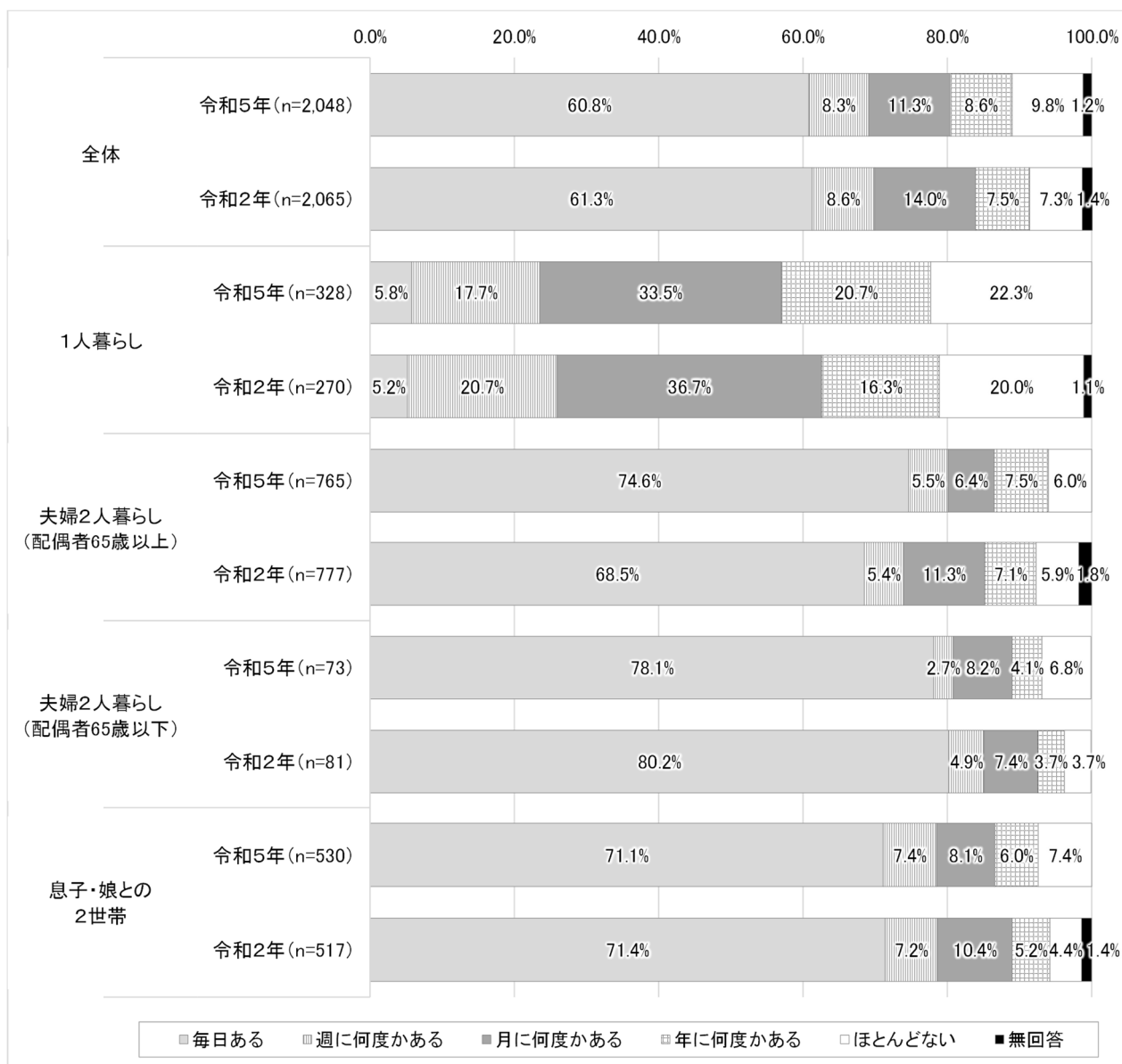




④ 孤食の状況

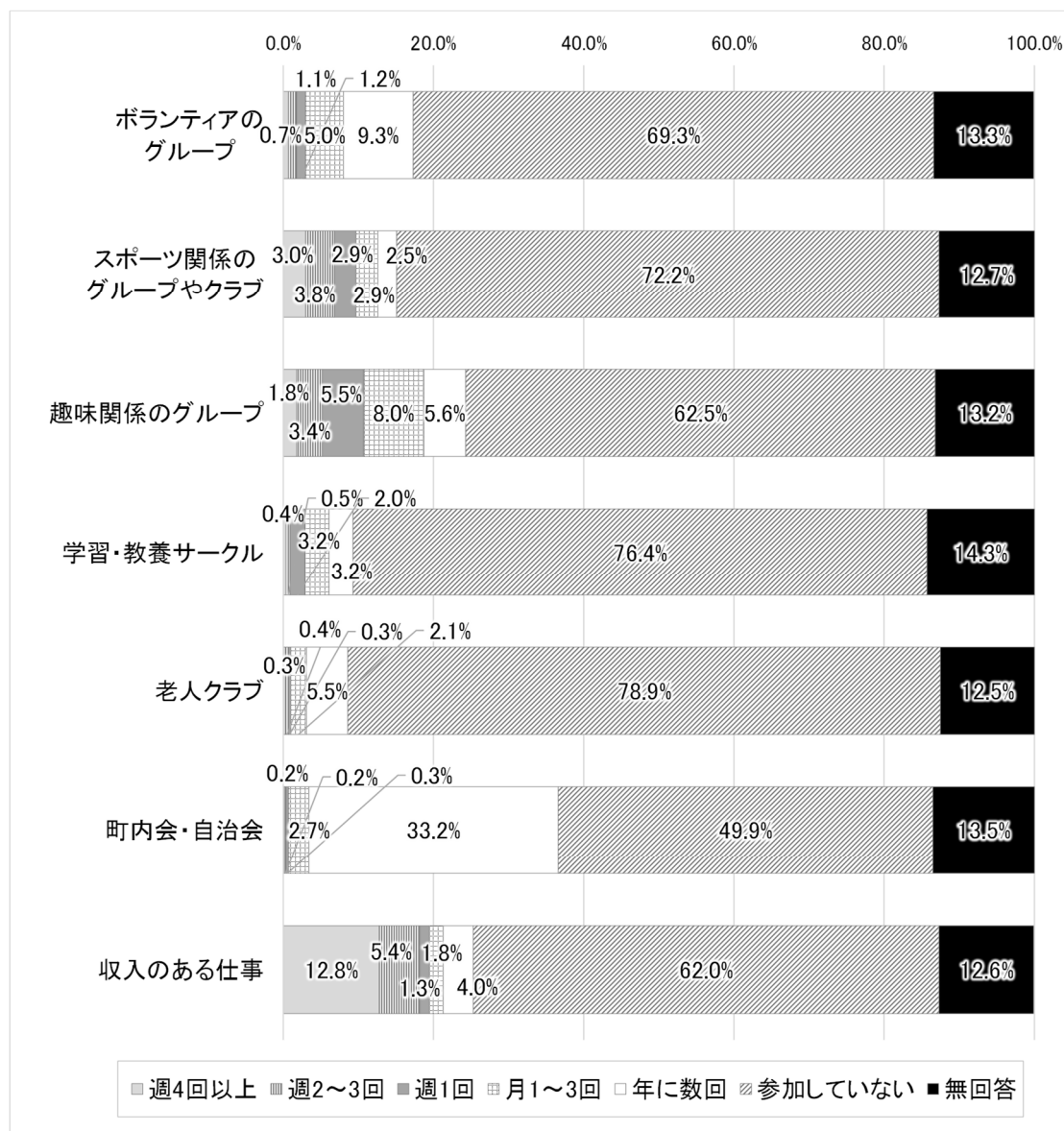
どなたかと食事をとる機会の有無をみると、令和5（2023）年度では全体の60.8％は「毎日ある」と答えています。また、「年に何度かある」または「ほとんどない」と答えた“孤食傾向のある方”は18.4％を占めており、令和2（2020）年度から微増となっています。

“孤食傾向のある方”を家族構成別にみると、1人暮らしでは43.0％を占めており、令和2（2020）年度より微増となっています。



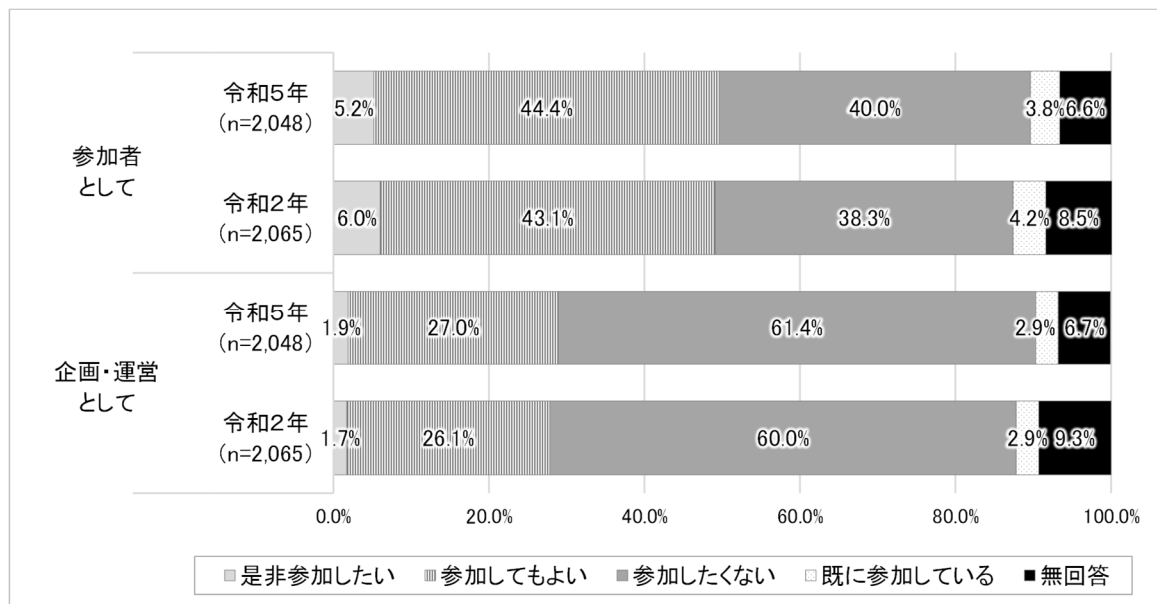
⑤ 会・グループ等への参加頻度

会・グループ等への参加頻度をみると、“参加頻度が高いもの（「参加していない」・「無回答」除く）”は町内会・自治会が36.6%と最も高く、次いで、趣味関係のグループと収入のある仕事が24.3%となっています。「年に数回」も除くと、収入のある仕事（21.3%）、趣味関係のグループ（18.7%）、スポーツ関係のグループやクラブ（12.6%）の順で多くなっています。



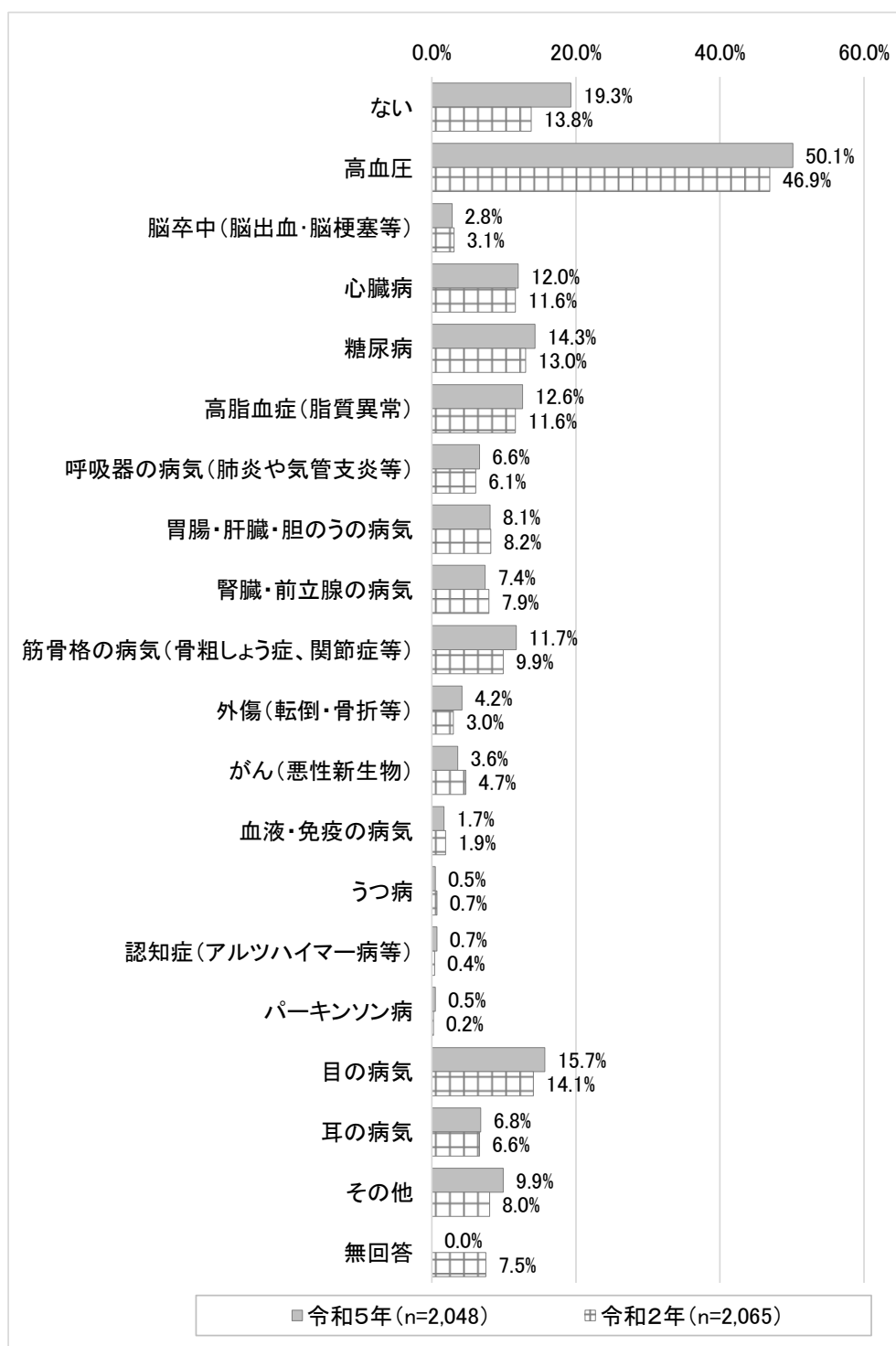
⑥ 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、参加者または企画・運営として参加してみたいと思うか尋ねると、「是非参加したい」もしくは「参加してもよい」、「既に参加している」と答えた“参加意向がある方”は参加者としては53.4%、企画・運営としては31.8%と、参加者としての参加意向のほうが高くなっていますが、いずれも令和2（2020）年度と比べると参加意向が高くなっています。



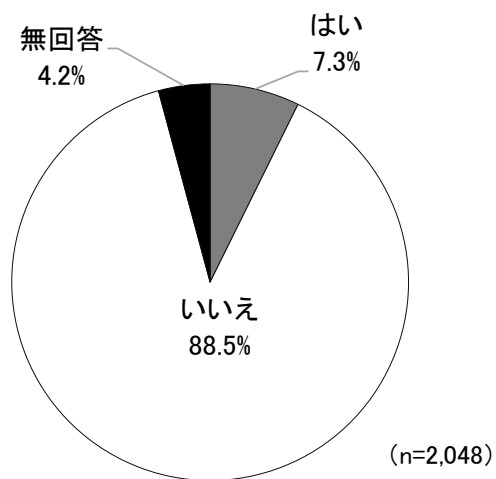
⑦ 疾病の状況

現在治療中、または後遺症のある病気をみると、「高血圧」(50.1%) が最も多く、次いで、「目の病気」(15.7%)、「糖尿病」(14.3%) の順となっています。令和2(2020)年度と比べるとほぼ同様の結果となっています。ただし、「ない」と回答した方が 5.5 ポイント増加しています。



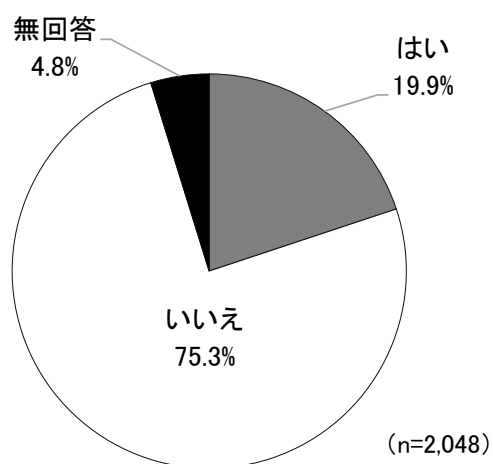
⑧ 認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人の有無

認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか尋ねると、「はい」と回答した方は 7.3%、「いいえ」と回答した方は 88.5%を占めています。



⑨ 認知症に係る相談窓口の把握について

認知症に関する相談窓口の認知状況について、「はい」と回答した方は 19.9%、「いいえ」と回答した方は 75.3%を占めています。



5. 在宅介護実態調査結果

(1) 調査概要

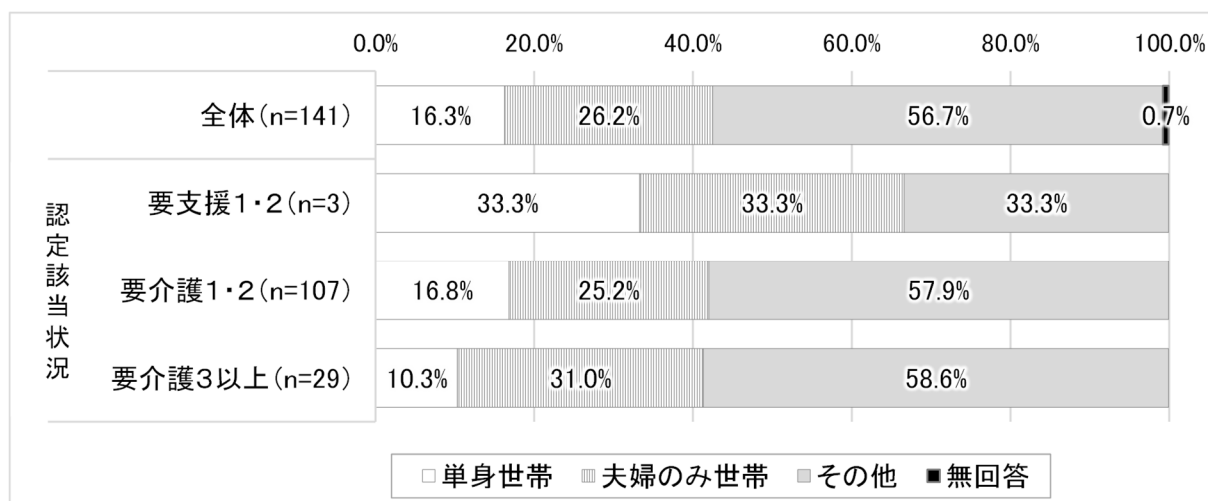
「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に実施しました。

対 象 者	令和4（2022）年12月1日現在、在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方（施設入所者を除く）
実施期間	令和5（2023）年1月20日（金）～令和5（2023）年3月10日（金）
実施方法	手法Ⅱ：郵送調査（接続方式）
有効回答数 （有効回収率）	配布件数：381件、有効回収数：186件（48.8%） ※返送いただいた調査票のうち、個人が特定できなかったものに関しては、集計結果に含めていません。

(2) 調査結果

① 世帯類型

世帯類型を認定該当状況別にみると、介護度が上がるにつれ単身世帯の割合が減少しています。

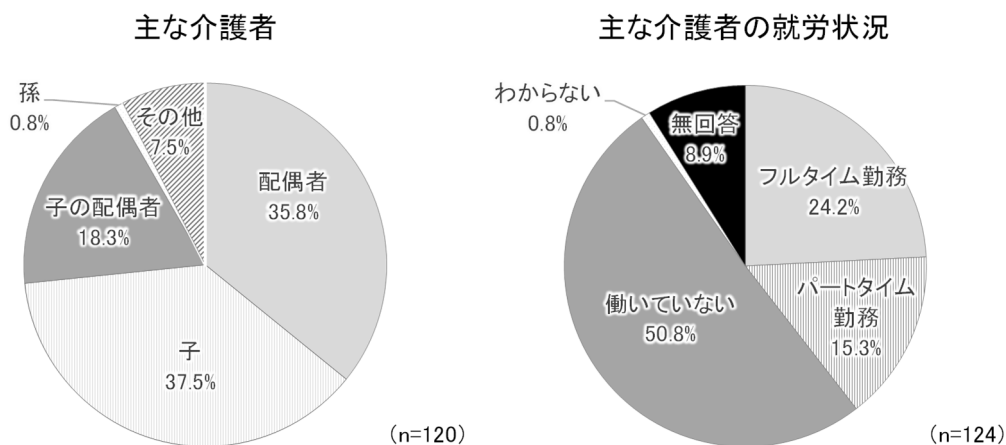


※「n」は「number」の略で、比率算出の母数です。

② 主な介護者

主な介護者は、「配偶者」および「子」が多く、約 35%を占めています。次いで、「子の配偶者」(18.3%)となっています。

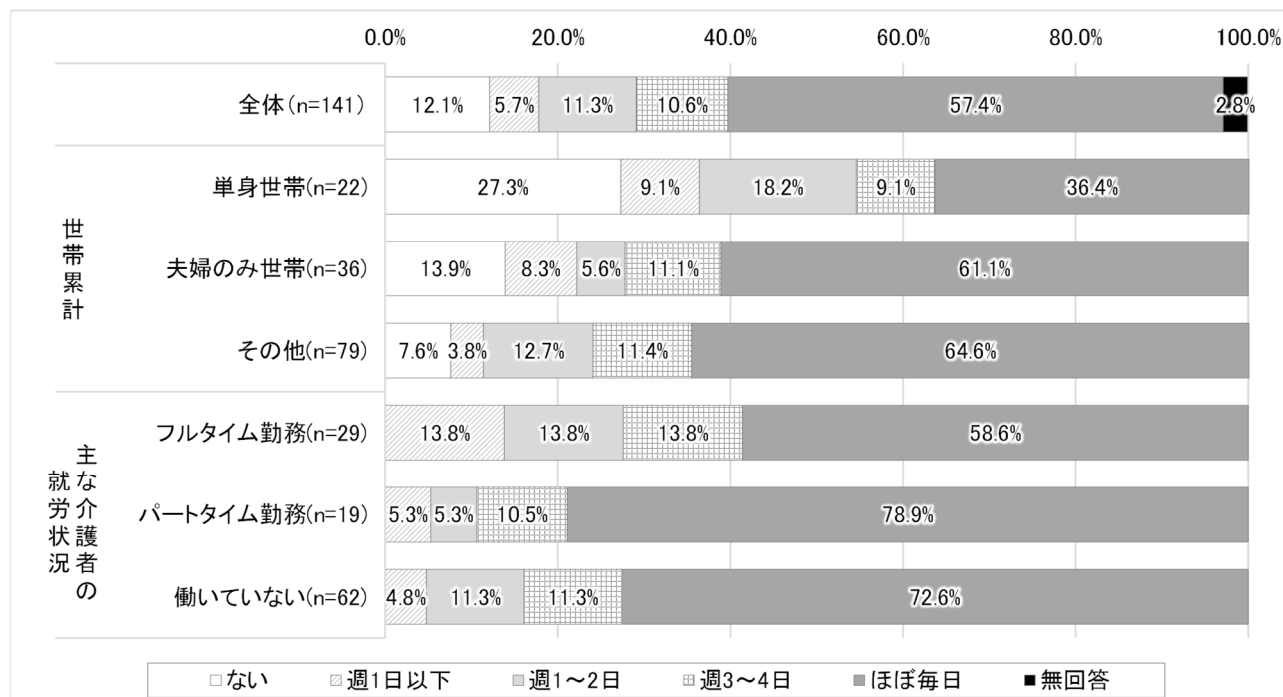
就労状況は「働いていない」が 50.8%、次いで、「フルタイム勤務」(24.2%)、「パートタイム勤務」(15.3%)となっています。



③ 家族等による介護の状況

ご家族やご親族の方からの介護（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）は、週にどのくらいあるか尋ねると、全体の 57.4%が「ほぼ毎日」何らかの介護を受けている状態となっています。「ほぼ毎日」と回答した方の世帯類型は、単身世帯では 36.4%、夫婦のみ世帯では 61.1%、その他では 64.6%となっています。

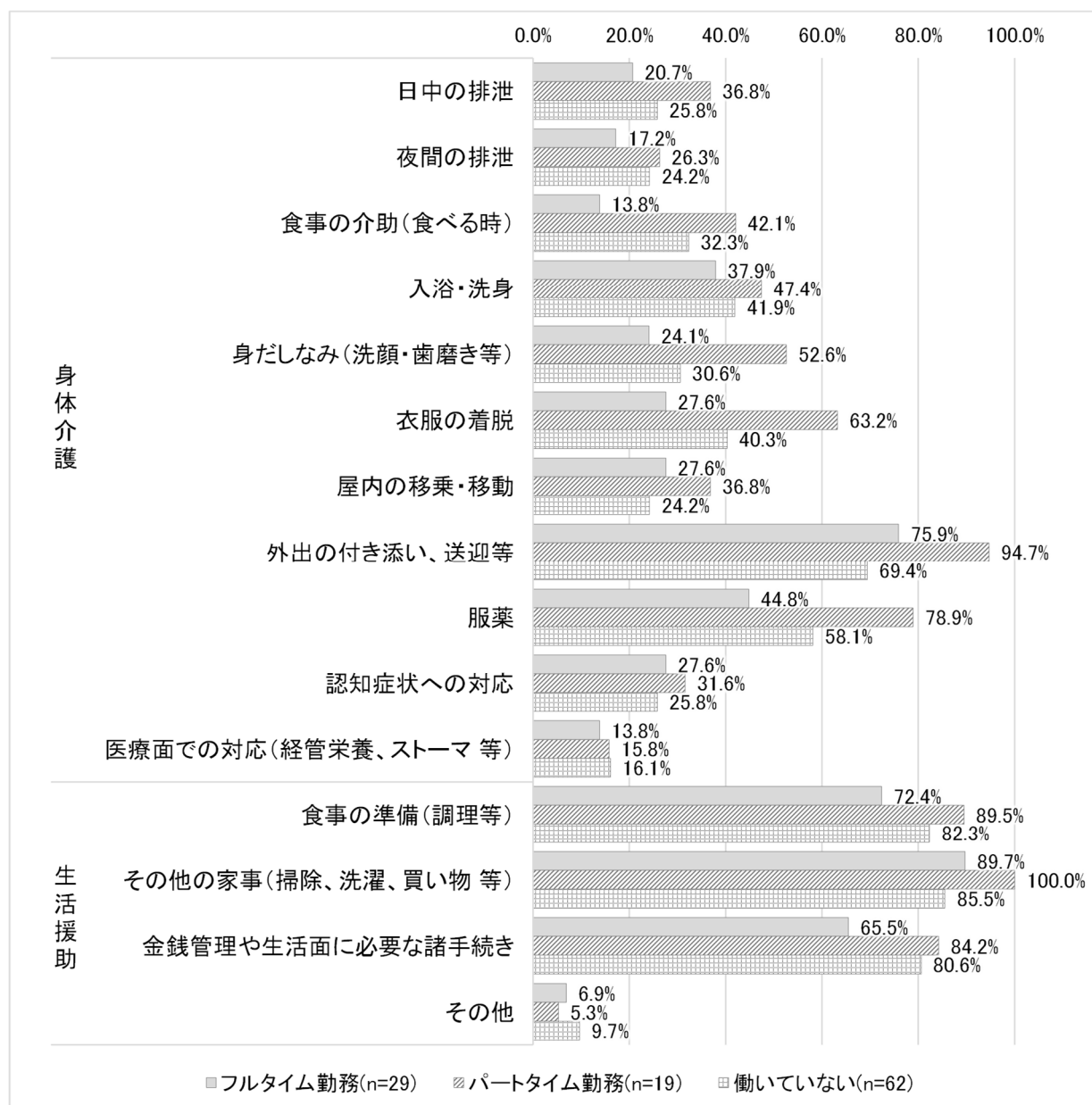
主な介護者の就労状況別では、「ほぼ毎日」と回答した方は、フルタイム勤務では 58.6%、パートタイム勤務では 78.9%、働いていない方では 72.6%を占めています。



④ 主な介護者が行っている介護等

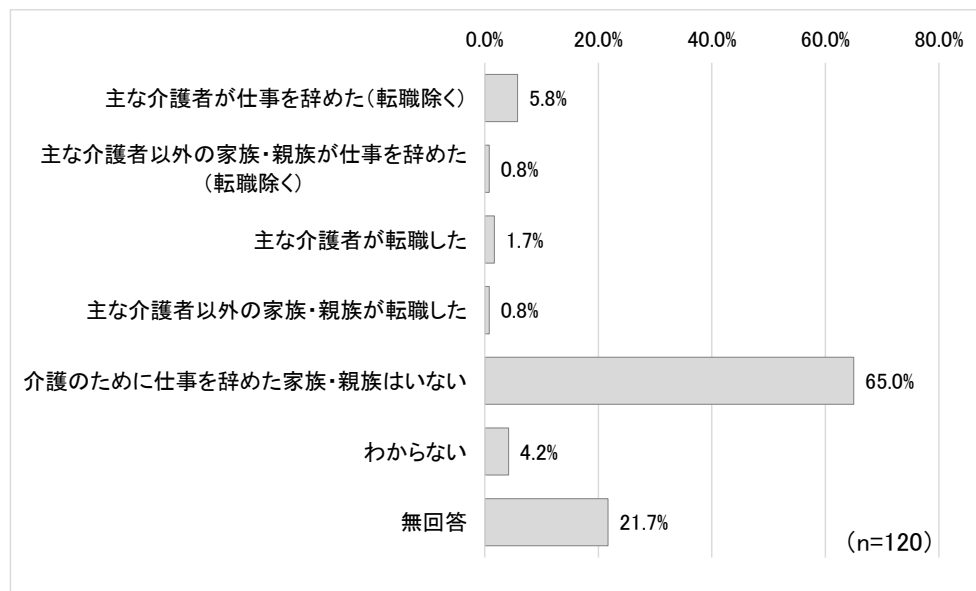
主な介護者が行っている介護等は、身体介護では「外出の付き添い、送迎等」が最も多くを占めており、生活援助では「食事の準備（調理等）」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が多くなっています。

主な介護者の就労状況別に見ても生活援助のフルタイム勤務を除いてほぼ同様の結果となっています。フルタイム勤務の方に比べてパートタイム勤務及び働いていない方では、身体介護の「食事の介助（食べる時）」、「衣服の着脱」、「服薬」が多くなっています。



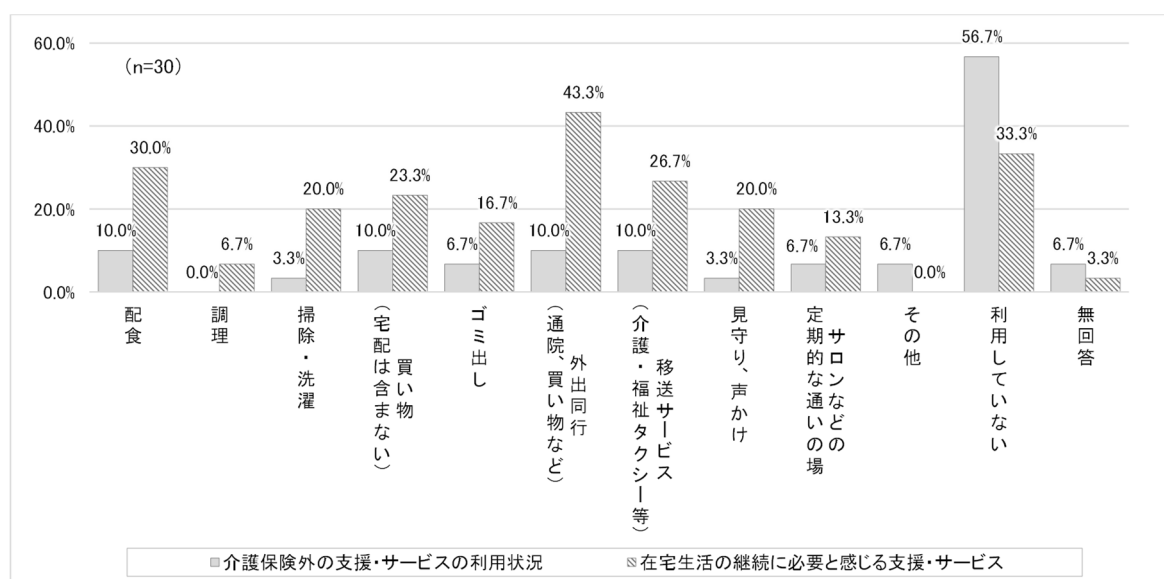
⑤ 介護のための離職の有無

ご家族やご親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかを尋ねると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が65.0%を占めており、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」と回答した方は5.8%となっています。



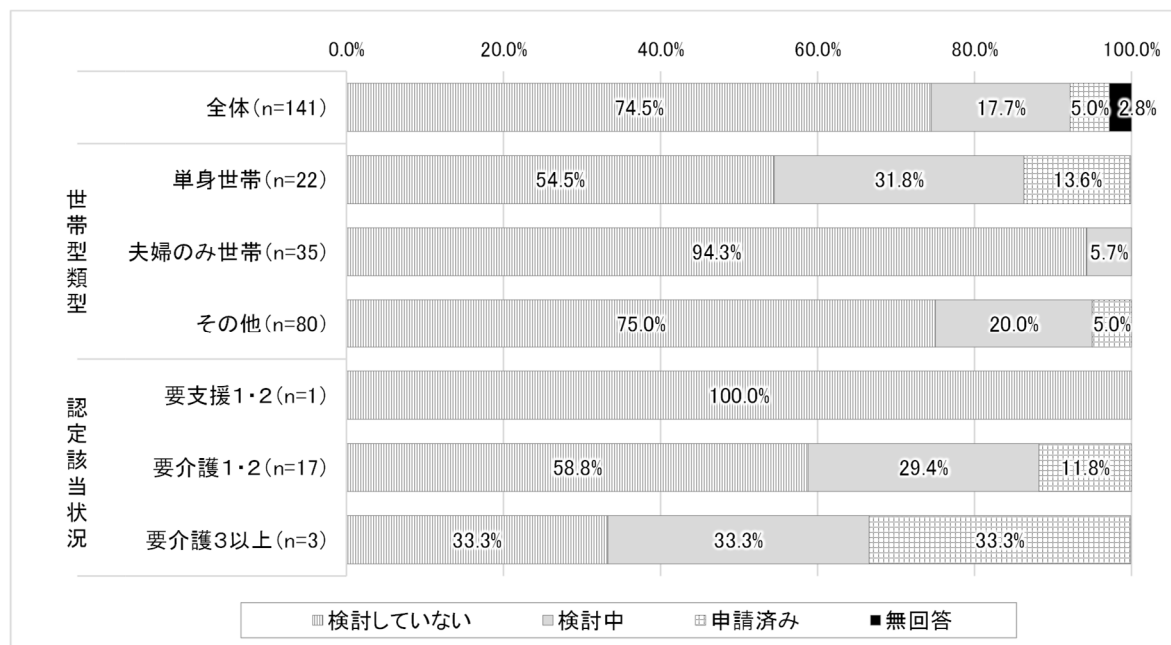
⑥ 介護保険サービス以外の支援・サービスについて

すべての介護保険サービス以外の支援・サービスで現在利用しているものより、今後の在宅生活の継続に必要と感じる方が多くなっています。現在利用している支援・サービスと必要としている支援・サービスの差が大きいものは、「外出同行（通院、買い物など）」（33.3 ポイント）、「配食」（20.0 ポイント）となっています。



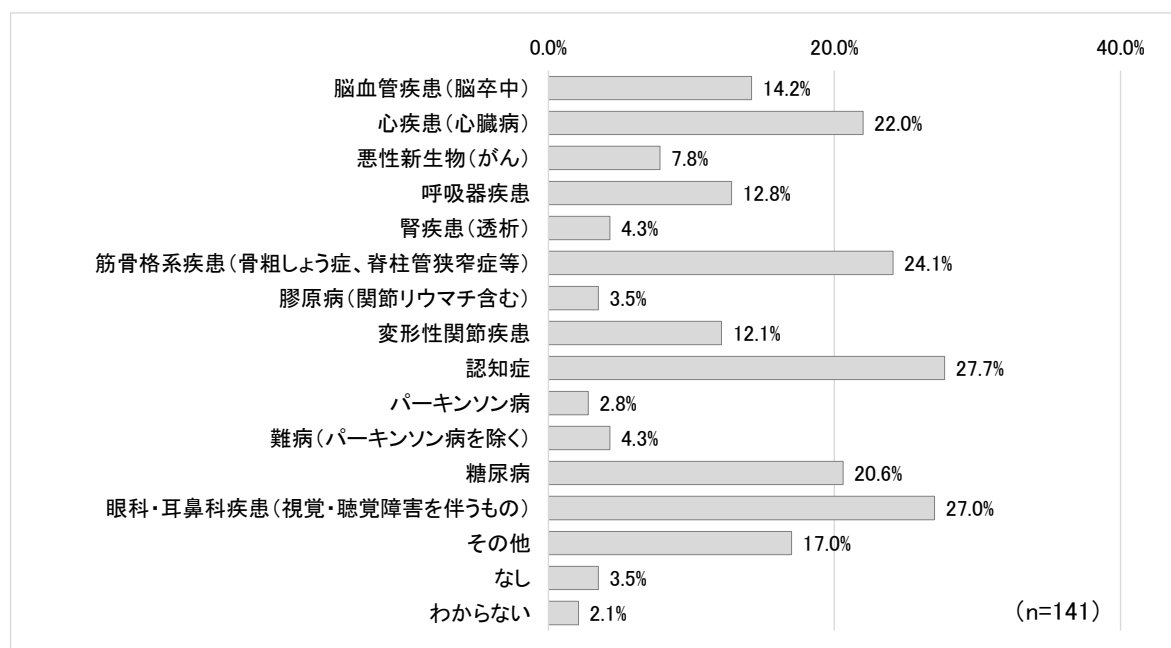
⑦ 施設等への入所・入居の検討状況

現時点での施設等への入所・入居の検討状況を尋ねると、全体では「検討していない」が74.5%を占めていますが、世帯類型別では「検討中」または「申請済み」と回答した方は単身世帯、その他、夫婦のみ世帯の順に多くなっており、特に単身世帯は約5割を占めています。また、認定該当状況別では「検討中」または「申請済み」と回答した方は、要介護3以上、要介護1・2の順に多くなっています。



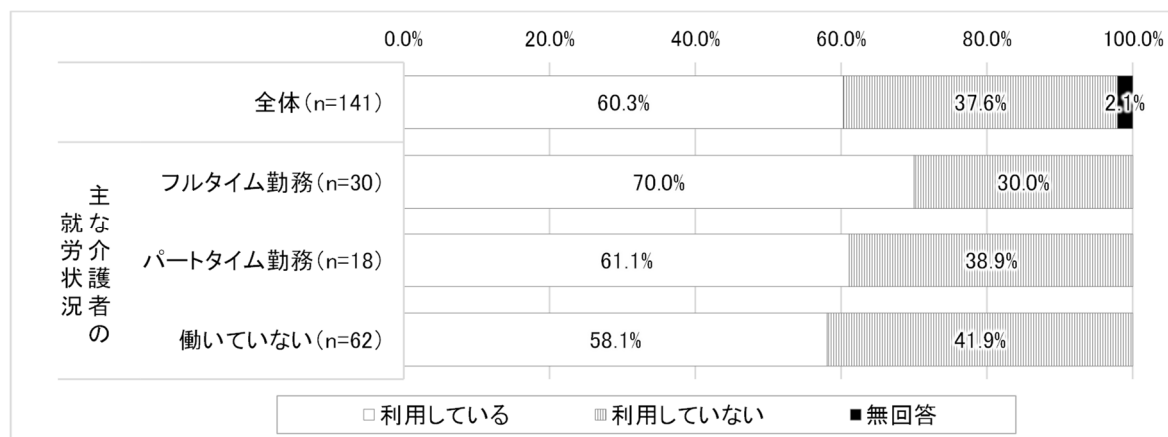
⑧ 本人が抱えている傷病

本人が抱えている傷病は、「認知症」、「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」、「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」の順で多くなっています。



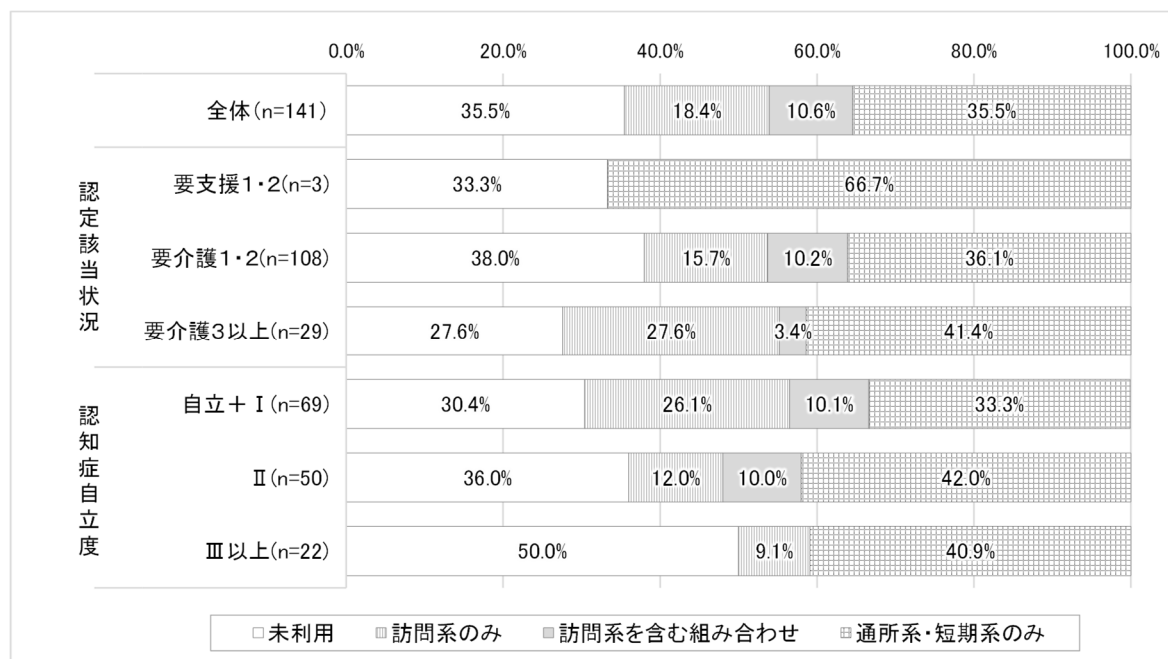
⑨ 介護保険サービスの利用の有無

主な介護者の就労状況別に現在の介護保険サービスの利用状況（住宅改修、福祉用具貸与・購入以外）をみると、いずれも6～7割が「利用している」と答えており、特にフルタイム勤務は70.0%と最も多くなっています。



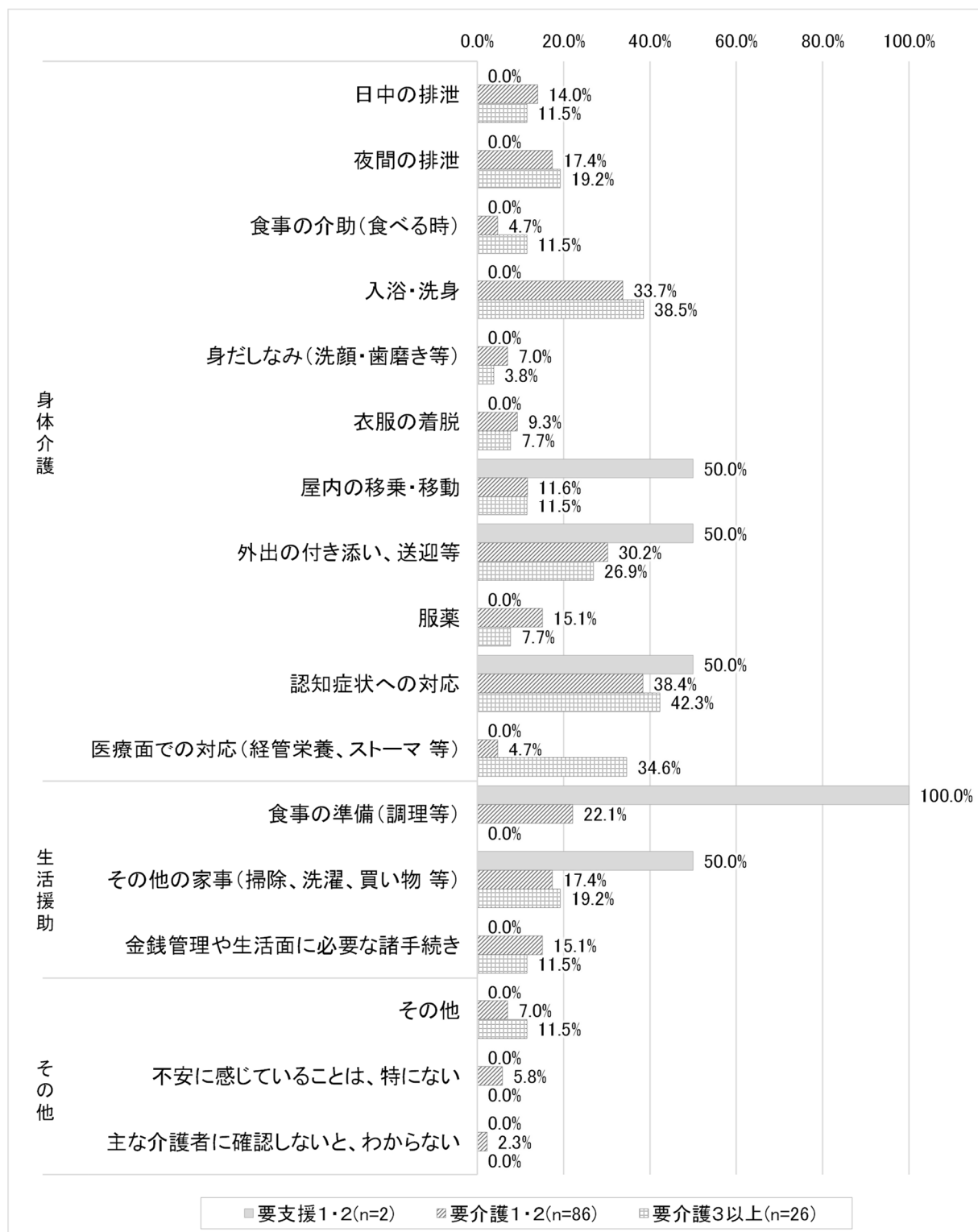
サービス利用の組み合わせは、全体では「未利用」および「通所系・短期系のみ」がそれぞれ35.5%を占めています。次いで、「訪問系のみ」が18.4%、「訪問系を含む組み合わせ」が10.6%の順で多くなっています。

認定該当状況別及び認知症自立度別では、いずれも重度化するにつれて未利用が多くなっています。



⑩ 現在の生活を続けていくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等

現在の生活を続けていくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等を認定該当状況別にみると、要介護1・2および要介護3以上では「認知症状への対応」が最も多くなっており、要支援1・2では「食事の準備（調理等）」が他より多くなっています。



第3章 計画の基本的な方向

1. 計画の基本構想

本計画の上位計画である「上板町総合計画」では、まちづくりの根本的な考え方を表す「まちづくりの理念」として、①伝統をつなぐ、②町民とともに歩む、③安全・安心を確保するの3つを本町が目指すまちのあり方として掲げています。

総合計画における保健・医療・福祉分野の基本目標として設定している「笑顔あふれるまちづくり」を本計画の基本理念と位置づけ、計画の推進を図ります。

「笑顔あふれるまちづくり」



2. 基本目標

基本目標 1. 健康づくりと社会参加の推進

高齢者一人ひとりが自分自身の健康に関心を持つとともに、地域ぐるみで健康づくりを推進できるよう、町民や関係団体等と連携して健康づくりを推進します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施による効果的な健康づくりを推進します。

高齢者の社会参加を促すため、通いの場の拡充やボランティア活動等の充実に努め、高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できる地域づくりを推進します。

基本目標 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせることを目指して、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組みます。

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進をめざし、地域包括支援センターの業務の適正化と質の確保、体制整備を図るとともに、医療・介護情報基盤の整備、保険者機能の強化等に努めます。また、介護人材の確保及び介護現場の生産性向上を目指し、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進し、介護経営の協働化等を図ります。

基本目標 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護が必要な状態になることへの予防はもちろんのこと、要介護状態になった場合の状態の維持・改善等を目指し、町民や地域の民間事業所などとの連携のもと、高齢者一人ひとりが主体的に介護予防に取り組む地域社会を構築するため、介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

また、地域の実情に応じた持続可能な介護サービス基盤の維持・充実に努めます。

基本目標 4. 介護保険事業の適正かつ円滑な運営

介護を必要とする高齢者が適切なサービスを利用できるよう、質の高い介護サービスやケアマネジメントを提供するための体制強化を推進します。また介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護認定や介護給付費の適正化等、介護保険事業の適正な運営に取り組みます。

3. 施策体系

基本目標1 健康づくりと社会参加の推進	
第1節 健康づくりの推進	
	(1) 各種健診（検診）の充実
	(2) 在宅医療・疾病予防の推進
	(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
第2節 社会参加の推進	
	(1) 高齢者スポーツの推進
	(2) シルバー人材センターの支援
	(3) 高齢者雇用制度の促進
	(4) 老人クラブへの支援
	(5) 交流機会の充実
	(6) ボランティア・NPO 活動の推進
第3節 生涯学習の確保	
	(1) 学習機会の充実
	(2) 高齢者の健康の維持
	(3) 生涯学習講座
	(4) 文化・芸術活動の推進
基本目標2 地域包括ケアシステムの深化・推進	
第1節 高齢者の見守り体制の推進	
第2節 防災・防犯対策の推進	
	(1) 防災対策の推進
	(2) 防犯対策の推進
	(3) 消費者被害の防止
第3節 地域包括支援センターの機能強化	
	(1) 地域包括支援センターの運営
	(2) 介護予防ケアマネジメント
	(3) 総合相談支援事業
	(4) 権利擁護事業
	(5) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
第4節 関係機関の連携体制の整備	
	(1) 地域ケア会議の実施
	(2) 在宅医療・介護連携の推進

第5節 認知症施策の推進	
	(1) 認知症への正しい理解の普及啓発及び介護者の支援
	(2) 認知症予防の取組
	(3) 認知症の早期発見・早期対応等への医療的ケア
	(4) 認知症高齢者の見守りネットワークの構築
第6節 生活支援サービスの体制整備	
	(1) 生活支援コーディネーターの配置
	(2) 協議体の設置
	(3) 高齢者の住まいの安定的な確保
基本目標3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	
第1節 介護予防・生活支援サービス事業	
第2節 一般介護予防事業	
	(1) 介護予防把握事業
	(2) 介護予防普及啓発事業
	(3) 地域介護予防活動支援事業
	(4) 一般介護予防事業評価事業
	(5) 地域リハビリテーション活動支援事業
基本目標4 介護保険事業の適正かつ円滑な運営	
第1節 介護給付事業の適正化	
	(1) 介護認定の適正化
	(2) ケアプランの点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査
	(3) 医療情報との突合・縦覧点検
第2節 介護保険事業の円滑な運営	
	(1) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
	(2) 災害や感染症対策に係る体制整備

4. 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら安心して生活できる環境を整備するため、日常の生活で結びつきのある地域を範囲として、その区域単位に必要なサービスを整備していくものです。

第9期介護保険事業計画においても、これまでに設定した日常生活圏域を引き継ぎ、本町全体を1つの圏域として定めます。

第4章 施策の展開

基本目標1：健康づくりと社会参加の推進

第1節 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康で自分らしい生活が続けることができるよう、引き続き、健康づくりを推進します。

また、令和元年の健保法改正による改正後の介護保険法等により、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を行うため、各市町村は介護予防を進めるにあたり、高齢者保健事業と一体的に実施するよう努めるものとされました。これを受けて、現役世代から切れ目ない健康づくりの推進と介護予防を一体的に実施します。

(1) 各種健診（検診）の充実

町民が自身の健康について身近なかかりつけ医に気軽に相談ができ、疾病の初期段階で適切な処置が行われるよう、健康づくり計画である「第3次健康かみいた 21」に基づき、健康づくりの推進に取り組んでいます。

「広報かみいた」に毎月「保健師からのお知らせ」を掲載することで各種健診（検診）や疾病予防及び注意情報等の啓発を行うとともに、がん検診や国民健康保険被保険者を対象とした特定健康診査・特定保健指導の実施、後期高齢者を対象とした高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業を推進します。

◎特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上

	担当課	健康推進課
現状と課題	特定健康診査の受診率は、概ね 33%で推移しています。特に、壮年期（40 歳～64 歳）は 20%程度で推移しており、若い世代の受診率の向上が課題となっています。 特定保健指導実施率は上昇傾向にありますが、令和4（2022）年は県平均（72.3%）を下回る 65.8%となっています。	
今後の方向性	若い年代への特定健康診査の受診を奨励し、壮年期から自分の健康に関心を持てるよう働きかけます。また、初めて特定健康診査を受診された方全員を対象に、継続受診につなげるように特定保健指導を実施します。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)
特定健康診査受診率	33.6%	32.8%	33.6%	35.0%	35.5%	36.0%
壮年期(40歳～64歳)	21.9%	21.9%	23.0%	25.0%	27.0%	30.0%
特定保健指導 実施率	33.3%	65.8%	75.0%	80.0%	80.0%	80.0%

◎後期高齢者医療制度健康診査（75 歳以上）※以下「高齢者健康診査」という。

	担当課	健康推進課
現状と課題	高齢者健康診査の受診券配布（75 歳以上対象）により、受診率は上昇傾向にあります。	
今後の方向性	健康実態の把握等に向け、高齢者健康診査の受診を呼びかけます。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に努めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
高齢者健康診査 受診率	10.2%	11.5%	12.0%	15.0%	20.0%	20.0%

(2) 在宅医療・疾病予防の推進

在宅医療と疾病予防・重症化予防を推進しており、特に、生活習慣病の予防対策に重点を置き、「第3次健康かみいた 21」に基づき生活習慣の改善に取り組んでいます。また、特定健康診査・特定保健指導及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業の実施によって疾病の予防と重症化予防にも取り組んでいます。

	担当課	健康推進課
現状と課題	板野郡医師会と共催で「糖尿病腎症重症化予防」の懇話会を年 1 回実施しており、各町の実態把握や情報共有を行っています。	
今後の方向性	引き続き、医師会と連携した「糖尿病腎症重症化予防」の懇話会を実施します。	

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

後期高齢者医療の被保険者である 75 歳以上の方を主な対象として、国保データベースシステム（KDB システム）等を活用し、医療・健診・介護等のデータを分析して上板町の健康課題を把握します。その結果を基に、高齢者 1 人ひとりに対し、多様な課題に対応したきめ細やかな保健事業を行います。

また、高齢者の保健事業の企画から、実施後の評価等の各段階において、医療関係団体と連携し、事業の改善等に必要な助言、協力を得ます。

この事業を通して、フレイル予防や疾病予防に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り健康的な生活を送ることができるような体制づくりに取り組みます。

第2節 社会参加の推進

高齢になっても元気で自分らしく生活していくためには、地域の活動やボランティア、就労等の機会に積極的に参加する等、生きがいを持って生活できる地域づくりが重要になります。引き続き、高齢者一人ひとりが生きがいを持って生活できるよう、高齢者の社会参加を推進します。

(1) 高齢者スポーツの推進

グラウンドゴルフやゲートボールなど高齢者が地域で取り組めるスポーツ活動を支援しています。

また、老人集会所での健康づくり事業の支援や温水プール利用助成、上板ふれあいクラブのチラシ配布等により参加を促します。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	ほぼ毎日、早朝よりグラウンドゴルフやゲートボール等の体力づくりが実施されています。また、各老人集会所では、いきいき百歳体操・囲碁ボール等による健康保持・増進に向けた取組が実施されています。	
今後の方向性	一人ひとりが生きがいを持って生活ができるよう、高齢者の社会参加を促し、健康の保持や多世代とのコミュニケーションを形成できるような機会の創出を図ります。1人でも多くの高齢者が参加できるよう、広報及び老人集会所等での健康づくり事業を通じて、参加を促します。 また、活動内容についても、参加者の意向把握および内容への反映に努め、意欲的に取組められるよう努めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
スポーツ (グラウンドゴルフ)	3,338 人	3,410 人	3,410 人	3,410 人	3,450 人	3,450 人
スポーツ (ゲートボール)	3,151 人	2,757 人	2,800 人	2,800 人	2,800 人	2,800 人
老人集会所健康づくり	1,332 人	1,469 人	1,480 人	1,500 人	1,510 人	1,520 人

(2) シルバー人材センターの支援

高齢者が自ら培ってきた知識や経験、能力が地域で活かされるよう、地域に密着した仕事を提供するシルバー人材センターの充実を図っています。

シルバー人材センターの運営を社会福祉協議会に委託しており、約 50 人の会員が在籍しています。依頼内容としては、ショッピングセンターにおけるカート整理のほか、農作業や除草作業・剪定等の体力や技術力を必要とする作業も増えています。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	上板町シルバー人材センターは、広報誌掲載やポスターの掲示、社用車による移動会員募集案内等により、常時、会員を募集していますが、定年延長等の理由により、新規会員の申込がない状態が続き、人員不足となっています。 また、作業受注は増加しているものの、会員の能力や要望に見合う仕事が少ない状況にあります。	
今後の方向性	多くの作業受注があるものの、ほとんどが体力仕事となっており、体力のある会員に偏ってしまうため、今後の方向性として、体力仕事と同様に子育て応援（現在知事認定講習を受講中）など体力をあまり必要としない作業も受注できるよう、受注作業内容の拡充に努め、営業等を行います。 今後も就労機会の拡大のためにシルバー人材センターの充実を図るとともに、個人の能力に応じた作業とのマッチング及び会員数の増加を目指します。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
シルバー人材センターの 会員数	53 人	53 人	53 人	60 人	65 人	65 人

(3) 高齢者雇用制度の促進

高齢者の意欲と能力に応じた就業ができる多様な機会の確保を図るため、ハローワークと町関係機関が協力して、高齢者向けの求人情報の提供や職業相談を行い、雇用機会の拡大に努めています。

また、自立支援、介護予防・重度化防止の取組として、就労的活動の支援に努めます。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	令和3（2021）年まで、1事業所での雇用がありましたが、令和4（2022）年度以降ゼロとなっています。	
今後の方向性	シルバー人材センターも業種確保に尽力し、多種多様な作業に対応可能な会員募集も並行して行います。また、引き続き、会員に対する求職活動支援も行います。 今後もシルバー人材センター、ハローワークと情報共有・連携を図ることで、意欲や能力のある高齢者の雇用機会の拡大に努めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
シルバー人材センター 会員から雇用された人数	1 人	0 人	0 人	1 人	2 人	2 人

(4) 老人クラブへの支援

高齢者が地域社会の一員として生きがいを持って活躍できるよう、社会奉仕活動として地域の清掃やひとり暮らしの高齢者に対する友愛訪問、健康づくりを推進する活動、地域を豊かにする各種活動等に取り組んでいる老人クラブへ支援しています。現在、町内に老人クラブは 17 クラブ存在し、633 人の会員が活動しています。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	老人クラブから日常の支え合い・助け合い等へつながることや行事へのお試し参加、夫婦そろっての参加について、老人クラブ会員によるチラシ作成や未加入の家庭訪問（小地域毎）を実施し、参加を促しています。 しかしながら、定年延長により定年後も就労する方が多くなり、新規入会者の減少や高齢化による退会者の増加により、会員数は減少しています。	
今後の方向性	魅力的な活動内容やお試し参加等に関する情報発信を推進し、新規会員数の増加を図ります。 今後も生きがいづくり活動や健康づくり等の活動への支援に積極的に取り組み、高齢者の生きがいを高めるとともに、魅力ある活動を促進することで会員の増加を目指します。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
単位クラブ数	17 クラブ	17 クラブ	17 クラブ	17 クラブ	17 クラブ	17 クラブ
会員数	654 人	633 人	633 人	650 人	660 人	660 人

(5) 交流機会の充実

地域で交流する機会と場を提供することで、高齢者をはじめとした町民の交流機会の拡大を図っており、老人集会所等の身近な公共施設などを活用し、余暇時間の充足や交流機会の充実を図るとともに、仲間づくりや健康づくりを推進しています。

老人福祉センターでは高齢者の健康を保持・増進することを目的とした各種講座等を、老人集会所では趣味を活かした介護予防として健康教室を開催しています。また、世代を問わず誰でも参加できる「ふれあいの日」を毎月 1 回開催している集会所もあります。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	健康の保持・増進を推進し、介護予防を目的とした健康体操や太極拳等の各種講座や音楽回想法等を実施し、利用者がいきいきと笑顔で参加・交流する機会を確保しています。 また、各老人集会所で開催されている健康教室は、年間約 80 回、延人数で約 2,000 人の参加者があり、気軽に地域ぐるみの交流ができています。	
今後の方向性	趣味を活かした講座等は評価が高く、今後も参加者の増加が見込まれます。引き続き、異世代が気軽に地域で交流できる機会と場の創出支援を行います。また、世代間交流を通じて、高齢者が地域とのつながりを深めるとともに、幅広い世代がまちづくりに参画できるよう、関係機関との連携・協働を図ります。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
福祉センター講座 参加者延人数	539 人	567 人	567 人	560 人	560 人	565 人
健康教室 参加者延人数	1,871 人	2,036 人	2,000 人	2,010 人	2,010 人	2,015 人

(6) ボランティア・NPO 活動の推進

高齢者や団塊の世代など、中高年世代が自らの知識や経験を活かし、地域の実情に即した活動ができるよう、幅広い世代間の交流事業等への参加機会の拡充や各種ボランティア・NPO 活動を支援しています。

現在、町内の福祉ボランティア登録団体数は 29 グループ、登録者数は約 680 人となっており、防災訓練での救援物資搬送など、地域社会での活躍が期待されます。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	定年延長により定年後も就業する方が多く、新規入会者は増加していませんが、各ボランティア団体による継続的な活動が実施されています。	
今後の方向性	地域社会での支え合いの基盤づくりと地域活動の情報共有を行うことで、地域の活性化を推進します。また、知識や経験豊かな高齢者に対し、能力を活かせる場を提供し、会員として活躍できるよう後押しします。 引き続き、活動支援を行い、ボランティア連絡協議会等と情報共有を行うことで、活動したい個人や団体を支援します。また、交流の機会や場等を通じて、地域社会での支え合いの基盤づくりと地域活動の活性化を図ります。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
福祉ボランティア 登録団体数	30 グループ	29 グループ	29 グループ	30 グループ	30 グループ	30 グループ
登録者数	771 人	679 人	679 人	680 人	690 人	690 人

第3節 生涯学習の確保

豊かな人生を送れるよう、いくつになっても学習ができるあらゆる機会や場所の充実が求められています。高齢者が生きがいを持ち、いつまでも元気に暮らせるよう、生涯学習の機会や場所の充実を図り、社会参加や健康の増進、介護予防等を推進します。

(1) 学習機会の充実

高齢者の心の豊かさや生きがいを充足する機会の必要性が求められていることから、一人ひとりのニーズにあった学習機会の提供を目的に、公民館講座や文化センター等において参加しやすい講座の充実を図っています。

	担当課	健康推進課
現状と課題	学習機会として、各種講座等の開催を広報等で周知しています。町文化祭等の発表機会に向けた、定期的な講座が数多く開催されています。講座によっては、幅広い世代の参加があり、高齢層にとっても、生きがい探しや社会参加の機会となっています。	
今後の方向性	今後も高齢者が生涯を通じて生きがいや社会的役割を持ち、個人または仲間で気軽に取り組める機会の確保とともに、様々な活動の情報共有を図ります。また、公民館等における学習機会の充実を図り、意欲的な社会参加を促します。	

(2) 高齢者の健康の維持

健康維持・増進に向けて、公民館や老人福祉センター、老人集会所等において高齢者を対象とした太極拳や健康運動、また、上板ふれあいクラブにおいて健康ストレッチなどの多様な講座を開催しています。

また、高齢者のプール利用助成を行い、高齢者の健康維持を推進しています。

	担当課	健康推進課
現状と課題	プールの利用助成者数、利用回数ともに増加傾向であり、高齢者の健康保持・増進につながっています。	
今後の方向性	今後も広報等で各種健康維持・増進に向けた講座の受講者の増加に努めます。また、健康教室や高齢者のプールの利用助成など、関係機関と連携した講座の開催やスポーツ等の推進による健康づくりの支援を行うことで、高齢者の健康の保持・増進や健康づくりを通じた高齢者の学習機会の創出を図ります。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
高齢者のプール 利用助成者数	192 人	262 人	250 人	250 人	250 人	250 人
延利用回数	1,344 回	1,837 回	1,850 回	1,850 回	1,850 回	1,850 回

(3) 生涯学習講座

老人福祉センターや公民館、文化センター、馬道会館、各地域の集会所等で行っている講座などの学習機会や各種サークル活動を推進しています。

また、学ぶ場としてシルバー大学校を開催し、多くの高齢者が学んでいます。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	高齢者自身が生きがいのひとつとして継続参加し、親睦が深まる交流機会となっています。新型コロナウイルス感染症拡大前は、参加者の定員割れ等の課題もありましたが、令和5（2023）年度は定員を上回る応募がありました。また、シルバー大学卒業後は、意欲的に地域福祉の推進役として活躍されています。	
今後の方向性	シルバー大学生が生きがいを持って豊かな高齢期を創造していくために、地域社会の一員となり役割を果たすことが必要です。このため、地域福祉を推進するリーダー養成を目的としていること等を理解いただけるように工夫し、引き続き、口コミや積極的な勧誘による生徒募集を行います。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
シルバー大学受講者	13 人	18 人	30 人	25 人	25 人	25 人

(4) 文化・芸術活動の推進

高齢者が自らの知識や技能、経験等を活かして創作した作品を発表する場として、町民文化祭や福祉大会等を開催しています。

各種講座の受講生が町民文化祭や福祉大会などの発表の場を目標に、日々の練習に励んでいます。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	新型コロナウイルス感染症の影響により、町民文化祭等での発表機会が中止となっていました。しかしながら、各種講座は継続して実施されており、作品づくりや練習を意欲的に取り組んでいます。	
今後の方向性	今後も町民文化祭や福祉大会などでの発表を目標に、日々の練習がしやすい環境整備に取り組み、高齢者の健康の保持・増進と介護予防につなげます。 また、創作した作品を発表する場の確保に努める等、老人クラブが地域で取り組む文化・芸術活動を支援します。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
各種講座回数	77 回	77 回	77 回	85 回	85 回	85 回

基本目標２：地域包括ケアシステムの充実

第１節 高齢者の見守り体制の推進

本町では、民生委員による実態把握活動や老人クラブによる友愛訪問、配食サービスなど、閉じこもりがちな高齢者に対する見守り活動を通じて、地域とのつながりを確保しています。

	担当課	民生児童課・健康推進課
現状と課題	民生委員による実態把握活動や配食サービス等の取組とあわせて、民間企業２社と「高齢者等見守り活動に関する協定」を締結しています。新型コロナウイルス感染症の５類移行に伴い、更なる連携を図り、地域での見守りを強化しています。また、民間企業から高齢者の見守りへの参入に関する問合せも、第８期計画期間と比較して増加しています。	
今後の方向性	今後も高齢者のプライバシーに配慮しながら、見守りが必要な高齢者に関する情報を相互に共有するなど、団体間の連携強化に努めます。 また、介護予防対策を効果的に推進するとともに、高齢者が自立し、安心して暮らせるまちとするために、高齢者自身やその家族による「自助」、住民による「互助」・「共助」、行政による住民の活動の支援である「公助」が適切に連携し、高齢者が閉じこもらない生活を地域全体で支える地域見守りネットワークの構築を推進します。 さらに、高齢者が安全に安心して地域で暮らせるよう、引き続き、民間企業や地域で活動している団体と連携しながら、地域での見守りネットワークをさらに強化します。	

	第８期 実績			第９期 目標		
	R３年度 (2021)	R４年度 (2022)	R５年度 (2023)	R６年度 (2024)	R７年度 (2025)	R８年度 (2026)
見守り協定締結機関数	２機関	２機関	２機関	３機関	４機関	４機関
配食サービス利用者数 (延人数)	5,196 人	4,575 人	4,200 人	6,000 人	8,000 人	8,000 人

第2節 防災・防犯対策の推進

高齢者が安心・安全に地域で暮らすことができるよう、災害発生時の避難の呼びかけや、交通事故や消費者問題等の犯罪から高齢者を守るための安全対策に取り組み、防災・防犯対策を推進します。

(1) 防災対策の推進

防災訓練や地域での防災組織づくりの支援、防災士の養成等を行っています。

また、各世帯に防災行政無線の戸別受信機を貸与し、災害時の避難呼びかけなど安全対策に取り組んでいます。ひとり暮らし高齢者には、急病や災害発生時に緊急対応が可能な緊急通報装置を貸与し、支援の必要な高齢者等へは避難行動要支援者登録台帳への登録と更新、個別避難計画の作成等に取り組んでいます。引き続き、防災士の養成も推進していきます。

	担当課	民生児童課・健康推進課
現状と課題	緊急通報装置の貸与者数は増加傾向にあり、現時点で対象となっていない方からの問合せ等も増加しています。民生委員や関係機関と連携し、防災や見守り活動に取り組んでいます。 避難行動要支援者登録台帳の見直し及び要配慮者に対する個別避難計画の作成を推進していますが、地域支援者の確保をはじめとする課題を有しています。また、新たに指定福祉避難所が指定されたことから、個別避難計画に基づく適切な運用を検討していく必要があります。 要支援者本人や地域支援者・協力者に対する“地域全体で避難する”ことへの意識啓発が重要です。令和4（2022）年度から、災害時だけではなく日頃から地域とのつながりを意識し、町をはじめ消防組合、民生委員、支部や自主防災組織、在宅医療・介護の事業所等の連携及び見守り活動に取り組んでいます。	
今後の方向性	緊急通報装置設置要綱対象外の方も、民間等の見守りサービスを利用できる助成等を検討します。 引き続き、頻発化、激甚化する自然災害に備え、以下の防災対策をより一層推進していくとともに、避難行動要支援者台帳の更新及び個別避難計画の作成に努めていきます。 ・日頃から地域とのつながりを意識すること ・災害発生時に要配慮者が地域の方との避難や対応が出来るよう、ケアマネジャー等福祉専門職の助言に基づく個別避難計画を作成すること ・地域で個別避難計画を活用した避難訓練等を行うこと ・食料や薬の準備など、日頃から災害に備えること	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
緊急通報装置貸与者数	17 人	17 人	20 人	21 人	22 人	22 人
避難行動要支援者台帳 登録者数	157 人	155 人	140 人	150 人	160 人	170 人
防災士会会員数	23 人	27 人	29 人	32 人	35 人	38 人

(2) 防犯対策の推進

住民・行政・徳島板野警察署・上板町防犯推進委員協議会等の各種団体との連携・協働により、安全で安心して暮らせるまちづくりに向けて、地域の防犯対策の強化を図るとともに、防犯・交通安全等の広報活動や高齢者の交通安全教室を開催しています。

また、日頃から気軽に声かけできる環境づくりを行い、犯罪を未然に防げる町づくりを推進します。

(3) 消費者被害の防止

高齢者を取り巻く環境の変化により、消費者被害に巻き込まれる事例が増加しています。一人暮らし高齢者や認知症高齢者の消費者被害を未然に防ぐため、気軽に相談できる環境づくりに取り組んでいます。通いの場等での、消費者被害に関する情報の広報・啓発を進めるとともに、見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）と連携を図り、消費者被害の防止に努めます。

第3節 地域包括支援センターの機能強化

「地域包括ケアシステム」とは、住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスについて関係者が連携、協力して、住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みです。

本町では介護予防・日常生活支援総合事業の一環として実施しており、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年及び2040（令和22）年に向け、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供し、支援の必要な高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することが出来るように支援する地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しています。

その中でも地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の要となる機能を果たしているため、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を進める上で重要な立場にあり、高齢者の総合相談窓口として、また、関係者間の連携を進める中核的な存在として、大きな役割を担っていることから、引き続き、地域包括支援センターの機能強化に努め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。一方で、地域包括支援センターの担う役割が多くなっていることから、業務の適正化と質の確保、体制の整備等に努めます。

	担当課	地域包括支援センター
現状と課題	関係機関と連携して、一体的に高齢者にサービス等が提供できるように、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っています。地域包括支援センターの担う役割が多くなっていることから、業務の適正化と質の確保、体制の整備等が必要です。	
今後の方向性	高齢化の進行に伴い、支援が必要な高齢者及び相談等の増加が予想されるため、地域包括支援センターの体制整備・機能強化を図ります。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
高齢者総合相談	87件	79件	86件	100件	100件	100件

(2) 介護予防ケアマネジメント

①地域支援事業における介護予防ケアマネジメントの実施

介護予防が必要と判断された高齢者に対して、一人ひとりの状況に合わせた介護予防ケアマネジメントを行っています。

また、老人クラブの友愛訪問員や民生委員等による実態把握調査によって得られた情報を有効に活用し、早期かつ適切な対応に努めるとともに、介護予防事業終了者に対しても自主グループの立ち上げ等の自立に向けた取組を支援しています。

②予防給付ケアマネジメントの実施

要支援１・２の認定を受けた方全員にサービス利用の意思確認を行い、希望者の状況に合わせて、自立を促すためのプランの作成、モニタリング、評価を行い、インフォーマルなサービスを含めた効果的なサービスを円滑に利用できるよう支援しています。

また、要支援の認定を受けていながらも、サービス利用をしていない方に対しては実態把握を行い、必要な場合は介護予防への意識づけを積極的に行うことで自立に向けた取組ができるよう働きかけています。

	担当課	地域包括支援センター
現状と課題	要支援１・２と認定された方全員の把握とともに、サービスを必要とする方への的確なプランの作成を進めています。また、生活機能の向上を図るため、明確な目標設定を持った重度化防止・自立支援に向けたケアマネジメントの充実に努めてきました。しかし、要支援１・２と認定された方の急増により、把握が十分でないことから、確実な把握が課題となっています。	
今後の方向性	真にサービスを必要としている方への確な提供の実現に向け、職員間での情報共有を厳密化します。また、生活機能の向上を図るため、ケアマネジメントのより一層の充実に努めます。	

	第８期 実績			第９期 目標		
	R３年度 (2021)	R４年度 (2022)	R５年度 (2023)	R６年度 (2024)	R７年度 (2025)	R８年度 (2026)
自立支援に向けた プラン作成（延人数）	1,644 人	1,869 人	1,893 人	1,800 人	1,800 人	1,800 人

(3) 総合相談支援事業

①相談体制

上板町地域包括支援センターでは、福祉や医療、日常生活に関して気軽に相談できる地域の身近な相談窓口として、介護保険制度や介護予防など保健・福祉全般の総合的な相談や関係機関との連絡調整、広報活動を行い、周知・啓発を図っています。

	担当課	地域包括支援センター
現状と課題	相談内容を真摯に捉え、的確な返答に努めてきました。また、相談内容に即した情報提供や関係機関につなぐことで、問題解決を図っています。	
今後の方向性	困難な相談内容等にも対応できるように、各関係機関とより一層の密接な連携を推進します。また、定期的実施している地域包括居宅事業所間での事例検討会も継続し、情報共有の強化を図ります。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
相談件数	87 件	79 件	86 件	100 件	100 件	100 件

②苦情処理体制

苦情が寄せられた場合は、町民の意向を真摯に受け止め、事業者への事実照会を行い、解決に努めています。また、苦情や意見を述べやすい環境づくりに努めるとともに、発生原因を分析し、事業者への周知を行い、苦情発生 of 未然防止に努めています。

	担当課	地域包括支援センター
現状と課題	苦情相談件数は、極めて少ない状態となっています。	
今後の方向性	苦情を問題提起の場として捉え、引き続き、町や県、国民健康保険団体連合会と連携し、適切な問題解決に努めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
苦情相談件数	1 件	1 件	0 件	2 件	2 件	2 件

(4) 権利擁護事業

①高齢者虐待防止対策の推進

住民及び事業者に向けた高齢者虐待予防の啓発資料の配布など、広報活動による普及・啓発を行っています。

また、高齢者の生命・身体に重大な危機が生じていることを発見した際に、町や地域包括支援センターに通報しやすい環境整備を図る等により、広く情報提供を呼びかけています。

	担当課	地域包括支援センター
現状と課題	町、警察、病院等と連携を図りながら、早期発見・早期対応に努めていますが、家庭内での虐待は発見が難しく、また、発見したとしても虐待と捉えるか否かが難しい案件が多くなっています。	
今後の方向性	今後も関係者や地域ネットワークを強化し、地域全体で虐待予防、早期発見を図り、発見した場合は迅速かつ的確な対応を行い、高齢者の虐待予防に努めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
虐待発見	2 件	2 件	1 件	3 件	3 件	3 件

②日常生活自立支援事業

自分ひとりで各種契約等の判断を行うことが不安な方やお金の管理に困っている方に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理の支援を社会福祉協議会が実施しています。

高齢者の増加に伴って年々利用ニーズが高まっており、今後も社会福祉協議会との連携を強化し、利用したい方がいつでも利用できるよう、日常生活自立支援事業の普及・活用を促進します。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	高齢化に伴い、利用者の増加による人員不足が課題となっています。また、関係機関との連携も必要不可欠であるため、援助に至るまでに時間を要しています。	
今後の方向性	住み慣れた場所で安心して生活ができるよう、日常生活自立支援事業の福祉サービス利用援助につなげるとともに、成年後見制度利用の必要性も見極めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
利用者数	1人	1人	0人	14人	14人	14人

③成年後見制度の利用促進

◎成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が十分ではない方が、財産管理や生活上の様々な手続き、契約、遺産分割協議等を行う場合に保護し、支援するものです。成年後見人等を選任することにより、本人の意思や尊厳を尊重し、権利行使や権利が護られるよう実現することを支援しています。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

法定後見制度とは、本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に後見開始の審判等を申立て、家庭裁判所によって選ばれた後見人が本人の支援を行うものです。後見人の権限や選任等は家庭裁判所が決定します。また、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型に分かれています。

任意後見制度とは、本人の判断能力が不十分になる前に、信頼できる人と任意後見契約を結び、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見を開始するものです。任意後見人の権限や選任等は本人自ら決定します。

法定後見制度

障がいや加齢によりひとりで決めることが
心配な人のその人らしい生き方と安心を支える

補助

重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方

保佐

重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方

後見

多くの手続・契約などを、ひとりで決めることがむずかしい方

任意後見制度

この先あれこれ決められなくなる前に自分らしい生き方を自ら決める

◎成年後見制度利用支援事業

現在本町では、町長申立ての手続きや費用の負担が困難な方に対し、申立てに係る費用の助成等を行う成年後見制度利用支援事業を実施しています。

	担当課	健康推進課
現状と課題	成年後見中核機関を令和5（2023）年度に設置しましたが、実働的な部分で未定なことも多く、十分な活動ができているとは言い難い状況にあります。	
今後の方向性	先進市町村の中核機関や成年後見制度利用促進のための取組を参考にしつつ、地域福祉計画に基づいた取組に努めます。	

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが中心となり、相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネジャーのネットワークを構築し、その活用を図っています。

	担当課	地域包括支援センター
現状と課題	2か月に1回定期的に地域包括・居宅事業所研修会を開催しており、事例検討や勉強会等を開催しています。	
今後の方向性	行政と生活支援コーディネーターや町内の居宅ケアマネジャー同士の交流、情報交換等ができる場の提供を行うとともに、研修を受けることによりケアマネジャーの質の向上を目指します。 また、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、生活支援コーディネーターと町内の居宅のケアマネジャーが地域で必要なサービス基盤を検討し、様々な社会資源等に関する情報を活用できるよう地域の連携・協力体制を整備します。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
地域包括・居宅事業所 研修会	1回	4回	3回	6回	6回	6回

第4節 関係機関の連携体制の整備

(1) 地域ケア会議の実施

地域包括支援センターと町が実施主体となり、関係部局とともに専門職等が個別の問題の解決を通じ、地域の課題をともに考えることで、新しいサービスや住民による支援の組み合わせによる効果的な仕組み等の検討を進め、地域のネットワーク構築・地域課題の把握・ケアマネジャーの支援につながる地域ケア会議を適宜行っています。

さらに、町主催の地域ケア会議を通じて、地域課題を関係機関等と共有し、問題解決機能の向上を図ります。

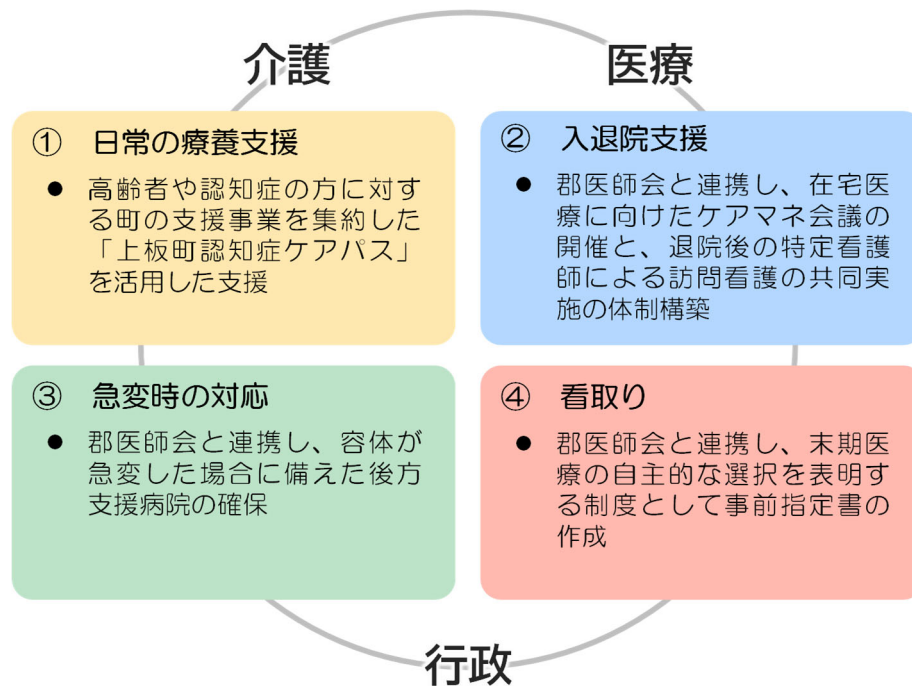
	担当課	健康推進課・地域包括支援センター
現状と課題	地域ケア個別会議は、令和6（2024）年度からの実施に向けて、現在、体制づくりを進めています。 地域ケア会議は、年1回多職種の代表が集まって地域課題について検討しています。	
今後の方向性	今後は、上板町地域ケア個別会議ガイドラインに基づき、利用者の自立支援と重度化防止、支援困難な個別課題の解決等に向け、多職種が協働でケアプランの検証を行い、有効な支援策を明らかにしていきます。また、個別課題の分析等を積み重ねることにより、地域に共通する生活課題を地域づくりや各種施策に結びつけていくことで、地域包括ケアシステムの深化に向けた施策の推進につなげます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
地域ケア個別会議	0回	0回	0回	2回	2回	2回
地域ケア会議	2回	1回	1回	1回	1回	1回

(2) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携推進事業は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関や介護事業所等の連携を推進する事業です。郡内5町と郡医師会が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築および看取りや認知症高齢者への対応強化等を進めています。

また、以下の4場面ごとに在宅医療と介護の提供体制の目指すべき姿を設定しています。



		担当課	健康推進課・地域包括支援センター
現状と課題	郡内5町と郡医師会が定期的な意見交換等の場を設け、課題や解決策について情報共有を行っています。		
今後の方向性	年1回、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行うための円卓会議を開催しています。また、近隣自治体との連携、情報共有等を継続し、他町の状況も参考に、取り入れられる対策については対応できる体制を整えます。 引き続き、郡医師会や町医師会と協力連携し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう支援します。		

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
在宅医療・介護 連携推進事業	2回	3回	4回	3回	3回	3回

第5節 認知症施策の推進

今後も認知症高齢者は増加することが見込まれていることから、認知症施策推進大綱の5つの柱に沿って認知症施策を推進していくことが重要となります。認知症施策推進大綱における基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとされています。ここでの「共生」とは、「認知症の方が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる」、「認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる」という意味です。また、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

この考え方に沿って、下記の5つの柱を意識しながら、認知症になっても希望を持って、住み慣れた地域で生活できるよう、認知症施策を推進します。

1 普及啓発・本人発信支援

2 予防

3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

5 研究開発・産業促進・国際展開

(1) 認知症への正しい理解の普及・啓発及び介護者の支援

①認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい知識と理解の普及・啓発に取り組み、認知症の方に対する地域での支援体制の構築を目標に、地域や職域で認知症の方やその家族に対して可能な範囲での手助けを行う認知症サポーターの養成講座に取り組んでいます。また、令和4（2022）年度からは、認知症キッズサポーターの養成にも取り組んでいます。今後は、町内企業等でも認知症サポーター養成講座を開催していきます。

	担当課	健康推進課
現状と課題	大人から小学生を対象とした認知症サポーター養成講座に取り組んでいます。	
今後の方向性	大人から小学生を対象とした認知症サポーター養成講座の継続および町内企業等での認知症サポーター養成講座を開催し、更なる認知症の理解・啓発の強化に努めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
認知症サポーター 養成講座参加者数	27 人	119 人	118 人	100 人	100 人	100 人
認知症サポーター総数	265 人	384 人	502 人	602 人	702 人	802 人

②認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターに、認知症に対する医療や介護の専門的な知識を有し、認知症の方や関係者などの相談及び支援等の業務を行う認知症地域支援推進員を配置しています。

コーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員は、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて認知症の方やその家族を支援します。また、講演会や認知症カフェ、地域の通いの場等の機会を通じて、認知症に関する正しい理解や知識の普及・啓発に努めています。

	担当課	健康推進課
現状と課題	現在1人の認知症地域支援推進員のみで対応しており、総合相談やケアプラン作成をはじめとする各種業務が優先となっている状況です。	
今後の方向性	引き続き、認知症地域支援推進員として認知症に関する講演会等を実施し、認知症予防や認知症への理解を深める活動を行います。また、認知症カフェを通じて、上板町認知症ケアパス等の普及に努めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
地域での認知症 地域支援推進員活動	継続	継続	継続	3 回	3 回	3 回

(2) 認知症予防への取組

地域の通いの場にて、「いきいき百歳体操（徳島版）」および「いきいき百歳体操（徳島版）認知機能改善編」を行っています。また、介護予防教室や自立認定の高齢者を対象にした生きがいデイサービスで、認知症予防に関するパンフレット等の配布を行うなど、認知症予防の普及・啓発を図ります。

(3) 認知症の早期発見・早期対応の推進

①認知症初期集中支援チーム

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を目的とした認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置します。

家族の相談等に応じて、チームの構成員である複数の専門職により、認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、生活をサポートします。

	担当課	健康推進課
現状と課題	要件に該当する対象者が限られるため、総合相談として対応することが多くなっています。また、本人が認知症を受け入れられない場合もあり、認知症初期集中支援チームの介入につながらない事例も少なくありません。	
今後の方向性	認知症サポート医と連携を図り、対象者を発見した場合は、迅速に認知症初期集中支援チームによる支援に努めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
対象者数	1人	0人	0人	1人	1人	1人
相談件数	1人	0人	0人	1人	1人	1人

(4) 認知症高齢者の見守りネットワークの構築

①認知症徘徊ネットワークの構築

認知症の方の行方がわからなくなった場合（迷子になったと思われる場合）に、早急かつ安全に保護するために、警察や消防、社会福祉協議会、NPO 法人等の様々な団体が連携したネットワークの構築を図り、認知症や障がいのある方とその家族を支える地域づくりに取り組んでいます。

また、認知症等により外出後に行方がわからなくなるおそれのある高齢者等の早期発見・保護を目的とした「高齢者等見守りシール交付事業」を実施しています。

		担当課	健康推進課
現状と課題	認知症徘徊ネットワークによる活動実績がないので、今後事案が発生した際に円滑に情報共有・連携を図る必要があります。 高齢者等見守りシール交付事業は、広報誌や認知症ケアパスを利用した普及活動を行っていますが、利用実績がありません。		
今後の方向性	行方不明者が発生した際には迅速に対応できるよう、電子メールを活用した、近隣市町村及び必要に応じて他県と情報を共有・連携する手段を検討します。また、早期発見・保護につなげるよう、認知症徘徊ネットワークの構築と高齢者等見守りシールの普及に努めます。		

第6節 生活支援サービスの体制整備

高齢者が、介護が必要な状態になっても、必要なサービスや支援を受けながら可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活できるよう、複合的な生活支援サービスの体制整備を図ります。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加を目的として、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成など地域資源の開発を行う生活支援コーディネーターを配置し、健康維持を目的とする教室をはじめ高齢者と地域が協力関係を築くための機会を提供しています。

また、令和4（2022）年度から上板町フレイルサポーターを養成し、フレイル予防事業の推進に努めています。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	高齢者の社会参加の促進に向け、生活支援コーディネーターが住民主体のボランティア活動や地域支援のマッチングを実施しました。当初、4地区だった協議体も6地区に増加しています。また、毎月通いの場において、介護予防の基盤整備や課題の収集等を実施しています。 令和4（2022）年度からは、上板町フレイルサポーターを養成し、フレイル予防事業の推進に努めています。	
今後の方向性	高齢者の健康維持を目的とし、積極的に地域での介護予防の取組を推進します。 また、現在は、生活支援コーディネーター1名で対応していますが、協議体の増加に伴い、生活支援コーディネーターの増員も検討し、生活支援の充実を図ります。	

(2) 協議体の設置

既存事業を含め、ボランティア、民間企業など多様な事業主体によるサービスの提供体制の構築に向け、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携を図っています。また、住民主体のボランティア団体である協議体（ささえあい上板）へ継続的な支援を実施しています。

生活支援コーディネーターと協議体が車の両輪として地域づくりを進めていくことができるよう、活動の担い手の発掘・育成に取り組むとともに、多様な関係者が参加し、地域全体で推進できるよう、協議体構成員の拡充を目指します。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	平成 30（2018）年度に第 1 層協議体（ささえあい上板）が 19 人で立ち上がりました。また、4 地区から 6 地区に増えたことで、協議体メンバーも 26 名となりました。第 1 層協議体会議も年 1～2 回実施しており、各地域での課題等の情報共有を行っています。	
今後の方向性	引き続き、第 1 層協議体で活動を行います。今後は、協議体メンバーの育成、地区の拡充に取り組みます。また、協議体会議を年 2 回実施し、課題の情報共有や対応策の協議を行います。	

	第 8 期 実績			第 9 期 目標		
	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)	R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)
活動地区数	5 地区	6 地区	6 地区	6 地区	7 地区	7 地区

(3) 高齢者の住まいの安定的な確保

地域において個人の尊厳が確保された生活には、それぞれの生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、保健、医療、介護等のサービスが提供されることが前提となります。持家や賃貸住宅に加えて、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいが、それぞれのニーズに応じて適切に供給される環境を確保し、入居者が安心して暮らすことができるよう、県との連携に努めます。

なお、現在、本町には軽費老人ホームが 1 カ所、サービス付き高齢者向け住宅が 1 カ所あります。

名称	施設種別	定員
ケアハウス上板	軽費老人ホーム	30 人
しあわせの郷 華	サービス付き高齢者向け住宅	19 人

基本目標３：介護予防・日常生活支援総合事業の推進

第１節 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業とは、介護予防・日常生活支援総合事業を構成する事業の１つで、要支援者と基本チェックリストで事業対象者に該当した方を対象に、介護予防訪問介護、介護予防通所介護に加え、多様な主体による多様なサービスを提供する事業です。

制度の枠組みを設定し、従来の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）及び介護予防通所介護（デイサービス）を本事業に移行して運営しています。

住民や民間企業等が主体となった多様なサービスについては、今後も各種団体と協議し、また、「生活支援体制整備事業」と連携します。

訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供。
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施。

	担当課	地域包括支援センター
現状と課題	個々のニーズを把握し、必要なサービスを組み合わせていますが、場合によってはサービス過剰となるケースがあります。	
今後の方向性	要支援者一人ひとりの意向を汲み、必要なサービスを組み合わせ、自立を阻害しないよう、状態の維持・向上ができるよう、適切な支援に努めます。	

第2節 一般介護予防事業

一般介護予防事業とは、高齢者がボランティアや就労的活動等の役割、生きがいを持って、健康で自立した生活ができる地域づくりを目指し、地域住民や民間サービスが連携し、主体となって行われる事業です。

一般介護予防事業の推進にあたっては、機能回復訓練、生活機能全体の向上、活動的で生きがいを持てる生活環境の調整など、バランスのとれたアプローチが重要です。また、地域における保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら、推進することも重要です。さらに、高齢者の社会参加を促すため、引き続き、通いの場の取組を推進します。

(1) 介護予防把握事業

介護予防把握事業は、地域の実情に応じて収集した情報等を活用し、閉じこもりやフレイル等の何らかの支援が必要な方を把握し、介護予防活動へつなげる取組を実施しています。また、保健相談センターと連携して、対象者の把握と介護予防に取り組みます。

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
アンケート調査による 現状把握数	15 件	15 件	15 件	30 件	35 件	40 件

(2) 介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットの作成・配布、講演会や運動教室等を開催し、地域における自主的な介護予防の活動を支援しています。

引き続き、パンフレットや講演会、教室の内容を状況に応じて見直しながら実施していきます。

また、生活機能の維持改善のため、介護予防教室を実施し、介護予防事業や介護予防・日常生活支援総合事業を推進します。

	担当課	社会福祉協議会
現状と課題	専門職による各種介護予防教室を開催しています。5月に、対象者にアンケート調査を実施した上で、①栄養、②口腔衛生、③運動の講習を行い、12月と3月に振り返り講習を開催しました。また、個人で評価し、専門職から評価に対する指導も実施しています。ただし、新規受講生の参加が少ない状況にあります。	
今後の方向性	広報活動を積極的に行い、新規受講生の参加を促します。また、利用者の要望を踏まえながら、介護予防教室の継続的な実施に努めます。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
介護予防教室参加者数	15 人	13 人	14 人	20 人	23 人	23 人
介護予防教室延参加人数	161 人	150 人	165 人	200 人	200 人	200 人

◎フレイル予防

令和4（2022）年度から、かみいた健康プロジェクトとしてフレイルサポーター養成講座を開催し、第1期生として20名の上板町フレイルサポーターが誕生しました。

地域の特性も配慮しながら、フレイルサポーター同士が意見を出し合い、通いの場や介護予防教室でのフレイル予防啓発活動・フレイルチェックを行っています。

引き続き、上板町フレイルサポーターの養成に積極的に取り組み、フレイル予防事業を推進します。

	担当課	健康推進課
現状と課題	令和4（2022）年度から、上板町フレイルサポーター養成講座を開催しています。第1期生の上板町フレイルサポーターは、地域の通いの場等で活動しています。	
今後の方向性	引き続き、上板町フレイルサポーターの養成に積極的に取り組み、フレイル予防の普及・啓発に取り組みます。また、上板町フレイルサポーターが活躍する機会の増加やフレイル予防のウォーキング大会等のイベントも開催します。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
フレイルサポーターの 地域等での活動回数	0 回	2 回	31 回	108 回	108 回	108 回

■フレイルについて

「フレイル」とは、加齢に伴い心身の機能が低下した状態を意味する言葉で、「健康」と「要介護」の中間の時期であり、多くの人が健康状態から「フレイル」の段階を経て、要介護状態に陥ると言われています。

フレイルの特徴

- ①健康と要介護状態の中間の時期である。
 - ②可逆性があり様々な機能を取り戻すこともできる。
 - ③多面的な側面がある。
- ・社会的フレイル（独居、経済的困窮、孤食等）
 - ・心理的・認知的フレイル（うつ、認知機能低下等）
 - ・身体的フレイル（ロコモティブシンドローム、サルコペニア、低栄養、オーラルフレイル等）
- ※これらが重なり、多面的なフレイルによる負の連鎖につながる場合もあります。

上記の特徴から「フレイル」の兆候を早期に発見して、積極的に予防や改善に取り組むことで、進行を遅らせたり、健康な状態に戻すことができます。フレイルの兆候には、なんとなく体調が優れない、おいしいものが食べられなくなった、足腰やお口周りに不安がある、人付き合いが面倒になってきた等がみられます。

多面的な要素を持つ「フレイル」を予防するためには、「栄養」・「運動」・「社会参加」の3つの柱をバランス良く一体的に実践することが重要となります。

参考引用 徳島県 第2版（2023年3月）：フレイル予防実践ガイドブック

(3) 地域介護予防活動支援事業

高齢者等の社会的孤立の解消、心身の健康保持及び要介護状態の予防並びに地域の支え合い体制を推進することを目的として、住民主体の自主的活動を行っている団体等に対し、「上板町地域介護予防活動支援事業補助金」を交付しています。令和4（2022）年度まで実績はありませんでしたが、令和5（2023）年度は2団体へ補助金を交付しました。

今後も、住民主体の自主的活動の活性化を図るため、引き続き、「上板町地域介護予防活動支援事業補助金」に関する説明会を実施し、高齢者の社会参加を促します。

(4) 一般介護予防事業評価事業

地域包括支援センター運営委員会において、介護予防事業等の実施状況や、その効果に関するデータ等を分析し、年に1回、地域包括支援センターにおける介護予防効果や介護予防プログラムの開発、サービスの質についての検討、介護予防事業の実施効果を評価します。

(5) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組の機能強化を図るため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へ、医療機関等のリハビリテーション専門職等が関与し、自立支援のための介護予防事業への参加を促進しています。

関連団体や専門職と連携体制を構築し、自立支援のための介護予防事業を推進します。

	担当課	地域包括支援センター
現状と課題	サービス担当者会議等の話し合いの場に理学療法士が参加する機会が少ない状況です。	
今後の方向性	今後は、上板町地域ケア個別会議ガイドラインに基づき、利用者の自立支援と重度化防止、支援困難な個別課題の解決等に向け、多職種が協働し、ケアプランの検証や有効な支援策を検討し、高齢者が地域で生きがいを持ち、自分らしく自立した生活が送れるよう支援します。	

	第8期 実績			第9期 目標		
	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
専門会議への 理学療法士の出席	0回	0回	0回	2回	2回	2回

基本目標４：介護保険事業の適正かつ円滑な運営

第１節 介護給付事業の適正化

真に支援を必要とする高齢者に適切なサービスが提供されるよう、適切な介護認定が行われる体制を整備します。また、介護認定の申請件数の増加が見込まれることから、業務の効率化等も踏まえながら、引き続き、要介護認定が遅滞なく適正に実施される体制整備に努めます。

介護給付の適正化を推進することで、不適切な給付の削減や利用者に対する適切な介護サービスを確認し、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

(1) 介護認定の適正化

① 介護認定調査

介護保険法に基づき、要介護認定申請を提出された方に対し、公平・公正な立場で職員による要介護認定調査および事後点検を実施し、適正化を図っています。

各種研修の受講機会を設け、調査員の資質の向上に努めています。

	担当課	健康推進課
現状と課題	認定調査員が作成した調査票について、職員が全件内容点検を行い、調査基準・判断の差異及び不整合が生じないように努めています。	
今後の方向性	引き続き、認定調査員の研修等への参加を促し、調査基準の平準化及び調査の質の向上に努めます。	

	第9期 目標		
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
認定調査後点検実施率	100%	100%	100%

② 介護認定審査会

申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、また、その範囲を審査・判定する組織である介護認定審査会を構成する医療・保健・福祉関係の専門家について、適正な人材の確保に努めます。また、主治医意見書の実施・回収の進捗管理や公正な要介護認定を担保するため、委員の研修への参加を促し、適正かつ円滑な介護認定審査会の運営を図ります。

現在、藍住町・板野町・上板町の3町で介護認定審査会を共同設置しており、引き続き、関係町と連携し、適正な運営に努めます。

	担当課	健康推進課
現状と課題	3町合同の介護認定審査会を運営しています。	
今後の方向性	引き続き、審査資料を精査し、適正な認定審査業務の実施に努めます。	

(2) ケアプランの点検、住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

利用者に対する適切な介護保険サービスの提供と介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護給付適正化システムの活用等を図り、介護保険給付の適正化を推進しています。

介護給付を必要とする受給者を「適切に認定」し、受給者が真に必要とする「過不足のないサービス」を事業者が「適切に提供」するよう、県や国民健康保険団体連合会と連携し、実施していきます。

	担当課	健康推進課
現状と課題	ケアプランの点検は、介護給付適正化システムを活用した点検を行い、疑義のあるサービス利用については、担当ケアマネジャーへの聞き取りや面談を実施しました。住宅改修等の点検・福祉用具購入については、制度利用のための理由書及びケアプランにより、必要性を確認しています。福祉用具の貸与分については、介護給付適正化システム等により不適切なサービス利用がないか確認を行っています。	
今後の方向性	引き続き、介護給付適正化システム等を活用した定期的な点検を実施します。また、介護給付適正化システムの拡充に向け、県の事業等を活用し、専門職と連携したケアプラン点検及び住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査を実施します。	

	第9期 目標		
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
ケアプラン点検数	20 件	25 件	30 件

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

過誤請求を防ぎ、適切な介護保険給付を行うために、国民健康保険団体連合会と連携した点検を実施しています。また、国民健康保険団体連合会に委託し、過誤申立て等を行うことで適正化につながっています。

	担当課	健康推進課
現状と課題	国民健康保険団体連合会からの縦覧点検情報等を基に点検を実施しています。疑義のある部分については、介護給付適正化システムの活用、ケアマネジャーへ確認しています。	
今後の方向性	引き続き、国民健康保険団体連合会と連携し、介護保険給付の適正化を推進します。	

	第9期 目標		
	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)
医療情報との突合・縦覧点検	12 件	12 件	12 件

第2節 介護保険事業の円滑な運営

(1) 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

高齢化の進行により、介護サービスのニーズは増加しているのに対し、介護人材の不足が課題となっています。今後も増加していく介護ニーズに対応するためには、介護職員だけでなく、専門職を含む介護分野で働く様々な介護人材の確保が必要となります。このため、介護者がやりがいを持って働き続けられる環境整備を図るとともに、介護人材の質の向上はもちろん、介護現場における業務仕分けや介護ロボット、ICTの活用、業務効率化のための文書負担軽減に向けた取組を推進します。

また、元気高齢者も介護サービスを支える側、介護人材として取り込んでいけるような介護職場の魅力の発信など、人材の確保や定着に努める必要があります。

本町においては、介護事業所等への定期的な運営指導を行うことにより、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりを推進し、介護人材の確保、定着や業務の効率化を図ります。

(2) 災害や感染症対策に係る体制整備

介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものです。日頃から、また、災害発生や感染症の流行等の有事の際においても、通常通りのサービスが提供できるように、関係機関との連携体制の強化に努めます。

第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料

1. 介護保険サービスの見込み量

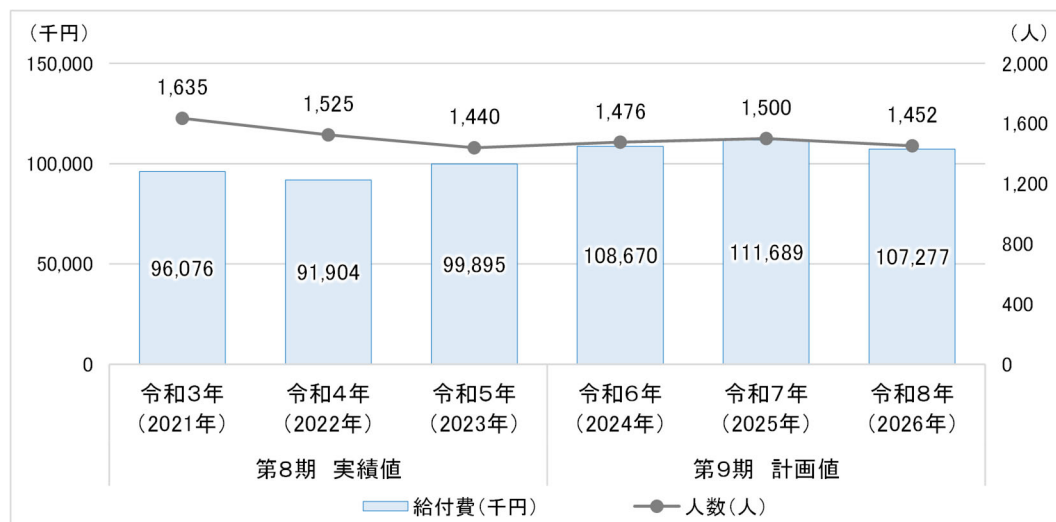
(1) 居宅サービス

①訪問介護

ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、食事・入浴・排せつ等の身体介助や炊事・掃除等の生活援助を行うサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
訪問介護						
給付費(千円)	96,076	91,904	99,895	108,670	111,689	107,277
人数(人)	1,635	1,525	1,440	1,476	1,500	1,452

■訪問介護



資料：地域包括ケア「見える化」システムによる将来推計総括表より

※令和5年度の数値は見込み値（以下同様）。

※給付費および人数は、年間累計値（以下同様）。

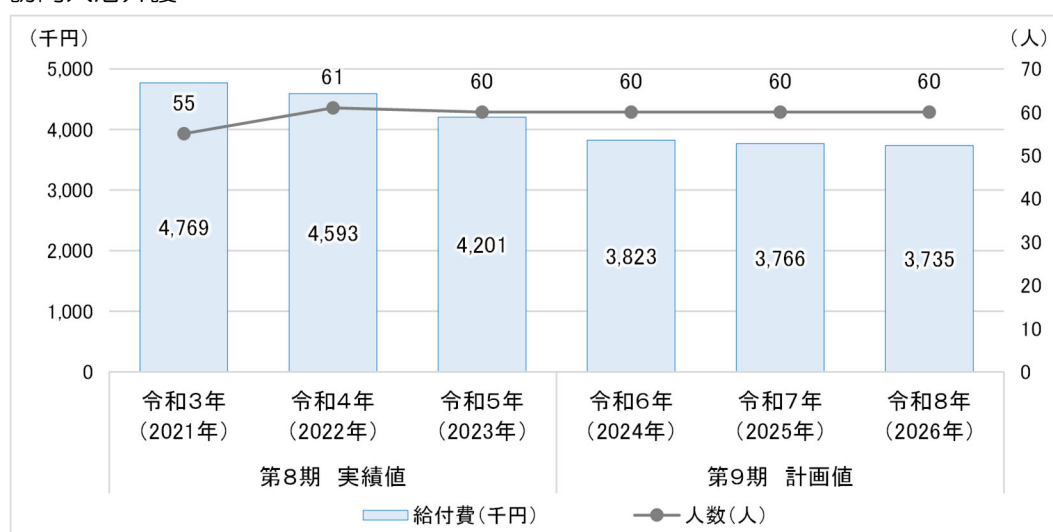
②訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

簡易浴槽等を積んだ移動入浴車等により居宅を訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

介護予防訪問入浴介護についてはこれまでの実績がないことから、本計画期間における事業量見込みはありません。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
訪問入浴介護						
給付費(千円)	4,769	4,593	4,201	3,823	3,766	3,735
人数(人)	55	61	60	60	60	60

■訪問入浴介護

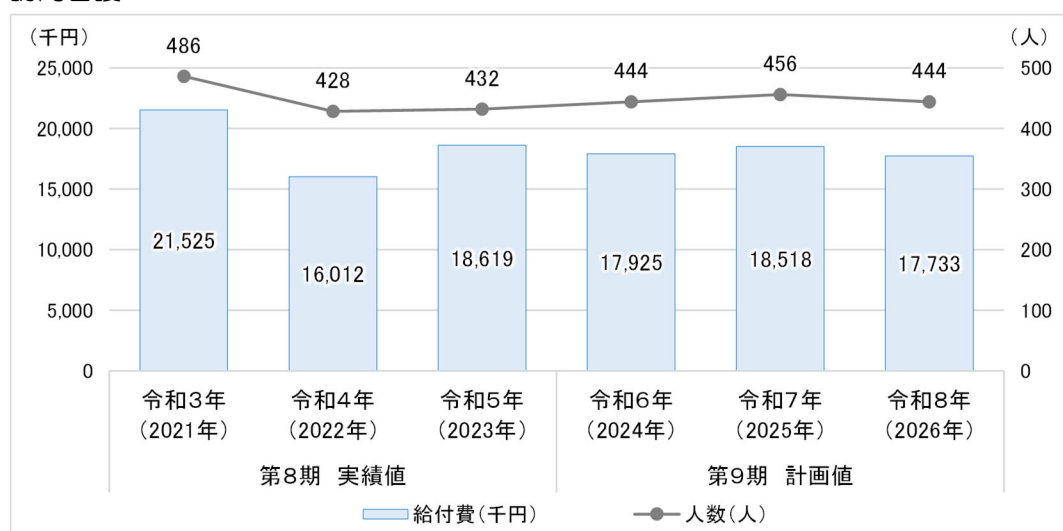


③訪問看護／介護予防訪問看護

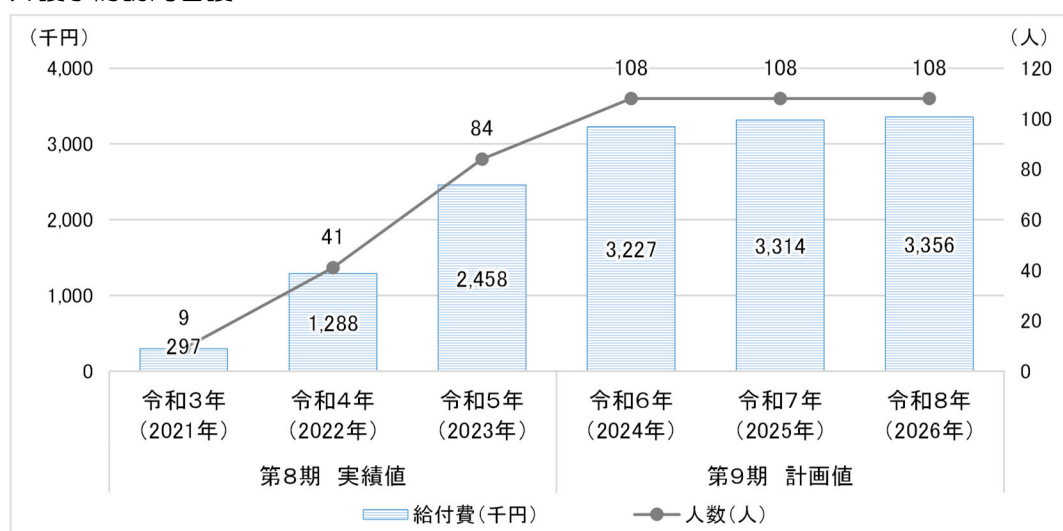
病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
訪問看護						
給付費(千円)	21,525	16,012	18,619	17,925	18,518	17,733
人数(人)	486	428	432	444	456	444
介護予防訪問看護						
給付費(千円)	297	1,288	2,458	3,227	3,314	3,356
人数(人)	9	41	84	108	108	108

■訪問看護



■介護予防訪問看護

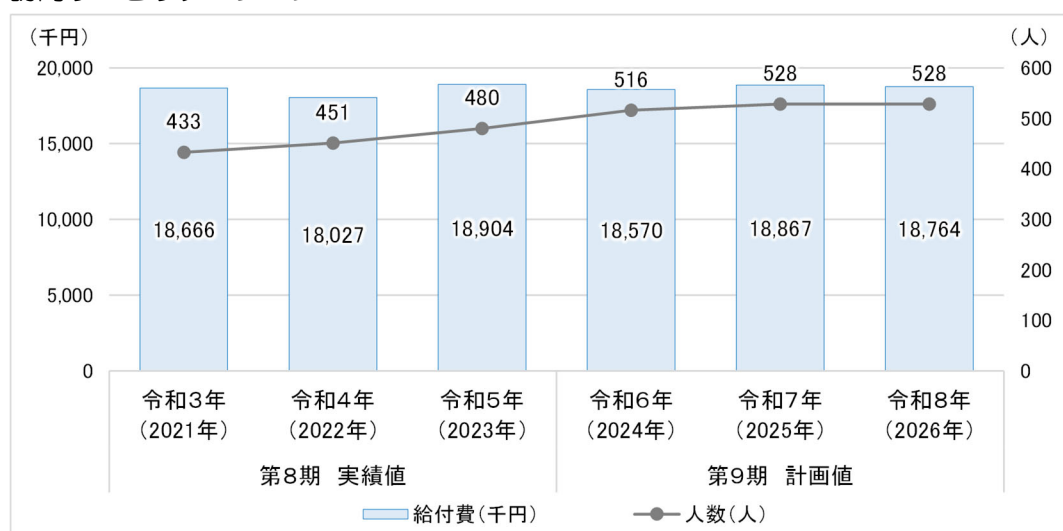


④訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

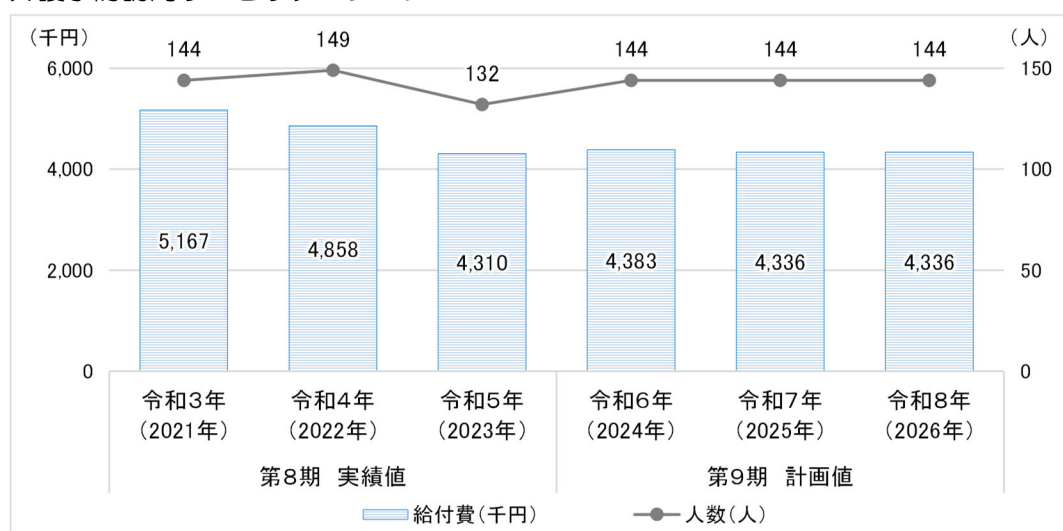
理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図るために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
訪問リハビリテーション						
給付費(千円)	18,666	18,027	18,904	18,570	18,867	18,764
人数(人)	433	451	480	516	528	528
介護予防訪問リハビリテーション						
給付費(千円)	5,167	4,858	4,310	4,383	4,336	4,336
人数(人)	144	149	132	144	144	144

■訪問リハビリテーション



■介護予防訪問リハビリテーション

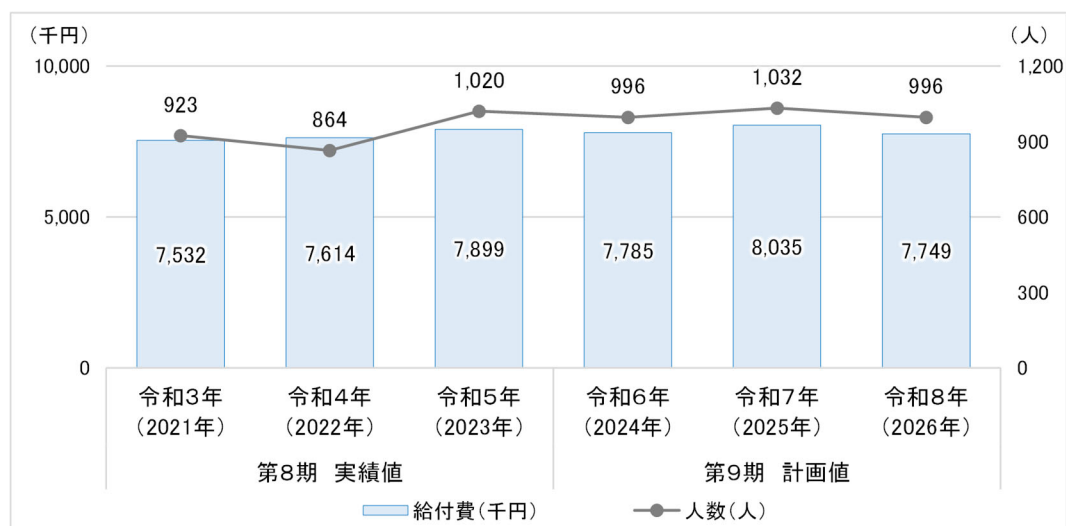


⑤居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

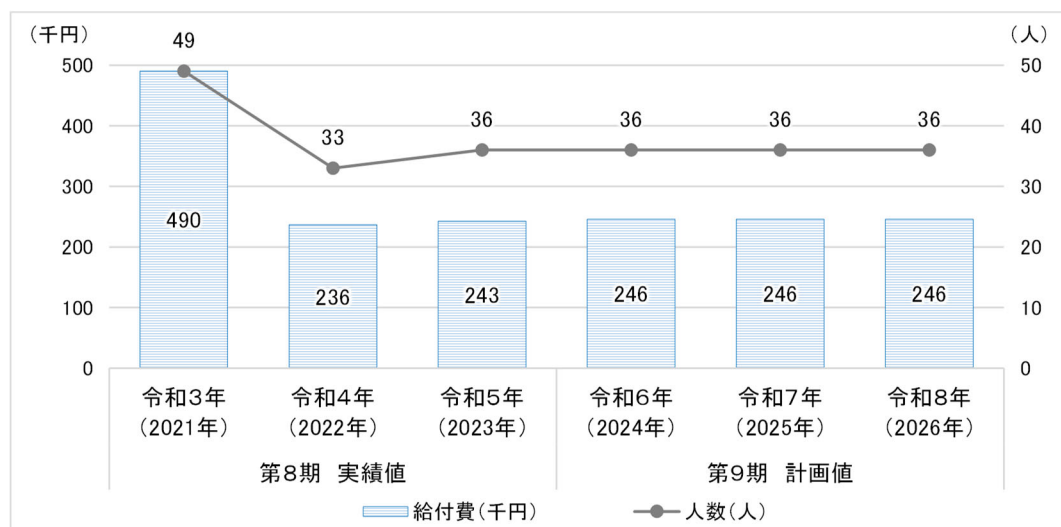
医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
居宅療養管理指導						
給付費(千円)	7,532	7,614	7,899	7,785	8,035	7,749
人数(人)	923	864	1,020	996	1,032	996
介護予防居宅療養管理指導						
給付費(千円)	490	236	243	246	246	246
人数(人)	49	33	36	36	36	36

■居宅療養管理指導



■介護予防居宅療養管理指導

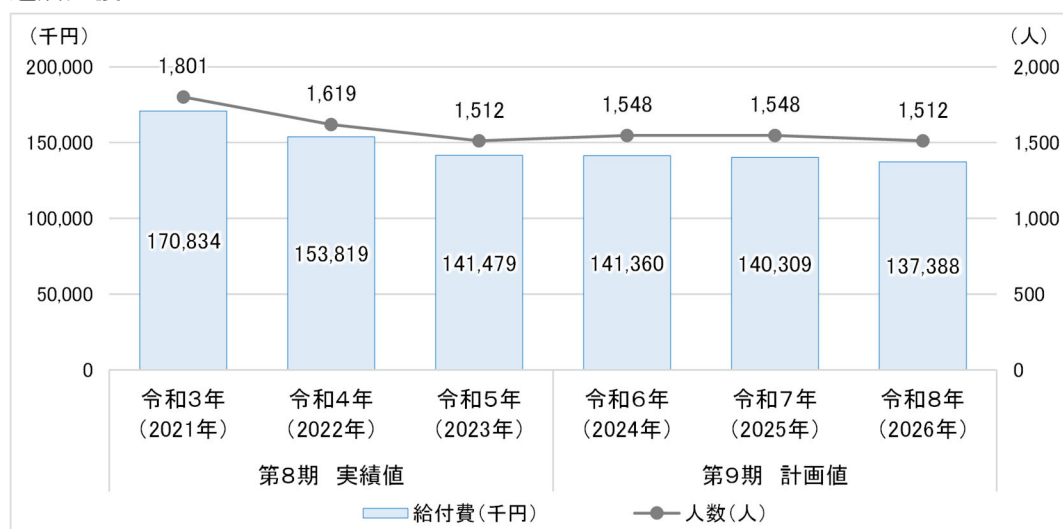


⑥通所介護

デイサービスセンター等に通い、日常動作訓練・入浴・給食などの提供を受けるサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
通所介護						
給付費(千円)	170,834	153,819	141,479	141,360	140,309	137,388
人数(人)	1,801	1,619	1,512	1,548	1,548	1,512

■通所介護

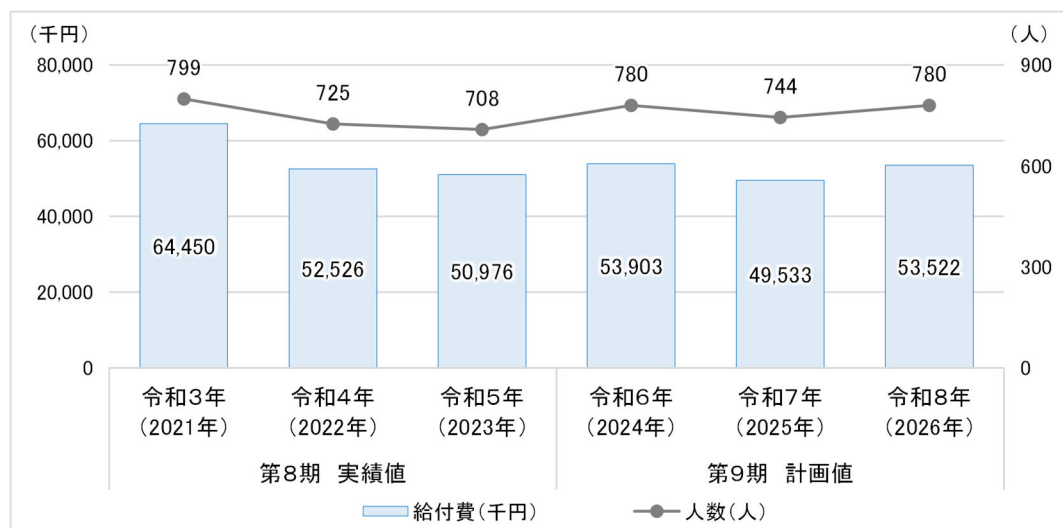


⑦通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

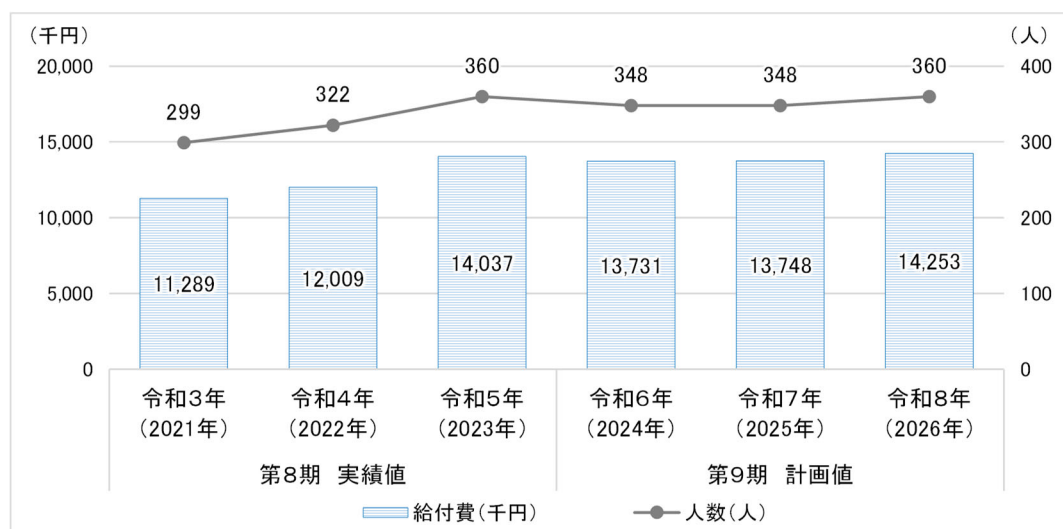
介護老人保健施設や病院、診療所等への通所により、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションなどを受けるサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
通所リハビリテーション						
給付費(千円)	64,450	52,526	50,976	53,903	49,533	53,522
人数(人)	799	725	708	780	744	780
介護予防通所リハビリテーション						
給付費(千円)	11,289	12,009	14,037	13,731	13,748	14,253
人数(人)	299	322	360	348	348	360

■通所リハビリテーション



■介護予防通所リハビリテーション

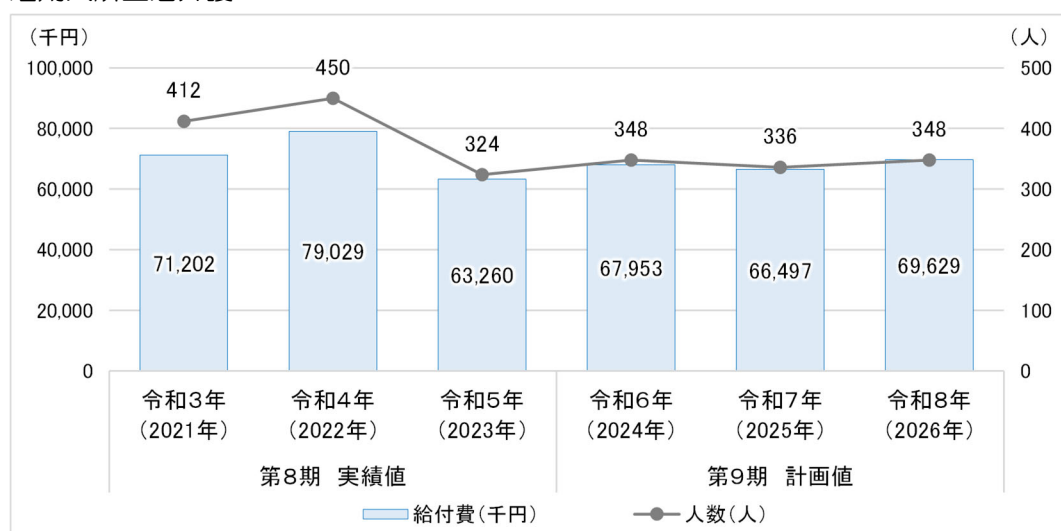


⑧短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

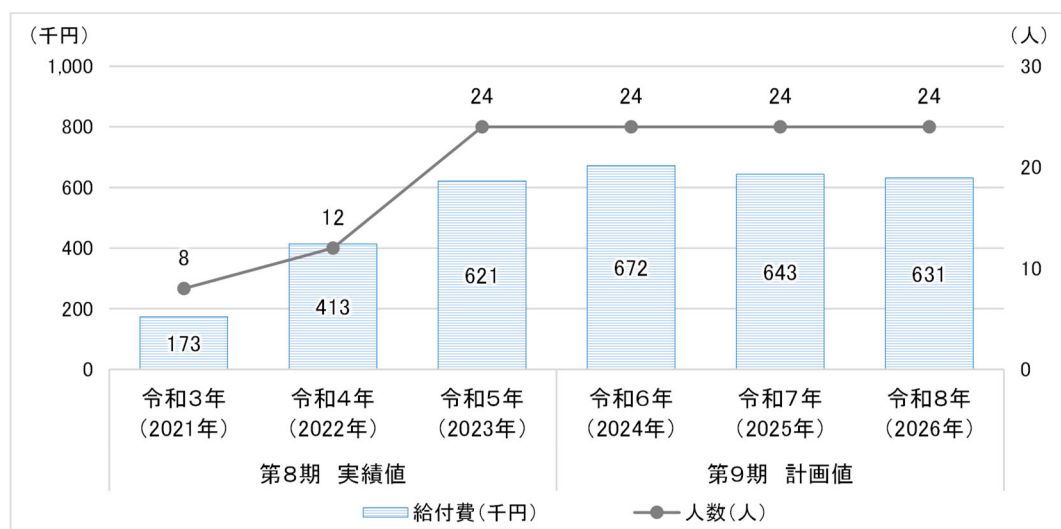
介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
短期入所生活介護						
給付費(千円)	71,202	79,029	63,260	67,953	66,497	69,629
人数(人)	412	450	324	348	336	348
介護予防短期入所生活介護						
給付費(千円)	173	413	621	672	643	631
人数(人)	8	12	24	24	24	24

■短期入所生活介護



■介護予防短期入所生活介護



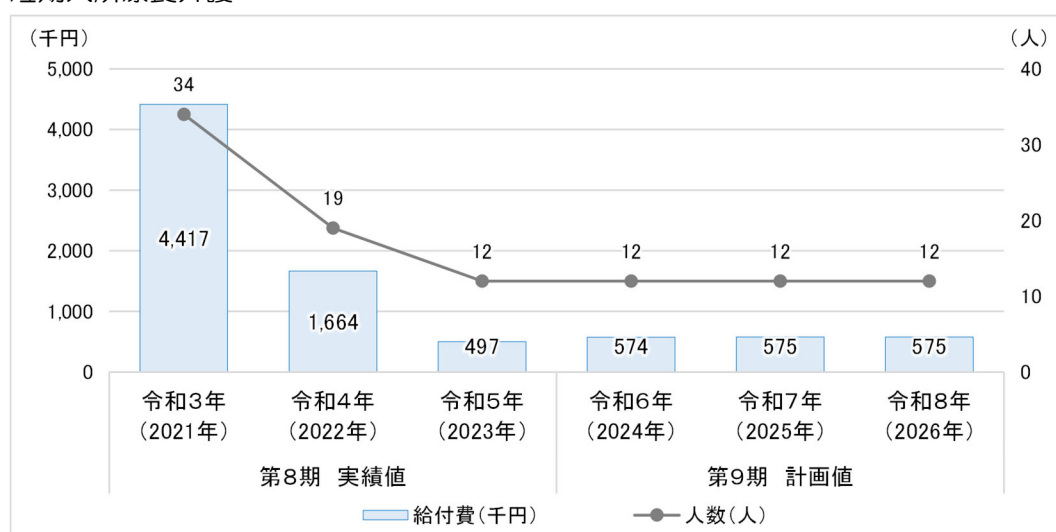
⑨短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、医学的管理のもとで、看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けるサービスです。

本計画期間中の介護予防短期入所療養介護の事業量見込みはありません。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
短期入所療養介護(老健)						
給付費(千円)	4,417	1,664	497	574	575	575
人数(人)	34	19	12	12	12	12

■短期入所療養介護



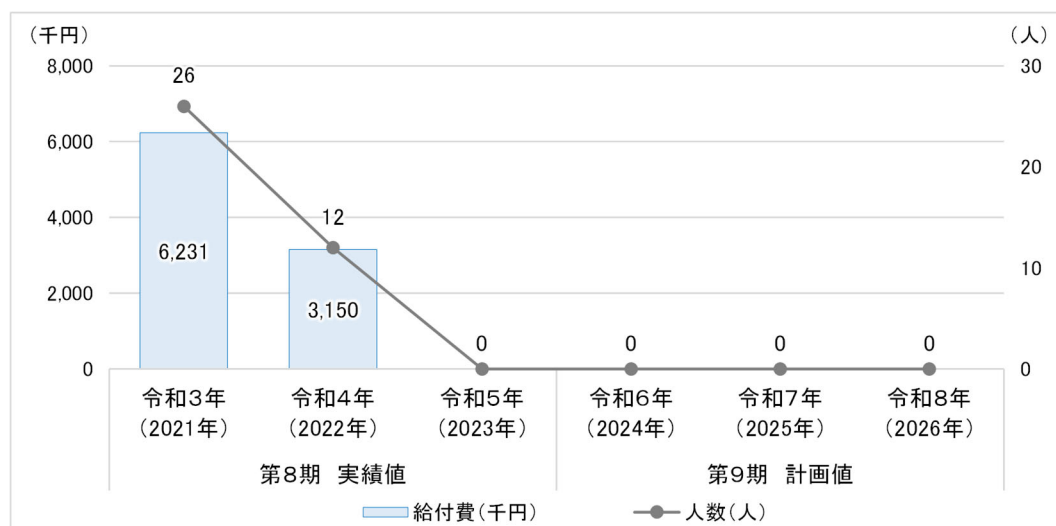
⑩特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホームの入所者である要介護者または要支援者について、施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や機能訓練・療養上の世話を行うサービスです。

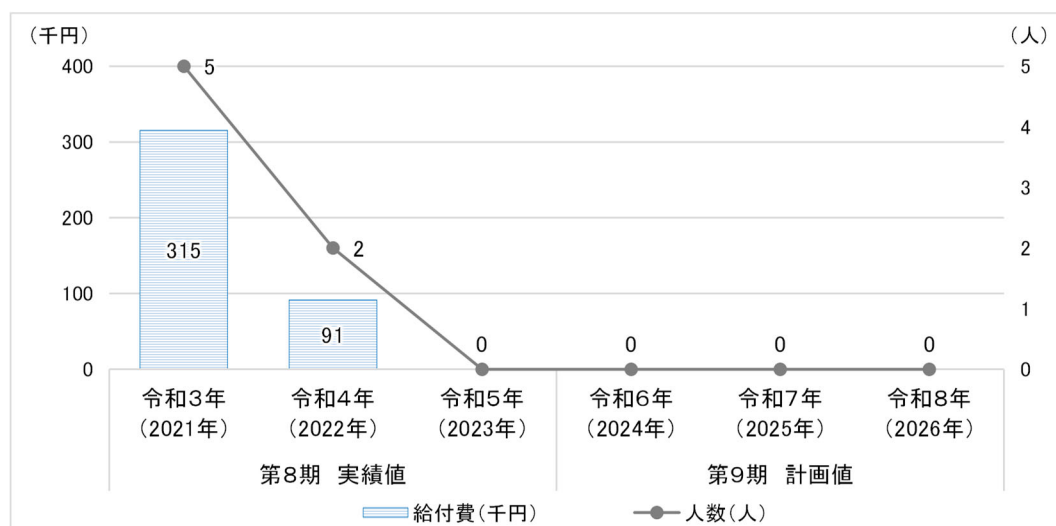
本計画期間中の特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護の事業量見込みはありません。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
特定施設入居者生活介護						
給付費(千円)	6,231	3,150	0	0	0	0
人数(人)	26	12	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護						
給付費(千円)	315	91	0	0	0	0
人数(人)	5	2	0	0	0	0

■特定施設入居者生活介護



■介護予防特定施設入居者生活介護

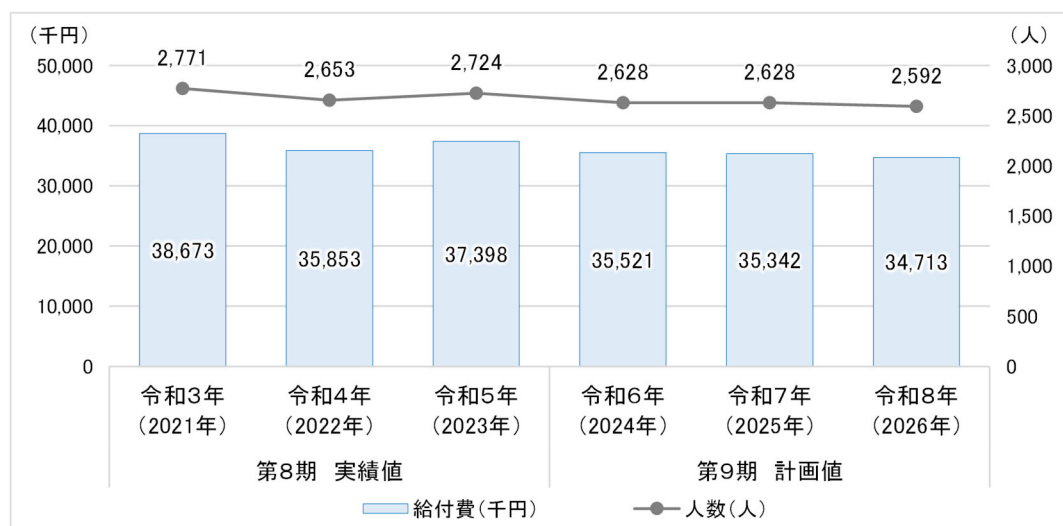


⑪福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

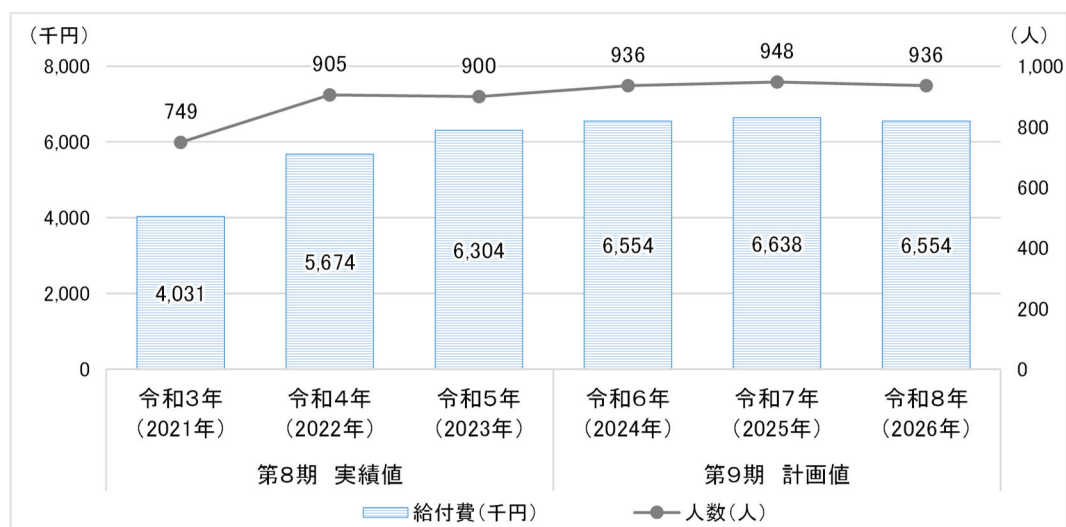
在宅での生活に必要な福祉用具（車いす、特殊ベッドなど）の貸与（レンタル）を行うサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
福祉用具貸与						
給付費(千円)	38,673	35,853	37,398	35,521	35,342	34,713
人数(人)	2,771	2,653	2,724	2,628	2,628	2,592
介護予防福祉用具貸与						
給付費(千円)	4,031	5,674	6,304	6,554	6,638	6,554
人数(人)	749	905	900	936	948	936

■福祉用具貸与



■介護予防福祉用具貸与

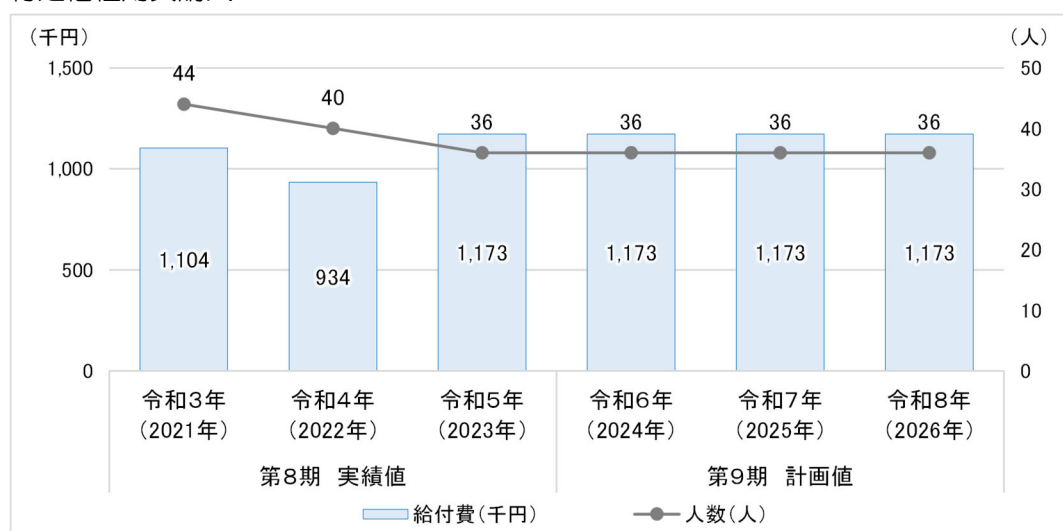


⑫特定福祉用具購入／特定介護予防福祉用具購入

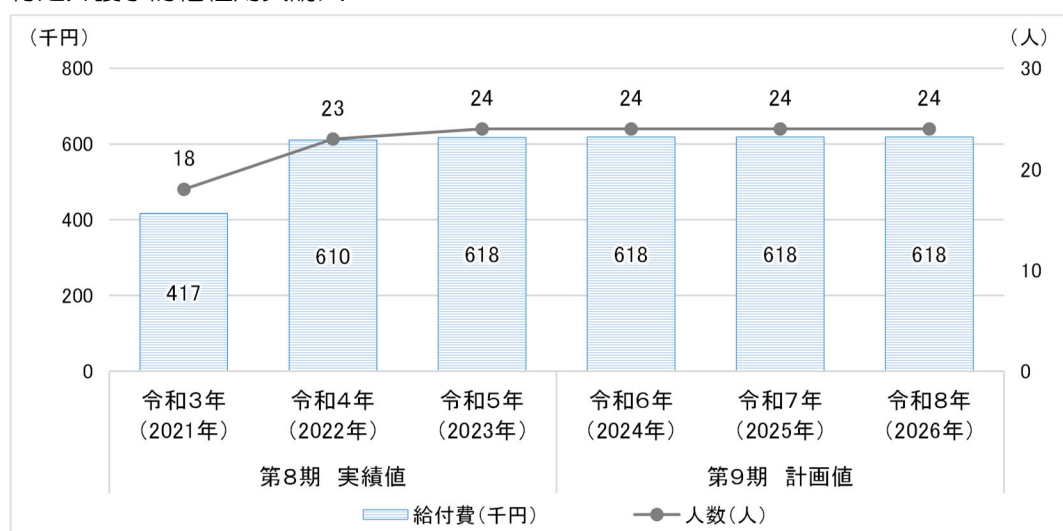
在宅での生活に必要な福祉用具（腰かけ便座、入浴用いすなど）の購入費を支給するサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
特定福祉用具購入費						
給付費(千円)	1,104	934	1,173	1,173	1,173	1,173
人数(人)	44	40	36	36	36	36
特定介護予防福祉用具購入費						
給付費(千円)	417	610	618	618	618	618
人数(人)	18	23	24	24	24	24

■特定福祉用具購入



■特定介護予防福祉用具購入



(2) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護者を対象に、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

本計画期間中の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業量見込みはありません。

②夜間対応型訪問介護

夜間の定期的な巡回訪問により、または通報を受けて、要介護者の居宅へ訪問し、排せつ等の介護その他日常生活上の支援を行うサービスです。

本計画期間中の夜間対応型訪問介護の事業量見込みはありません。

③認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護

認知症の状態にある要介護者が、グループホームや通所施設等に通い、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

本計画期間中の認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護の事業量見込みはありません。

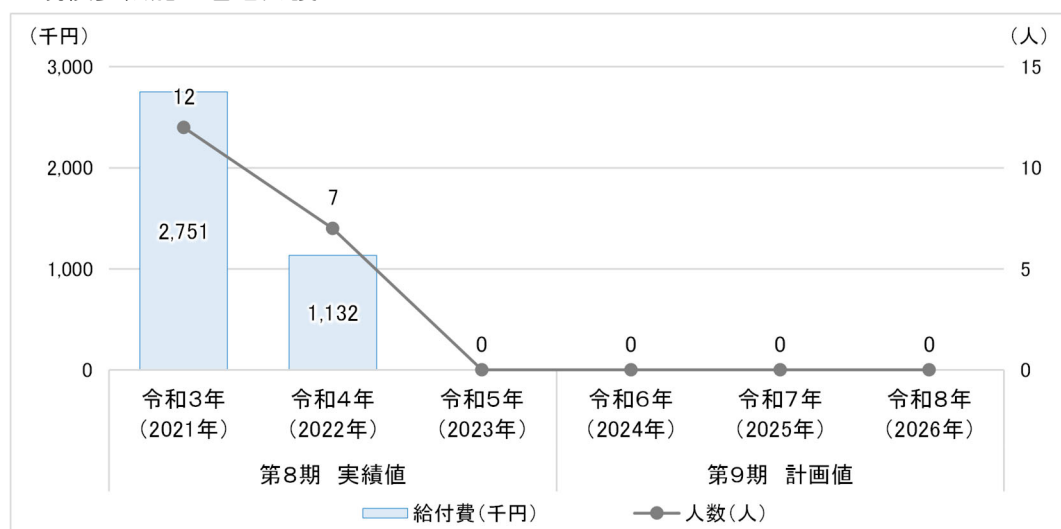
④小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設で、施設への通いを中心に、居宅への訪問、短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練を行うサービスです。

本計画期間中の小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の事業量見込みはありません。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
小規模多機能型居宅介護						
給付費(千円)	2,751	1,132	0	0	0	0
人数(人)	12	7	0	0	0	0

■小規模多機能型居宅介護



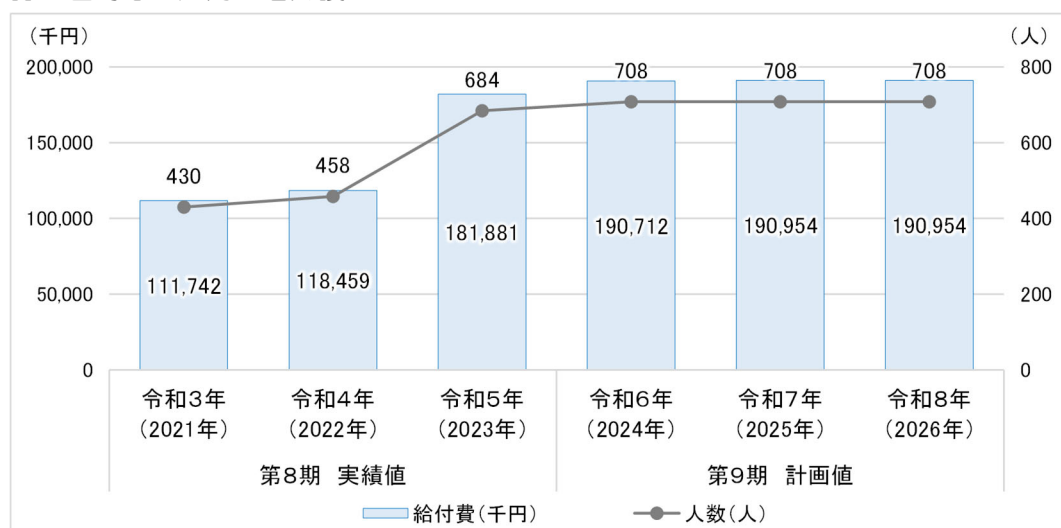
⑤認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の状態にある要介護者に対し、少人数で共同生活を営む住居（グループホーム）で、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の世話、機能訓練などを行うサービスです。

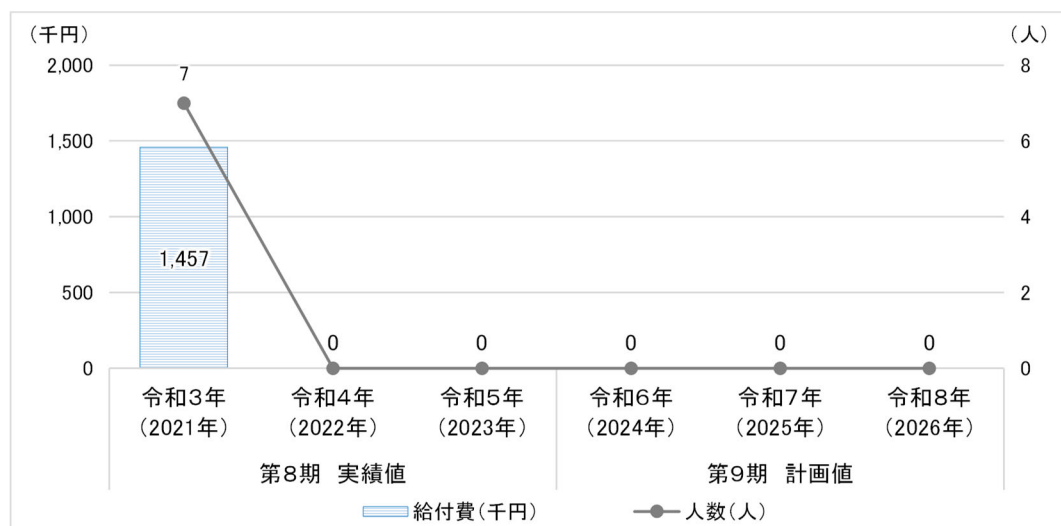
予防給付については令和４（２０２２）年度以降実績がないことから、本計画期間中の事業量見込みはありません。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
認知症対応型共同生活介護						
給付費(千円)	111,742	118,459	181,881	190,712	190,954	190,954
人数(人)	430	458	684	708	708	708
介護予防認知症対応型共同生活介護						
給付費(千円)	1,457	0	0	0	0	0
人数(人)	7	0	0	0	0	0

■認知症対応型共同生活介護



■介護予防認知症対応型共同生活介護



⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

入居定員が29人以下の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等が、入居者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

本計画期間中の地域密着型特定施設入居者生活介護の事業量見込みはありません。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームが、入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

本計画期間中の地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の事業量見込みはありません。

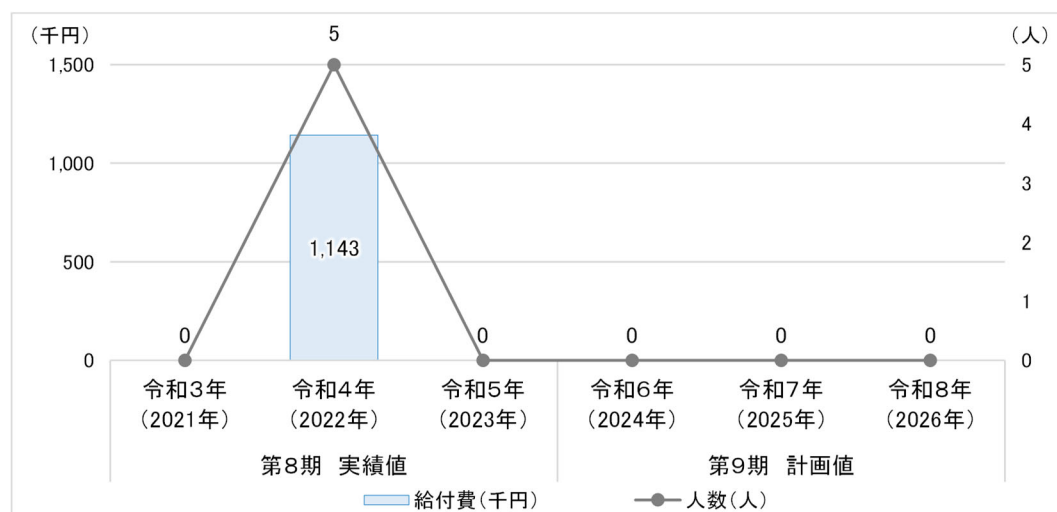
⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。

令和5（2023）年度の実績がないことから、本計画期間中の看護小規模多機能型居宅介護の事業量見込みはありません。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
看護小規模多機能型居宅介護						
給付費(千円)	0	1,143	0	0	0	0
人数(人)	0	5	0	0	0	0

■看護小規模多機能型居宅介護

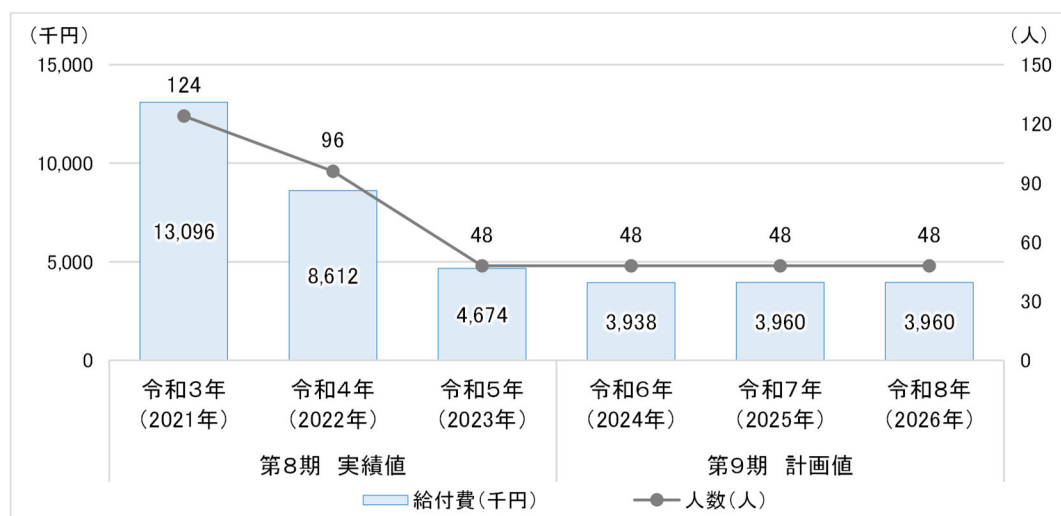


⑨地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模な通所介護施設に通って、日帰りで入浴、食事、健康管理、日常生活上の支援や生活機能訓練等を受けるサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
地域密着型通所介護						
給付費(千円)	13,096	8,612	4,674	3,938	3,960	3,960
人数(人)	124	96	48	48	48	48

■地域密着型通所介護

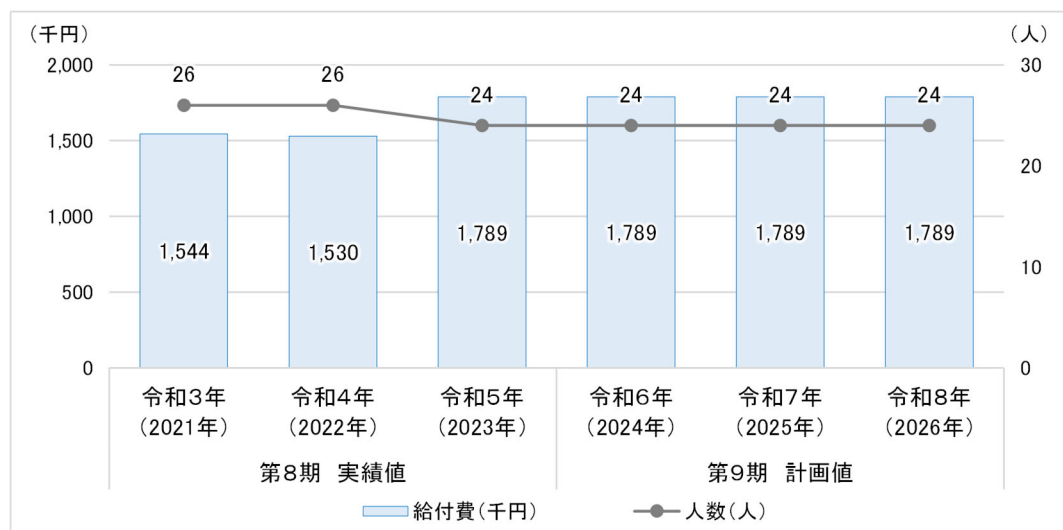


(3) 住宅改修／介護予防住宅改修

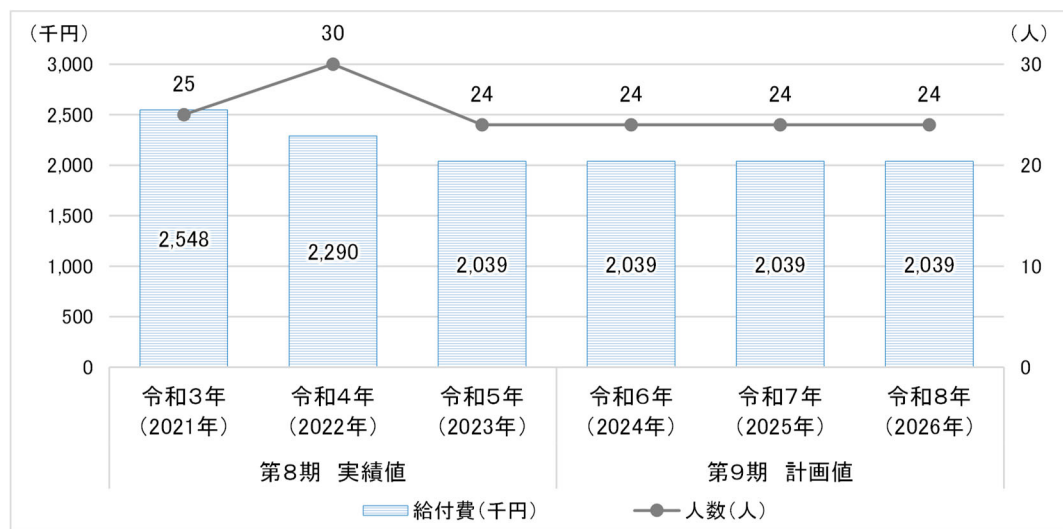
在宅での生活に必要な住宅改修費（手すりの取り付けや段差の解消など）を支給するサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
住宅改修費						
給付費(千円)	1,544	1,530	1,789	1,789	1,789	1,789
人数(人)	26	26	24	24	24	24
介護予防住宅改修						
給付費(千円)	2,548	2,290	2,039	2,039	2,039	2,039
人数(人)	25	30	24	24	24	24

■住宅改修



■介護予防住宅改修

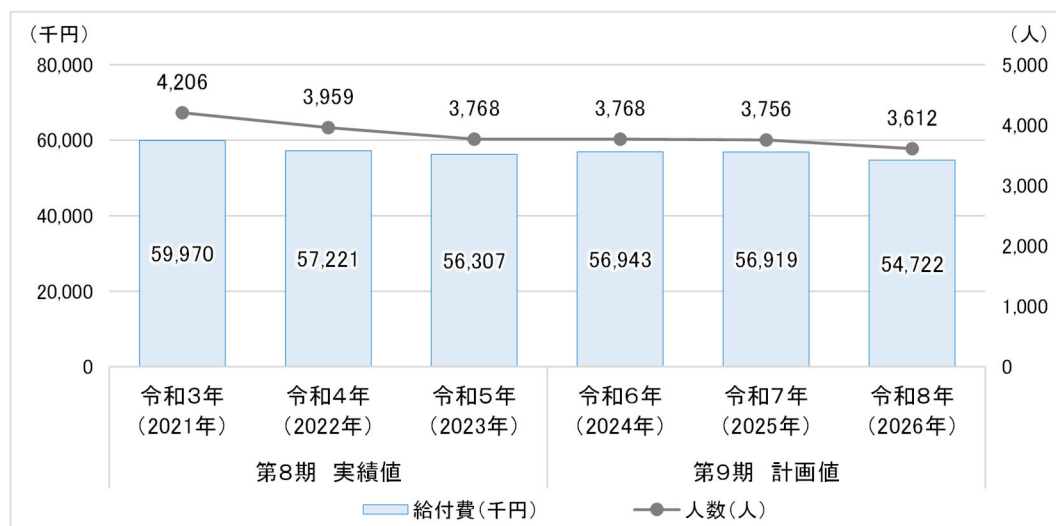


(4) 居宅介護支援／介護予防支援

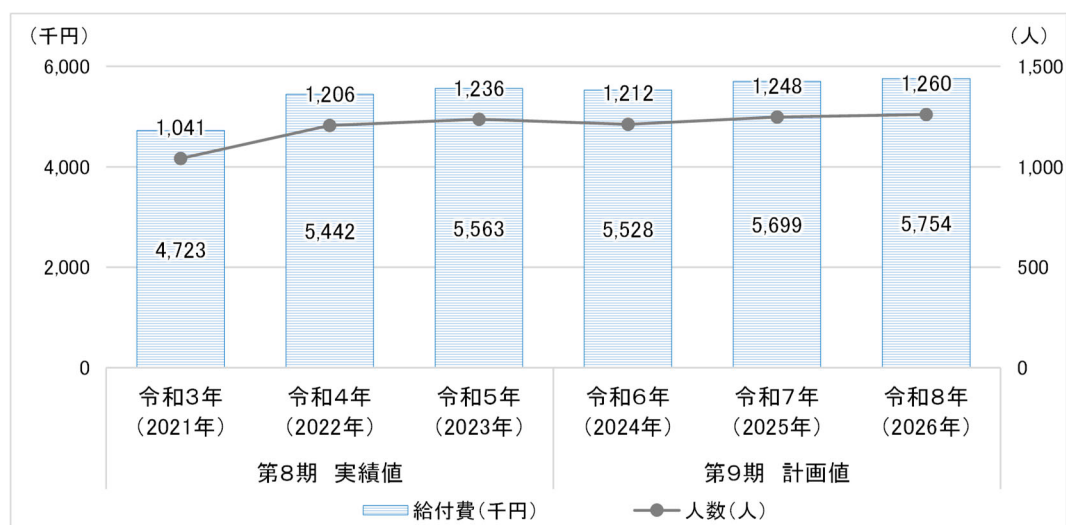
居宅サービス等を適切に利用できるようサービスの種類、内容等を定めた計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の必要な支援を行うサービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
居宅介護支援						
給付費(千円)	59,970	57,221	56,307	56,943	56,919	54,722
人数(人)	4,206	3,959	3,768	3,768	3,756	3,612
介護予防支援						
給付費(千円)	4,723	5,442	5,563	5,528	5,699	5,754
人数(人)	1,041	1,206	1,236	1,212	1,248	1,260

■居宅介護支援



■介護予防支援



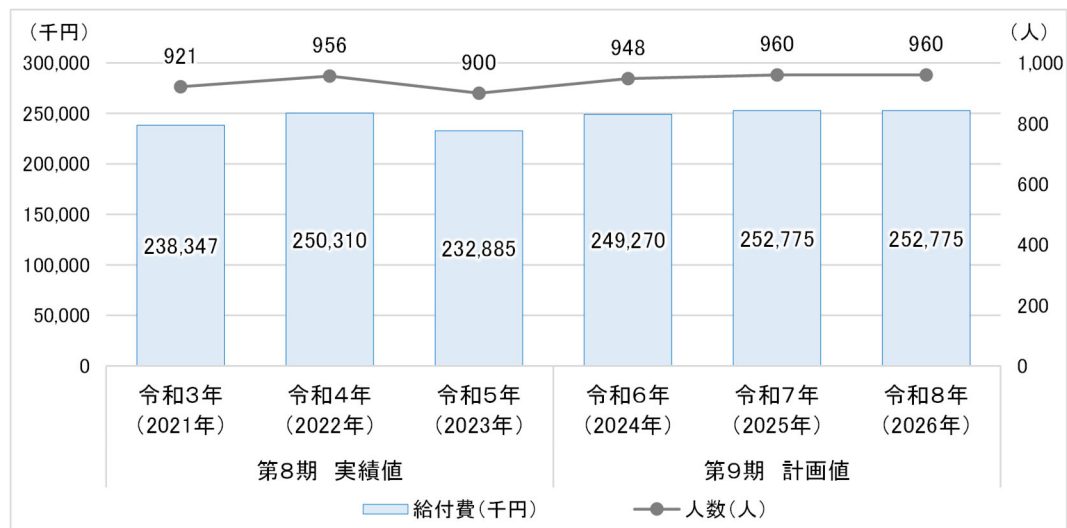
(5) 施設サービス

①介護老人福祉施設

常時介護が必要で、在宅生活が困難な要介護者に、施設サービス計画に基づいて、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設サービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
介護老人福祉施設						
給付費(千円)	238,347	250,310	232,885	249,270	252,775	252,775
人数(人)	921	956	900	948	960	960

■介護老人福祉施設

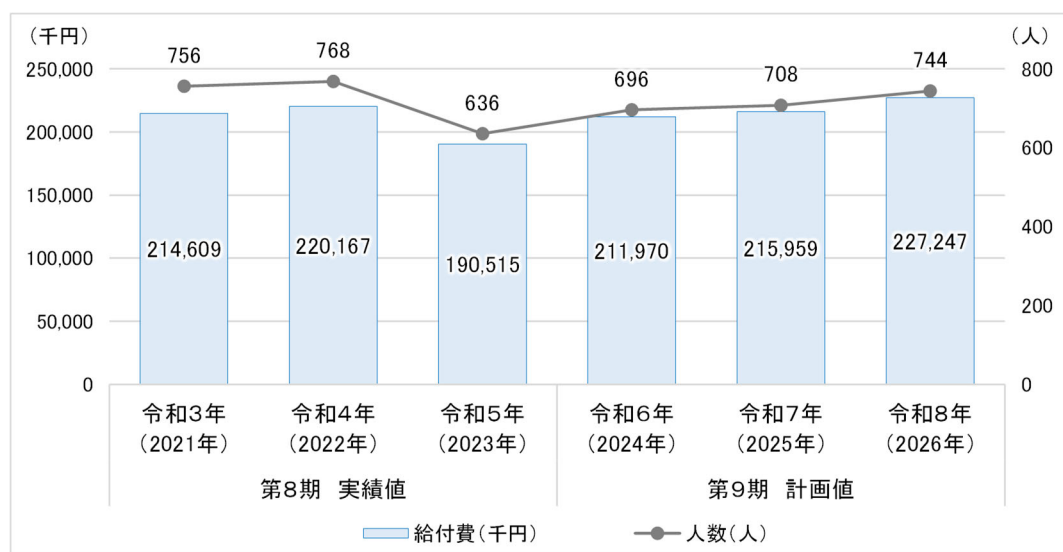


②介護老人保健施設

症状安定期にある要介護者に施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設サービスです。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
介護老人保健施設						
給付費(千円)	214,609	220,167	190,515	211,970	215,959	227,247
人数(人)	756	768	636	696	708	744

■介護老人保健施設

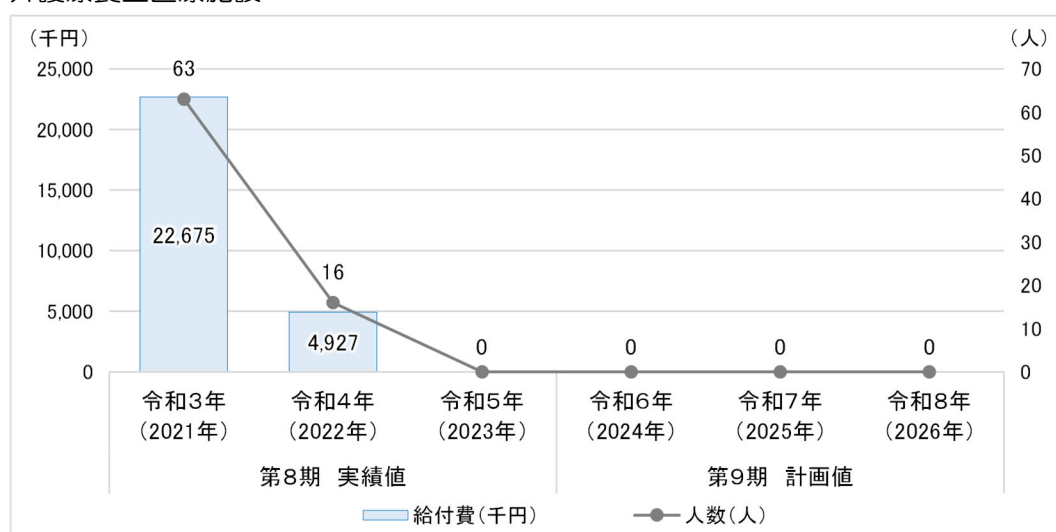


③介護療養型医療施設

症状が安定しており長期療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話等を行う施設サービスです。令和5（2023）年度末で廃止となります。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
介護療養型医療施設						
給付費(千円)	22,675	4,927	0			
人数(人)	63	16	0			

■介護療養型医療施設



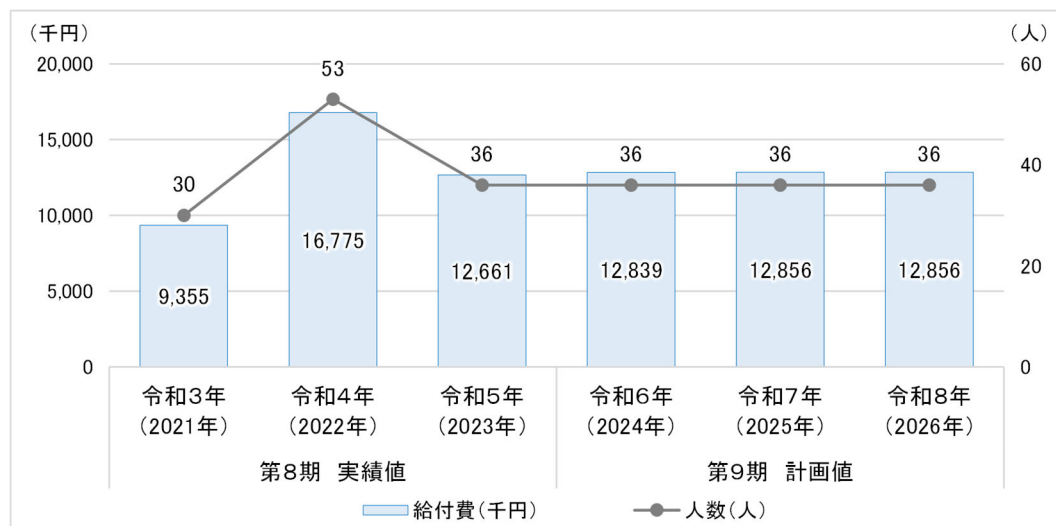
④介護医療院

要介護者に、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供する、生活施設としての機能を兼ね備えた施設サービスです。

令和5（2023）年度末で廃止となる介護療養型医療施設の機能を引き継ぐもので、要介護1以上で利用することができます。

	第8期 実績値			第9期 計画値		
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)
介護医療院						
給付費(千円)	9,355	16,775	12,661	12,839	12,856	12,856
人数(人)	30	53	36	36	36	36

■介護医療院

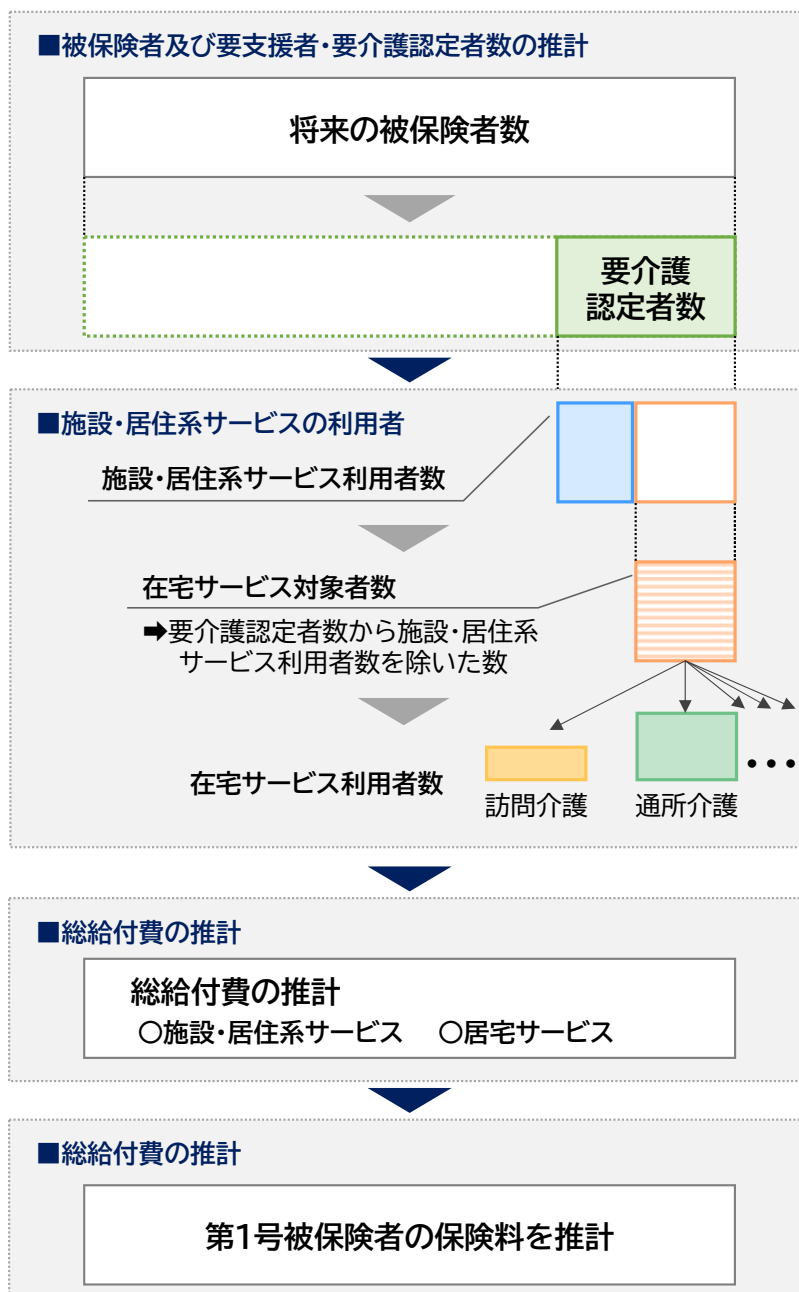


2. 保険料の算定

(1) 介護保険事業量の見込み

① 介護給付費等対象サービス見込み量の推計手順

第9期介護保険事業計画における介護給付対象サービスの見込み量算出作業の全体イメージは以下のとおりとなります。



※サービス見込量の推計にあたっては、実際の計算の中で利用者数に小数点以下の端数が生じている関係から、集計が一致しない場合があります。また、給付費の推計についても、千円単位での表記の場合は、端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

(2) 標準給付費と介護保険料の見込み

① 標準給付費見込額

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの標準給付費見込額は以下のとおりとなります。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
総給付費（財政影響額調整後）	1,221,716,000	1,226,797,000	1,234,348,000
特定入所者介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	49,613,905	49,731,613	49,260,782
特定入所者介護サービス費等 給付額	48,861,439	48,977,362	48,513,671
制度改正に伴う財政影響額	752,466	754,251	747,111
高額介護サービス費等給付額 （財政影響額調整後）	32,898,960	33,152,810	33,426,968
高額介護サービス費等給付額	32,400,000	32,650,000	32,920,000
高額介護サービス費等の利用者 負担の見直し等に伴う財政影響額	498,960	502,810	506,968
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,750,000	3,750,000	3,750,000
算定対象審査支払手数料	1,805,000	1,805,000	1,805,000
審査支払手数料支払件数（件）	19,000	19,000	19,000
標準給付費見込額（小計）	1,309,783,865	1,315,236,423	1,322,590,750
標準給付費見込額（3年間計）	3,947,611,038		

※特定入所者介護サービス費等給付

低所得の方の介護保険施設等の利用が困難とならないように、食費と居住費の一定額以上が保険給付される制度です。

※高額介護サービス費等給付、高額医療合算介護サービス費等給付

介護サービスを利用して、支払った自己負担額が一定額を超えた場合に支給されます。

※算定対象審査支払手数料

介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託している国民健康保険団体連合会に対して、支払う手数料です。

② 地域支援事業費

地域支援事業における各事業の事業費見込みは以下のとおりです。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
介護予防・日常生活支援総合事業費	34,380,000	35,180,000	35,380,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	17,281,000	17,281,000	17,281,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	5,382,000	5,382,000	5,382,000
地域支援事業費(小計)	57,043,000	57,843,000	58,043,000
地域支援事業費(3年間計)	172,929,000		

③ 第1号被保険者負担分相当額

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第1号被保険者の負担割合23%を乗じた値が第1号被保険者負担相当額となります。

第1号被保険者負担相当額

＝(①標準給付費見込額(3,947,611,038円)＋②地域支援事業費(172,929,000円))
×1号被保険者負担割合(23%)

第1号被保険者負担相当額 947,724,209円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
第1号被保険者の 負担相当額	314,370,179	315,808,267	317,545,763	947,724,209

④ 保険料収納必要額

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの第9期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

保険料収納必要額

＝③第1号被保険者負担相当額（947,724,209 円）＋調整交付金相当額（202,627,552 円）－調整交付金見込額（177,885,000 円）＋財政安定化基金拠出金（0 円）＋財政安定化基金償還金（0 円）－準備基金取崩額（81,000,000 円）＋審査支払手数料差引額（0 円）＋市町村特別給付費等（0 円）＋市町村相互財政安定化事業負担額（0 円）－保険者機能強化推進交付金等の交付見込額（9,000,000 円）

保険料収納必要額 882,466,761 円

調整交付金相当額	202,627,552
調整交付金見込額	177,885,000
財政安定化基金拠出金	0
財政安定化基金償還金	0
準備基金取崩額	81,000,000
審査支払手数料差引額	0
市町村特別給付費等	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	9,000,000
保険料収納必要額	882,466,761

⑤ 所得段階別加入者数の推計

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの所得段階別加入者数の見込みは以下のとおりとなります。

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合 令和6年度～ 令和8年度
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	
第1段階		695	691	685	0.455
第2段階		543	540	535	0.685
第3段階		436	433	430	0.690
第4段階		374	372	369	0.900
第5段階		650	646	640	1.00
第6段階		708	703	697	1.20
第7段階	1,200,000	432	429	426	1.30
第8段階	2,100,000	152	151	150	1.50
第9段階	3,200,000	53	53	53	1.70
第10段階	4,200,000	29	29	28	1.90
第11段階	5,200,000	8	8	8	2.10
第12段階	6,200,000	8	8	8	2.30
第13段階	7,200,000	25	25	24	2.40
計		4,113	4,088	4,053	

⑥ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの所得段階別加入者数を用いて算出された、「所得段階別加入割合補正後被保険者数」は以下のとおりとなります。

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	合計
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	3,855	3,832	3,798	11,486

⑦ 介護保険料基準額の算定

介護保険料基準額は以下のとおりとなります。

介護保険料基準額

＝④保険料収納必要額（882,466,761 円）÷ 予定保険料収納率（98.5%）

÷ ⑥所得段階別加入者割合補正後被保険者数（11,486 人）÷ 12 か月

介護保険料基準額（月額）＝6,500 円

保険料段階	基準額割合	年額	対象者	
第 1 段階	0.285	22,230	住民税非課税世帯	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者または、前年の合計所得金額*と課税年金収入額合計が、80 万円以下の人
第 2 段階	0.485	37,830		前年の合計所得金額と課税年金収入金額合計が 80 万円超 120 万円以下の人
第 3 段階	0.685	53,430		前年の合計所得金額と課税年金収入金額合計が 120 万円超の人
第 4 段階	0.90	70,200	住民税非課税	前年の合計所得金額と課税年金収入額合計が 80 万円以下の人
第 5 段階	1.00	78,000		前年の合計所得金額と課税年金収入額合計が 80 万円超の人
第 6 段階	1.20	93,600	住民税課税世帯	前年の合計所得金額が、120 万円未満の人
第 7 段階	1.30	101,400		前年の合計所得金額が、120 万円以上 210 万円未満の人
第 8 段階	1.50	117,000		前年の合計所得金額が、210 万円以上 320 万円未満の人
第 9 段階	1.70	132,600		前年の合計所得金額が、320 万円以上 420 万円未満の人
第 10 段階	1.90	148,200		前年の合計所得金額が、420 万円以上の人 520 万円未満の人
第 11 段階	2.10	163,800		前年の合計所得金額が、520 万円以上の人 620 万円未満の人
第 12 段階	2.30	179,400		前年の合計所得金額が、620 万円以上の人 720 万円未満の人
第 13 段階	2.40	187,200		前年の合計所得金額が、720 万円以上の人

第6章 計画の推進について

本計画の基本理念である「笑顔あふれるまちづくり」を実現し、すべての高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、笑顔で安心していきいきと生涯を送ることのできる社会をつくるためには、この第9期計画を円滑に推進し、地域包括ケアシステムの充実を進め、地域共生社会を実現していく必要があります。

そのために、広報及び計画の推進体制を整え、PDCAサイクルによる進捗状況の管理・評価を行い施策の推進をしていきます。

※PDCA：Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。



1. 計画の周知

本計画について、町広報誌・ホームページ等の各種媒体を利用して広報し、地域の住民組織や関連団体等へも周知を行っていきます。

2. 連携体制の強化

(1) 庁内連携体制

健康推進課、民生児童課、地域包括支援センター等の事業担当部署が、本計画に基づき事業を推進するとともに、総合計画や地域福祉計画との整合性を図りながら総合的な庁内連携を図ります。

(2) 関連団体、住民組織との連携

社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、民生委員・児童委員、食生活改善推進員、老人クラブ連合会、ボランティアグループ等の住民組織との連携を強化して地域包括ケアを推進します。

第7章 資料編

上板町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事業を円滑に実施するため、上板町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」と言う。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- （1）高齢者福祉計画策定に関すること。
- （2）介護保険事業計画策定に関すること。
- （3）その他計画策定に関する必要な事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

- 2 学識経験者、保健医療関係者、福祉団体関係者、被保険者等のうちから町長が委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選による。

- 2 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員会）

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

（事務）

第6条 委員会の庶務は、健康推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

上板町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月 発行

発行者

上板町

〒771-1392

徳島県板野郡上板町七條字経塚42番地

TEL：088-694-6810（健康推進課）

FAX：088-694-5903

H P：http://www.townkamiita.jp/
